

平成 29 年
年 次 報 告 書

平成 3 0 年 1 2 月

参議院情報監視審査会

目 次

1	報告書の趣旨及び対象期間	1
2	審査会の任務・権限等	
	(1) 審査会の組織等	1
	(2) 審査会の任務・権限等	2
3	審査会の活動経過等	
	(1) 活動経過の概要	3
	①第193回国会（常会）	3
	②第195回国会（特別会）	3
	③第196回国会（常会）	3
	(2) 調査の経過及び結果	4
	①調査の概要	4
	②調査の経過	7
	（ア）第195回国会（特別会）	7
	（イ）第196回国会（常会）	9
	③主な要改善・指摘事項	54
	④年次報告書における指摘事項等に係る政府の対応	56
	（ア）平成27年年次報告書分	56
	（イ）平成28年年次報告書分	58
	(3) 審査の経過及び結果	60
	(4) 特定秘密の提出・提示の要求	60
	(5) 勧告	60
	資料	61

1 報告書の趣旨及び対象期間

参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）は、参議院情報監視審査会規程（平成26年6月20日議決。以下「審査会規程」という。）第22条第1項の規定により、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、会長から議長に提出するものとされている。本報告書は、この規定に基づく報告であり、平成29年5月1日から平成30年11月30日までの間を対象期間としている。

2 審査会の任務・権限等

（1）審査会の組織等

審査会は、8名の委員で組織される¹（審査会規程第2条）。委員は、各会派の所属議員数の比率により各会派に割当て²、本会議の議決により選任される³（同第3条）。会長は、審査会において委員により互選される（同第7条）。

1 資料1参照。

2 対象期間中の委員の会派構成は、以下のとおりである。

（平29.5.1～）

自由民主党・こころ4、民進党・新緑風会2、公明党1、日本共産党1

（平30.5.11～）

自由民主党・こころ4、公明党1、国民民主党・新緑風会1、

立憲民主党・民友会1、日本共産党1

（平30.10.24～）

自由民主党・国民の声4、公明党1、立憲民主党・民友会1、

国民民主党・新緑風会1、日本共産党1

3 第193回国会（常会）閉会后、平成29年8月7日、委員2名が辞任し、欠員となった。第194回国会（臨時会）召集日の平成29年9月28日、本会議において、委員1名の辞任が認められ、欠員となっていた委員2名を併せて新たに委員3名が選任された。同日、新たに選任された委員は宣誓を行った。

第196回国会（常会）、平成30年5月11日、本会議において委員1名の辞任が認められ、新たに委員1名が選任された。同日、新たに選任された委員は宣誓を行った。

第196回国会閉会后、平成30年10月4日、委員1名が辞任し、欠員となった。第197回国会（臨時会）召集日の平成30年10月24日、本会議において、委員1名の辞任が認められ、欠員となっていた委員1名を併せて新たに委員2名が選任された。同日、新たに選任された委員は宣誓を行った。

なお、詳細は資料23参照。

委員は、審査会の会議録の中で特に秘密を要するものと決議した部分及び審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓を行う（審査会規程第4条第1項）。

委員のほか、議長及び副議長は、審査会に出席し、発言することができる（審査会規程第16条）。また、審査会に審査を要請した委員会又は調査会の委員長又は調査会長及び2名の理事は、議院の承認を得た上で（常任委員長は承認不要）、審査会に出席し、発言することができる（同第17条）。

また、審査会の事務を処理させるため事務局を置き（審査会規程第31条）、適性評価により特定秘密を漏らすおそれがないと認められた職員が事務を行っている（国会法（昭和22年法律第79号）第102条の18）。

（2）審査会の任務・権限等

審査会は、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査し、議院等からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査する（国会法第102条の13）。

審査会は、調査のため、毎年、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第19条の規定による政府の報告を受けるほか（国会法第102条の14）、行政機関の長に対して特定秘密の提出又は提示を求めることなどができる（同法第102条の15第1項等）。調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対して特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨を勧告でき、勧告の結果とられた措置の報告を求めることができる（同法第102条の16）。

審査会は、審査のため、行政機関の長に対して特定秘密の提出又は提示を求めることなどができる（国会法第102条の17第2項等）。審査の結果、必要があると認めるときは、議院等の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨などの勧告をすることができる（同法第102条の17第5項等）（資料2参照）。

3 審査会の活動経過等

(1) 活動経過の概要

① 第193回国会（常会）

回	年月日	概要
第2回	平成29年6月7日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年年次報告書案を平成28年年次報告書として議長に提出することを決定 平成28年年次報告書についての本会議における報告を申し出ることを決定 (伊達参議院議長及び郡司参議院副議長出席)

② 第195回国会（特別会）⁴

回	年月日	概要
第1回	平成29年11月28日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 政府の年次報告について、上川国務大臣から説明聴取

③ 第196回国会（常会）

回	年月日	概要
第1回	平成30年2月20日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 本審査会の平成27年年次報告書における指摘事項（サードパーティールール）について、上川国務大臣に対し質疑 (冒頭を除き公開で行われた。) (葉梨内閣府副大臣出席)
第2回	平成30年4月3日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 本審査会の平成27年年次報告書における指摘事項（サードパーティールール）について、上川国務大臣に対し質疑 (冒頭を除き公開で行われた。) (葉梨内閣府副大臣出席)
第3回	平成30年4月11日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 政府の年次報告について、内閣官房（内閣情報調査室）から補足説明聴取、葉梨内閣府副大臣及び内閣官房（内閣情報調査室）に対し質疑（平成28年末時点で適性評価のみ実施した12の行政機関における適性評価の実施の状況についての概要説明を含む。）

4 第194回国会（臨時会：平成29年9月28日の召集日当日に衆議院解散）の開会中及び閉会后において、審査会は開会されなかった。

		<ul style="list-style-type: none"> ・本審査会の年次報告書における指摘事項等について、内閣官房（内閣情報調査室）から説明聴取・質疑（葉梨内閣府副大臣出席） ・内閣府独立公文書管理監報告の概要について、内閣府独立公文書管理監から説明聴取・質疑
第4回	平成30年4月27日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・本審査会の年次報告書における指摘事項等（他の行政機関等への特定秘密の提供）について、内閣官房（内閣情報調査室）から説明聴取、同件及び政府の年次報告について上川国务大臣及び内閣官房（内閣情報調査室）に対し質疑（葉梨内閣府副大臣出席） ・内閣府独立公文書管理監報告の概要（特定行政文書ファイル等の廃棄の適否）について、内閣府独立公文書管理監から説明聴取・質疑
第5回	平成30年5月25日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、11の行政機関から説明聴取
第6回	平成30年6月8日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省、海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁の特定秘密指定書等について、説明聴取・質疑
第7回	平成30年6月15日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・本審査会の年次報告書における指摘事項等（他の行政機関等への特定秘密の提供状況が国会報告事項でない理由）に関する質疑について、内閣官房（内閣情報調査室）から説明聴取・質疑 ・国家安全保障会議、内閣官房、警察庁、総務省及び公安調査庁の特定秘密指定書について、説明聴取・質疑

※ 調査の詳細については、（２）②調査の経過を参照。

（２）調査の経過及び結果

①調査の概要

審査会の調査は、国会法第102条の13に定める設置の趣旨に鑑み、原則として、「行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する調査」を議題として行われている。

審査会では、政府から、「特定秘密の指定及びその解除並びに

適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」⁵（以下「運用基準」という。）V5(3)イに基づき平成29年5月19日に提出を受けた「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」⁶（以下「政府の年次報告」という。）（資料17(1)参照）及び特定秘密指定管理簿⁷を取りまとめたもの（以下「指定管理簿」という。）のほか、各行政機関の長が特定秘密について、指定、指定の解除、指定された情報の一部解除⁸及び指定の有効期間の延長を行った際に作成される文書である特定秘密指定書、特定秘密指定解除書、特定秘密指定一部解除書及び特定秘密指定延長書⁹の提出を受けた¹⁰。

-
- 5 平成26年10月14日に閣議決定された特定秘密保護法第18条第1項に定める特定秘密の指定等の運用基準である。資料21参照。
 - 6 特定秘密保護法第19条の規定に基づき、平成28年1月1日から12月31日までの期間における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、同法第18条第3項に規定する意見を付して、報告するものである。
 - 7 特定秘密の指定及びその解除を適切に管理するための帳簿で、指定をした年月日、有効期間、特定秘密の概要等を記載し、又は記録したもの（特定秘密保護法施行令第4条）。
 - 8 特定秘密の指定の一部解除を行うことについては、特定秘密保護法、同法施行令、運用基準において明記されていないが、特定秘密の指定及び解除という制度に内在するものとして、指定された特定秘密の一部を特定秘密として取り扱うことを要しなくなった場合には、行政機関の長は元の指定を維持したまま、その一部を解除することができるものと解される。（出典）「特定秘密の保護に関する法律逐条解説」36頁（平26.12.9）（内閣官房特定秘密保護法施行準備室）
 - 9 各行政機関共通の名称ではないが、本報告書では以下の内容が記載された文書として、それぞれ分類している。
 - (1) 特定秘密指定書（指定書）：対象情報、指定の整理番号、法別表の事項の細目のいずれに関するものであるかの別、指定の理由、当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職、当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲、指定の有効期間等
 - (2) 特定秘密指定解除書：対象情報、指定の整理番号、指定の解除の理由等
 - (3) 特定秘密指定一部解除書：一部解除した情報、指定の整理番号、指定の一部解除の理由、一部解除後の指定に係る情報等
 - (4) 特定秘密指定延長書：対象情報、指定の整理番号、法別表の事項の細目のいずれに関するものであるかの別、指定の有効期間延長の理由、当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職、当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲、延長後の指定の有効期間等
 - 10 指定管理簿、特定秘密指定書、特定秘密指定解除書、特定秘密指定一部解除書、特定秘密指定延長書については、不開示情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（以下「情報公開法」という。）第5条各号に掲げる情報をいう。以下同じ。）を記録した部分を除いた（いわゆる黒塗り）もの及びこれを除いていないものの2種類の提出を受けた。

今般の調査は、まず、上川国務大臣¹¹から政府の年次報告について概要説明を聴取した。その後、公開の審査会¹²を2回開会し、サードパーティールール¹³の適用がある特定秘密の国会への提供に関する政府の対応について質疑¹⁴を行った。

次に、政府参考人（内閣官房（内閣情報調査室））から政府の年次報告についての補足説明及び平成28年末時点で適性評価のみを実施した12の行政機関¹⁵における適性評価の実施の状況の説明を聴取し、質疑を行った。

あわせて、政府参考人（内閣官房（内閣情報調査室））から本審査会の平成27年年次報告書及び平成28年年次報告書における指摘事項等に係る政府の対応について説明を聴取し、質疑を行った。

また、政府参考人（内閣府独立公文書管理監¹⁶）から、平成29年5月19日に同管理監が公表した「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」¹⁷（以下「内閣府独立公文書管理監報告」という。）（資料18（1）参照）の概要説明を聴取し、質疑を行った。

その後、平成28年末時点で特定秘密を指定している11の行政機

-
- 11 特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する国務大臣。
 - 12 審査会は、議員その他の者の傍聴を許すものとする決議を行った場合を除き、非公開で行われる（審査会規程第26条第1項及び第2項）。
 - 13 提供された情報を情報提供元の承諾なくして別の第三者に提供してはならないという、主に情報機関の間に存在する実務上生まれた慣習である（第196回国会参議院情報監視審査会会議録第1号1頁（平30.2.20））。
 - 14 秘密保全と個々の委員の発言権の保障に配慮した質疑の在り方について委員間で合意に至ったことにより、中曽根会長が上川国務大臣に対し、審査会を代表して質疑を行った。
 - 15 内閣法制局、内閣府、宮内庁、金融庁、公安審査委員会、財務省、文部科学省、厚生労働省、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁及び原子力規制委員会。
 - 16 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密保護法附則第9条の規定に基づき、同法の適正な運用を確保するため、独立した公正な立場から検証・監察を行う機関が必要との認識の下、その設置等の検討が進められた結果、同法の施行日（平26.12.10）に設置された。
 - 17 運用基準V5（1）オにおいて、内閣府独立公文書管理監（これを長とする情報保全監察室の職員を含む。）は、特定秘密の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を、毎年1回、内閣総理大臣に報告するとともに公表することとされている。

関¹⁸から、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について説明の聴取を行った後、審査会が抽出した計64件（資料5参照）の特定秘密の指定又は解除の状況について、関係行政機関から、さらに説明を聴取し、質疑を行った。

②調査の経過

（ア）第195回国会（特別会）

○平成29年11月28日（火）第1回審査会

（a）政府の年次報告の説明聴取

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について、上川国務大臣から概要説明を聴取した。

【上川国務大臣の説明の概要】（特定秘密の指定件数等の詳細については、資料6～16参照）

- ・ 政府の年次報告（平成29年5月19日）は、特定秘密の指定等の状況を政府において取りまとめ、有識者¹⁹の意見を付して国会に報告するとともに、公表するものである。
- ・ 対象期間は、平成28年1月1日から12月31日までである。
- ・ 特定秘密の指定権限を有する行政機関は、20機関²⁰である。
- ・ 対象期間中、9行政機関において49件の特定秘密が指定された。

18 国家安全保障会議、内閣官房、警察庁、総務省、法務省、公安調査庁、外務省、経済産業省、海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁。

19 有識者とは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する専門家であり、情報保全諮問会議の構成員である。

なお、情報保全諮問会議とは、特定秘密保護法の適正な運用を確保するために開催される会議であり、平成26年1月14日内閣総理大臣決裁により開催が決定された。

20 国家安全保障会議、内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、資源エネルギー庁、海上保安庁、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁。

- ・ 対象期間中、3行政機関において5件の特定秘密の指定が解除された。
- ・ 対象期間中、海上保安庁において1件の指定の有効期間が延長された。
- ・ 対象期間中、政府全体で20,849件の適性評価が実施された。全ての適性評価について、特定秘密を漏らすおそれがないものと認められた。評価対象者が実施について同意をしなかった件数は、政府全体で10件であった。
- ・ 対象期間末時点において、11行政機関で487件の特定秘密が指定されている。
- ・ 対象期間末時点における特定秘密が記録された行政文書の保有件数は、政府全体で326,183件であった。
- ・ 対象期間末時点における適性評価を経て特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、112,331人であった。
- ・ 内閣府独立公文書管理監により検証・監察が行われた結果、特定秘密の指定等に関する是正の求め²¹や意見²²がなされたが、関係行政機関によって必要な措置が講じられた。
- ・ 審査会の平成27年年次報告書において政府に対してなされた6点の指摘²³について政府で対応を検討し、審査会で説明した旨を記載している。
- ・ 審査会の平成28年年次報告書においてサードパーティールール²³の適用がある特定秘密の提供に関する政府

21 内閣府独立公文書管理監は、平成28年8月9日付けで是正の求め等を行った。資料19(1)参照。

22 平成28年4月25日、内閣府独立公文書管理監は、内閣保全監視委員会（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務の公正かつ能率的な遂行を図るため、運用基準V1(2)に基づき設置される）に対して、意見を述べている。

また、内閣府独立公文書管理監は、平成28年8月9日付け是正の求め等の際にも、内閣保全監視委員会に対して意見を述べている。意見の内容については、資料19(1)中「Ⅱ 平成26年中に指定された特定秘密の文書等への記録・表示」、「2 内閣保全監視委員会への意見 1件」参照。

23 指摘の内容は「年次報告書における指摘事項等に係る政府の対応 (ア) 平成27年年次報告書分」(56頁)を参照。

に対する指摘²⁴があったことを踏まえ、政府において、他の行政機関等への特定秘密の提供状況などについて把握に努めている。

- ・ 内閣府独立公文書管理監から特定秘密保護法のより一層適正な運用に努められたい旨の意見があった。
- ・ 第6回情報保全諮問会議において、有識者から本報告に関する意見があったので、必要な修正を行った。また、特定秘密保護法の運用等に関する意見もあったので、それを掲載した。

(イ) 第196回国会（常会）

○平成30年2月20日（火）第1回審査会

(a) サードパーティールールについての公開の審査会での質疑

本審査会の平成27年年次報告書における指摘事項に関する件のうち、「サードパーティールール」（サードパーティールールの適用がある特定秘密を国会が提供を求めた場合の政府の対応）について、秘密保全と個々の委員の発言権の保障に配慮した質疑の在り方について委員間で合意に至ったことにより、公開の審査会において、中曽根会長が上川国務大臣に対し、審査会を代表して質疑を行った。

主な質疑事項及び答弁は以下のとおりである²⁵。

【主な質疑事項及び答弁】

- サードパーティールールの適用がある特定秘密について、国会がその提供を求めた場合、政府はどのように対応するのか。
 - 御指摘のサードパーティールールとは、提供された情報を情報提供元の承諾なくして別の第三者に提供してはならないという、主に情報機関の間に存在する実務上生まれた慣習であります。

24 指摘の内容は「年次報告書における指摘事項等に係る政府の対応（イ）平成28年年次報告書分」（58頁）を参照。

25 詳細は、第196回国会参議院情報監視審査会会議録第1号（平30.2.20）参照。

サードパーティールールが適用される特定秘密について、保護措置の講じられた国会からその提供の求めがあった場合、情報提供元との信頼関係を維持しつつ、情報提供元の承諾を得られた場合には提供することが適切であると考えております。

ただし、情報提供元との信頼関係を維持しつつ、保護措置の講じられた国会からの求めに対応できるよう情報提供元の承諾を得て提供できるかどうかについては、求められる情報の種類や情報提供元との関係等、個別具体の状況によるものであって、どのような情報の提供を求められるか分からない現段階において予断を持ってお答えすることは困難ですが、いずれにせよ、国権の最高機関たる国会からの求めであることを踏まえて、適切に対応したいと考えます。

- 特定秘密保護法案審査時の森国務大臣の答弁²⁶について、「サードパーティールールの適用がある特定秘密のうち、国会に提供することができないものはほとんどない」、「サードパーティールールの適用がある特定秘密も原則として国会に提供する」という趣旨ではないかとの指摘があるが、当該答弁の真意は何か。その真意と本日の上川国務大臣答弁の趣旨に相違はあるのか。

→ 特定秘密保護法案審査時には、国会への特定秘密の提供が可能か否かという点をめぐって質疑が行われました。

その際の質問は、特定秘密全体を対象にして、何が国会に提供されないのかという趣旨のものであり、サードパーティールールが適用される情報の中でどの程度の割合の情報が国会に提供できるのかという趣旨の質問ではありませんでした。

これに対する答弁は、特定秘密全体については原則として提出するとしつつ、その例外の一例として、サード

26 第185回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会議録第10号17頁（平25.11.11）、第185回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会議録第13号23～24頁（平25.11.14）、第185回国会参議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第9号11頁（平25.11.28）など。

パーティールールが適用される場合等を示すというものであります。

当時の答弁は、サードパーティールールの適用のある特定秘密のうち、国会に提供することができないものはほとんどない、サードパーティールールの適用がある特定秘密も原則として国会に提供するという趣旨ではないかとの御指摘ですが、むしろ、当時の一連の答弁は、特定秘密全体について、国会に出すのかどうかという観点から、保護措置の講じられた国会には特定秘密を原則出さずということ、ただし、サードパーティールールはその例外であること、そして、そのサードパーティールールにより提供に限定がされる場合は特定秘密全体の中で少ないということという三つのことを繰り返し述べていたものであると承知しています。サードパーティールールの適用のある特定秘密のうち、国会に提供することができないものはほとんどない、サードパーティールールが適用される情報も原則として国会に提供するといった趣旨の答弁はしていないと承知しています。

もっとも、これまで御説明しているように、サードパーティールールの適用のある特定秘密についても、情報提供元の承諾が得られた場合には、保護措置が講じられた国会には提供し、できる限り審査会への説明を尽くしてまいりべく、政府内で認識を統一したところであります。したがって、先ほどの説明と法案審査時の答弁との間にはそごはないものと認識しています。

○ 審査会がサードパーティールールの適用がある特定秘密の提供を要求した場合、政府は提出に向け努力をするのか。

→ 情報監視審査会からサードパーティールールの適用がある特定秘密の提出について要求があった場合については、国権の最高機関たる国会からの求めであることを真摯に受け止め、これまで説明した内容を踏まえて、適切に対応してまいります。すなわち、サードパーティールールが適用される特定秘密の保護措置の講じられた国

会への提供に関し、情報提供元の承諾を得られた場合には、当該特定秘密を提供してまいる所存です。

ただし、情報提供元との信頼関係を維持しつつ、保護措置の講じられた国会からの求めに対応できるよう情報提供元の承諾を得て提供できるかどうかについては、求められる情報の種類や情報提供元との関係等、個別具体の状況によるものであって、どのような情報の提供が求められるか分からない現段階において予断を持って申し上げることは困難ですが、いずれにせよ、国権の最高機関たる国会からの求めであることを踏まえて、適切に対応したいと考えます。

- サードパーティールールのある特定秘密の中でも国会に提供されないのは極めて限定的な場合のみである旨の平成25年11月14日の衆議院国家安全保障に関する特別委員会における森国務大臣の答弁²⁷は維持されているか。

→ 御指摘の平成25年11月14日の衆議院国家安全保障に関する特別委員会における質疑では、まず、引用された答弁の前に、国会に対しては、10条の1項1号のイに書いてありまして、通常、国会内で保護措置を講じていただきましたら、原則として提供するものと解釈をしております、それは、サードパーティールールなどの極めて例外的な場合を除いて、原則として提供するというふうに答弁をさせていただいておりますと答弁しています。

御指摘の引用箇所の前半部分である、サードパーティールールのような、第三者にこれは提供しないでくださいということで受け取った場合には、その提供者、また提供者が例えば外国である場合、これは内閣限りにしてくださいというようなことがもし万が一あった場合は、その場合は例外的に、この我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれというのに当たると思いますので、その場合は提供しないこともあると答弁した部分は、その前の部分と同じく、サードパーティールールが

27 第185回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会議録第13号23～24頁（平25.11.14）。

適用される場合は例外的に特定秘密を提供できないことがある趣旨を述べたと理解しています。

さらに、次に御指摘の引用箇所の後半部分である、外国から提供を受けるときに、国会にさえ、その秘密会にさえ提供することがいけないというふうな限定をされるということは、極めて、本当にまれな場合だと思えますので、そういう場合に限られますと答弁した部分は、サードパーティールールにより提供に限定がされる場合は、サードパーティールールの適用のある特定秘密の中ではなく、特定秘密全体の中でまれであることを説明しているものと理解しています。

当時の一連の答弁は、このように、特定秘密全体について、国会に提供するのかどうかという観点から、保護措置の講じられた国会には特定秘密を原則出すということ、ただし、サードパーティールールはその例外であること、そして、そのサードパーティールールにより提供に限定がされる場合は特定秘密全体の中で少ないということという三つのことを繰り返し述べていたものであると承知しています。

以上のように、法案審査時の答弁の趣旨は、サードパーティールールの中でも極めて限定的な場合のみが国会に対して提供されないサードパーティールールが適用される特定秘密となるといったものではありません。法定審査時の答弁の趣旨は現時点においても踏襲されており、立法時と国会に提出されない特定秘密の基準が異なるということはありません。政府がサードパーティールール適用対象に関する立場を二転三転させたとか、政府の答弁は国権の最高機関たる国会を軽んじているといった指摘は当たらないと認識しております。

- サードパーティールールの適用がある特定秘密の国会への提供の可否は、特定秘密に該当する個々の情報及び文書が判断の対象となり、特定秘密そのものが判断の対象となることはないという理解でよいのか。

→ サードパーティールールが適用される特定秘密を含め、特定秘密の国会への提供の可否については、個々の情報ごとに判断されるものと考えております。

○ サードパーティールールの適用がある特定秘密について、情報提供元に対して国会への提供の可否を照会することが原則であることを政府全体に徹底する必要があるのではないかと。

→ 政府としては、従来から、サードパーティールールが適用される特定秘密について、保護措置の講じられた国会からその提供の求めがあった場合、情報提供元との信頼関係を維持しつつ、情報提供元の承諾を得られた場合には提供することが適切であると考えており、この考え方について、改めて関係省庁間で認識を統一したところです。

ただし、情報提供元との信頼関係を維持しつつ、保護措置の講じられた国会からの求めに対応できるよう情報提供元の承諾を得て提供できるかどうかについては、求められる情報の種類や情報提供元との関係等、個別具体の状況によるものであって、どのような情報の提供を求められるか分からない現段階において予断を持ってお答えをすることは困難です。

いずれにせよ、国権の最高機関たる国会からの求めに対し、できる限り説明を尽くしてまいるべく、適切に対応したいと考えております。

○ サードパーティールールの適用がある特定秘密について、国会への提供の可否を情報提供元に照会できない場合でも、国会のチェックが及ぶよう必要なルールを整備して政府全体に徹底する必要があるのではないかと。

→ 御指摘の平成26年6月4日の衆議院内閣委員会における答弁²⁸は、サードパーティールールを必ずしも全ての場合確認できるかと申しますと、なかなか困難な場合もあろうかと思っております、ただ、私は、先ほどから申し上げ

28 第186回国会衆議院内閣委員会議録第22号2～4頁（平26.6.4）。

ているとおり、国会のチェックがしっかりと及ぶような制度をつくっていきたいという思いはありますので、原則として国会からの提供には応じていくというものであり、その前に、私は、容易に、提出できない場合を広げるという意味で言っているのではなくて、冒頭から申し上げておりますとおり、原則としては、国会から提出要求があった場合には応じていく、そういう趣旨で法律も定めてあるものというふうに理解しておりますという答弁があります。

政府としては、この答弁にあるとおり、保護措置を定めた国会には特定秘密を原則として提供することとし、説明を尽くしてまいりたいと考えております。

また、先ほど申し上げたとおり、サードパーティールールが適用される特定秘密の保護措置の講じられた国会への提供に関し、情報提供元の承諾を得られた場合には当該特定秘密を提供するという考え方について、関係省庁間で認識を統一したところであります。

情報提供元との信頼関係を維持しつつ、保護措置の講じられた国会からの求めに対応できるよう情報提供元の承諾を得て提供できるかどうかについては、求められる情報の種類や情報提供元との関係等、個別具体の状況によるものであって、どのような情報の提供を求められるか分からない現段階において予断を持ってお答えすることは困難ですが、いずれにせよ、国権の最高機関たる国会からの求めであることを踏まえて、適切に対応したいと考えます。

- 国家安全保障会議が指定した「平成25年及び平成26年に開催した国家安全保障会議の四大臣会合の審議を経て確認した国家安全保障会議の議論の結論」という特定秘密は、サードパーティールールの適用がある特定秘密に該当するのか。また、国会に提供できない特定秘密に該当するのか。

→ 御指摘の国家安全保障会議の特定秘密については、サードパーティールールが適用される特定秘密に当たる

か否かも含め、国会に提供できないケースに当たるか否かについては国家安全保障会議が個別具体的に判断を行います。その上で、特定秘密保護法担当大臣の立場で申し上げるとすれば、国家安全保障会議が指定する特定秘密には、サードパーティールールが適用されるなどにより、国会に提供できない特定秘密も含まれ得ると考えます。

最後に一言申し上げます。

特定秘密保護法が施行されてから三年がたちました。参議院情報監視審査会における本日の質疑のように、法案審議時に議論になった点と法施行後の運用状況とを照らし合わせていくプロセスは有益なことであると思えます。

私としましても、今後とも、特定秘密保護法の担当大臣として、法律の適正かつ円滑な施行に万全を期してまいります。

○平成30年4月3日（火）第2回審査会

(a) サードパーティールールについての公開の審査会での質疑

本審査会の平成27年年次報告書における指摘事項に関する件のうち、「サードパーティールール」（サードパーティールールの適用がある特定秘密を国会が提供を求めた場合の政府の対応）について、改めて確認すべき事項があるとの指摘がなされたため、前回の審査会（2月20日）同様、再度公開の審査会において、中曽根会長が上川国务大臣に対し、審査会を代表して質疑を行った。

主な質疑事項及び答弁は以下のとおりである²⁹。

【主な質疑事項及び答弁】

29 詳細は、第196回国会参議院情報監視審査会会議録第2号（平30.4.3）参照。

○ サードパーティールール³⁰の適用がある特定秘密は特定秘密全体の中で少ないことは過去の国会答弁でも明らかであったとの理解でよいか。

→ 本年2月の20日、参議院情報監視審査会で答弁したとおり、特定秘密保護法案審査時の一連の答弁は、特定秘密全体について国会に出すのかどうかという観点から、①保護措置の講じられた国会には特定秘密を原則出すということ、②ただし、サードパーティールールはその例外であること、③そして、そのサードパーティールールにより提供に限定がされる場合は特定秘密全体の中で少ないということという三つのことを繰り返し述べていたものであると承知をしております。

御指摘のとおり、サードパーティールールにより提供に限定がされる場合は特定秘密全体の中で少ないと考えます。

○ 上川国務大臣は、サードパーティールール³⁰の適用があるため提供が限定される特定秘密は特定秘密全体の中で少ないと繰り返し述べてきたものであると承知している旨答弁したが³⁰、「特定秘密全体の中で少ない」と明言した国会答弁は過去にあったか。

→ 特定秘密保護法案審査時における国会への特定秘密の提供の可否に関する質疑は、サードパーティールール³⁰の適用のある特定秘密に限定して行われてはいませんでした。

このような特定秘密全体について国会に出すのかどうかという質問を受けて、当時の答弁は、特定秘密全体の中でとは明言していないものの、①保護措置の講じられた国会には特定秘密を原則出すということ、②ただし、サードパーティールールはその例外であること、③そして、そのサードパーティールールにより提供に限定がされる場合は特定秘密全体の中で少ないということという三つのことを繰り返し述べていたものであると承知をしております。

30 第196回国会参議院情報監視審査会会議録第1号1～2頁(平30.2.20)。

○ 特定秘密保護法案審査時の森国務大臣の「外国から提供を受けるときに、国会にさえ、その秘密会にさえ提供することがいけないと限定されることは、極めて、本当にまれ、そういう場合に限られる」旨の答弁中³¹、「そういう場合」とは、提供者が外国であり内閣限りにしてくださいと明言される場合又は国会にさえ提供してはいけないと明言される場合だけか。

→ 御指摘の、平成25年11月14日の衆議院国家安全保障に関する特別委員会において森大臣は、保護措置の講じられた国会には特定秘密を原則出すことを述べつつ、サードパーティールールのような、第三者にこれは提供しないでくださいということを受け取った場合には、その提供者、また提供者が例えば外国である場合、これは内閣限りにしてくださいというようなことがもし万が一あった場合は、その場合は例外的に、この我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれというのに当たると思いますので、その場合は提供しないこともあると答弁しています。

その上で、ただし、外国から提供を受けるときに、国会にさえ、その秘密会にさえ提供することがいけないというふうな限定をされるということは、極めて、本当にまれな場合だと思しますので、そういう場合に限られますと答弁しており、そういう場合というのは、サードパーティールールにより国会への提供に限定が掛かる場合を指しているものであると理解しています。

○ サードパーティールールの適用があるため国会に提供できない場合とは、提供者が外国であり内閣限りにしてほしいと明言される場合、あるいは国会にさえ提供してはいけないと明言される場合以外に、いかなる場合があり得るか。

→ サードパーティールールが適用される特定秘密について、保護措置の講じられた国会からその提供の求め

31 第185回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会議録第13号23～24頁(平25.11.14)。

があった場合、情報提供元との信頼関係を維持しつつ、情報提供元の承諾を得られた場合には提供することが適切であると考えており、そのような場合ではないときは情報監視審査会に提供できない可能性があると考えます。

- 保護措置の講じられた国会からサードパーティールール
の適用がある特定秘密の提供を求められた場合には、
原則として情報提供元に承諾を求めるのか。

→ 情報提供元との信頼関係を維持しつつ、保護措置の講じられた国会からの求めに対応できるよう情報提供元の承諾を得て提供できるかどうかについては、求められる情報の種類や情報提供元との関係等、個別具体的な状況によるものであって、どのような情報の提供を求められるか分からない現段階において、情報提供元に確認することができるか否かも含め、予断を持ってお答えすることは困難であります。

いずれにせよ、国権の最高機関たる国会からの求めであることを踏まえて、適切に対応したいと考えております。

- サードパーティールール
の適用がある特定秘密の国会への提供に関する政府の立場が二転三転し、省庁ごとに異なる見解が示されたことは事実として認めるか。

→ 政府としては、従来から、サードパーティールールが適用される特定秘密について、保護措置の講じられた国会からその提供の求めがあった場合、情報提供元との信頼関係を維持しつつ、情報提供元の承諾を得られた場合には提供することが適切であると考えており、この考え方について、改めて関係省庁間で認識を統一したところです。

ただし、情報提供元との信頼関係を維持しつつ、保護措置の講じられた国会からの求めに対応できるよう情報提供元の承諾を得て提供できるかどうかについては、求められる情報の種類や情報提供元との関係等、個別具体的な状況によるものであって、どのような情報

の提供を求められるか分からない現段階において、情報提供元に確認することができるか否かも含め、予断を持ってお答えすることは困難であります。

いずれにせよ、国権の最高機関たる国会からの求めに対し、できる限り説明を尽くしてまいるべく、適切に対応したいと考えております。

- 情報提供元に承諾を求めるという原則について、政府内で統一された認識があれば示されたい。また、政府内でこの認識の共有を徹底するため、いかなる措置を講じているか。

→ 政府としては、従来から、サードパーティールールが適用される特定秘密について、保護措置の講じられた国会からその提供の求めがあった場合、情報提供元との信頼関係を維持しつつ、情報提供元の承諾を得られた場合には提供することが適切であると考えています。

この考え方について繰り返し関係省庁間で認識の徹底を図っているところであり、今後とも、この考え方を踏まえて対応がなされるよう徹底を図っていきたいと考えております。

- 内閣限りにしてほしい、国会にさえ提供されることがいけないと明言される場合を除くサードパーティールールの適用がある特定秘密について、情報提供元との信頼関係を損ねると判断されるため国会への提供の可否を照会できない場合の具体例はいかなるものか。

→ 情報提供元との信頼関係を維持しつつ、保護措置の講じられた国会からの求めに対応できるよう情報提供元の承諾を得て提供できるかどうかについては、求められる情報の種類や情報提供元との関係等、個別具体の状況によるものであって、どのような情報の提供を求められるか分からない現段階において、情報提供元に確認することができるか否かも含め、予断を持ってお答えするということは困難ということでございます。

- サードパーティールール¹の適用がある特定秘密について、国会にすら提供してはいけないとの条件が付される場合や情報提供元に承諾を求めたが拒否された場合以外に国会に提供できない場合の具体例はいかなるものか。
- サードパーティールールが適用される特定秘密について、保護措置の講じられた国会からその提供の求めがあった場合、情報提供元との信頼関係を維持しつつ、情報提供元の承諾を得られた場合には提供することが適切であると考えており、そのような場合ではないときは情報監視審査会に提供できない可能性があると考えております。

○平成30年4月11日（水）第3回審査会

（a）政府の年次報告の補足説明聴取・質疑

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について、政府参考人（内閣官房（内閣情報調査室））から補足説明を聴取した後、葉梨内閣府副大臣及び同政府参考人に対し、質疑を行った。

【内閣情報調査室の補足説明の概要】（特定秘密の指定件数等の詳細については、資料6～16参照）

- ・ 平成28年中に特定秘密の指定が解除された警察庁、外務省及び防衛省の計5件の特定秘密は、平成27年中又は平成27年度を対象期間としており、当該期間が終了し、今後、情報が出現しないことが確定したことから、指定を解除した。
- ・ 指定の理由の点検については、平成28年末時点で特定秘密を指定している11行政機関において、個々の指定につき特段の秘匿の必要性をめぐる状況が変化していないかなどの観点から実施した状況を記載している。
- ・ 平成28年中、海上保安庁が特定秘密1件の指定の有効期間を3年延長している。指定の有効期間が満了した特定秘密はなかった。

- ・ 特定行政文書ファイル等³²の移管及び廃棄の状況並びに運用基準に基づく通報の状況については、平成28年中は報告対象となる事実はなかった。
- ・ 特定秘密の指定をせずに適性評価のみを実施した12行政機関における平成28年中の実施件数は161件である。また、評価対象者が同意をしなかった件数、同意を取り下げた件数及び評価対象者からの苦情の申出の件数は、いずれも0件である。
- ・ 政府全体で適性評価の評価対象者が同意しなかった件数は10件であり、その内訳は外務省2件、防衛省7件及び防衛装備庁1件であり、いずれも職員に係るものである。また、政府全体で評価対象者が同意を取り下げた件数は1件であり、防衛装備庁の職員に係るものである。政府全体で平成28年中に申出のあった苦情の件数は0件である。
- ・ 平成28年末時点の政府全体の特定秘密の指定487件のうち、482件について5年の有効期間が設定されている。
- ・ 指定を解除すべき条件は、平成28年末時点では総務省の5件の特定秘密に設定されている。

【主な質疑事項】

- ・ 適性評価対象者の同意が取り下げられた理由は何か。
- ・ 特定秘密を指定する必要がある行政機関だけが指定権限を有しているという状況が望ましい旨の情報保全諮問会議の有識者意見に対する見解を伺いたい。
- ・ 特定秘密の指定をしておらず、特定秘密が記録された行政文書も保有していない行政機関が適性評価を実施していることに対する見解を伺いたい。

32 特定行政文書ファイル等とは、行政文書ファイル管理簿（公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第7条第1項に規定する行政文書ファイル管理簿をいう。）に記載された行政文書ファイル等（同法第5条第5項に規定する行政文書ファイル等をいう。）のうち特定秘密である情報を記録するものをいう（運用基準V1(3)）。

- ・ 特定秘密の指定権限を有する行政機関の見直しに当たって、指定権限の必要性を判断するための情報を収集するよう努めるべきではないか。
- ・ 情報保全諮問会議の有識者から、特定秘密が記録された行政文書の管理を適正に行うことの重要性について関係職員に認識を徹底させてほしい旨の意見が出ているが、これは具体的な事例を念頭に置いたものか。
- ・ 平成28年8月に内閣府独立公文書管理監が防衛省に対し、特定秘密の指定に係る情報の範囲を広げる目的で特定秘密指定書の記述を変更した行為³³について是正の求め³³を行ったが、この背景は何か。また、他の行政機関において同様の事例はあるのか。
- ・ 特定秘密に該当する情報が出現する前にあらかじめ特定秘密を指定する際には、当該情報の出現可能性を慎重に判断することを求める内閣府独立公文書管理監の意見を厳密に受け入れた場合の情報保全上の対応の遅れ等の危険性についてどのように考えるのか。

(b) 本審査会の年次報告書における指摘事項等についての説明聴取・質疑

本審査会の年次報告書における指摘事項等に関する件について、政府参考人（内閣官房（内閣情報調査室））から説明を聴取した後、質疑を行った。

【内閣情報調査室の説明の概要】

「年次報告書における指摘事項等に係る政府の対応」（56頁）を参照。

【主な質疑事項】

- ・ 他の行政機関から提供を受けた特定秘密文書の件数について、各行政機関ごとの内訳はどのようになっている

33 資料19（1）中「I 平成27年中の特定秘密の指定等」、「1（1）『対象情報の記述』の変更」参照。

のか。また、関係行政機関、適合事業者³⁴、外国等への特定秘密の提供件数及び提供の状況³⁵はどのようになっているのか。

- ・ 外国から提供のあった特定秘密で平成28年中に他の行政機関等へ提供されている特定秘密文書につき、外国の機関から提供された情報が行政機関間で共有されるケースとして説明のあった3類型³⁶ごとの件数はどのようになっているのか。
- ・ 行政機関間で共有することを前提として、外国の提供元から特定秘密に該当する情報の提供を受ける場合は、説明のあった3類型のどれに該当するのか。
- ・ 全行政機関が保有する特定秘密文書の件数について、特定秘密文書の件数の実態を明らかにするためには重複分を除いた形で示すことが適当ではないか。
- ・ 他の行政機関への特定秘密文書の提供につき、サードパーティールール³⁶の適用があるため、当該所管の行政機関の同意が得られなかった事例及び説明のあった3類型に適合せず提供できない事例はあるのか。

(c) 内閣府独立公文書管理監報告の概要についての説明聴取・質疑

特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に

34 物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するものをいう（特定秘密保護法第5条第4項）。

35 特定秘密保護法第6条において他の行政機関への特定秘密の提供、第7条において都道府県警察への特定秘密の提供、第8条において適合事業者への特定秘密の提供、第9条において外国の政府又は国際機関への特定秘密の提供についてそれぞれ定めている。

36 内閣情報調査室からの説明によると、外国の機関から提供された情報が行政機関間で共有される場合は、以下の3類型である。（59頁参照）

- (1) 外国の情報提供元が直接自ら複数の行政機関に提供する場合
- (2) ある行政機関が外国から共有の条件が示された情報を受け取り、他の行政機関にその共有の条件に応じて共有する場合
- (3) 外国から情報提供を受けた行政機関が外国の情報提供元の承諾を得て他の行政機関に共有する場合

関する報告に関する件について、政府参考人（内閣府独立公文書管理監）から説明を聴取した後、質疑を行った。

【内閣府独立公文書管理監の説明の概要】

- ・ 内閣府独立公文書管理監報告（平成29年5月19日）の対象活動期間は、平成27年12月1日から平成29年3月31日までである。
- ・ 検証・監察の結果、特定秘密として指定されたものの、該当する情報が出現せず、今後もこれが出現する可能性がないものが複数あることが判明したので、平成28年4月に内閣保全監視委員会に対し意見を述べた³⁷。この意見に沿って警察庁1件、外務省2件、防衛省1件の計4件の指定が解除された。その後、防衛省の指定1件について、情報が出現する可能性がない旨を認定して、同年8月に是正の求めを行い³⁸、これを受けて同省において指定が解除された。平成27年及び平成28年に指定された110件のうち、以上の5件を除く105件の指定については適正と判断した。
- ・ 特定秘密指定書に掲げられている事項の細目が、不適正ではないものの対象情報の記述と整合していないものが、防衛省1件、防衛装備庁1件の合計2件あり、平成28年8月に修正が望ましい旨の指摘を行った³⁹。また、指定の対象情報につき期間を区切って記述することが望ましい防衛省の指定1件があったので、平成29年3月にその旨の指摘を行った。

37 内閣府独立公文書管理監は、内閣保全監視委員会に対して、以下の2点について、各行政機関に周知徹底するよう意見を述べた。

- ・ 指定された特定秘密に当たる情報が現存せず、今後もこれが出現する可能性がないことが確定した場合には、速やかに当該特定秘密の指定を解除すること。
- ・ 特定秘密に当たる情報が出現する前に、あらかじめ特定秘密を指定する場合には、当該情報の出現可能性について慎重に判断すること。

38 資料19（1）中「I 平成27年中の特定秘密の指定等」、「1（2）特定秘密に当たる情報が不存在」参照。

39 資料19（1）中「I 平成27年中の特定秘密の指定等」、「2 指摘 2件」参照。当該指摘を受け、防衛省及び防衛装備庁は各指摘のとおり、同月中に特定秘密指定書の記載を修正した。

- ・ 防衛省が既存の指定1件に関して、平成27年11月に対象情報の範囲を広げる目的で特定秘密指定書の対象情報の記述を変更したことについて不適正と判断し、平成28年8月に是正の求めを行った⁴⁰。
- ・ 海上保安庁が指定の有効期間を延長した1件、外務省が指定を解除した4件については適正と認めた。
- ・ 防衛省において、原則赤色で義務付けている特定秘密の表示を黒色で行っていた文書が1件あったので、平成28年8月に是正を求めた⁴¹。あわせて各行政機関の特定秘密の表示方法が統一されていなかったことから、その表示方法に関して内閣保全監視委員会に対し意見を述べた⁴²。
- ・ また、保存期間満了時の措置が廃棄とされ、平成28年度末までに保存期間が満了しその保存期間を延長する予定がない防衛省6件及び経済産業省3件の特定行政文書ファイル等について、いずれの特定行政文書ファイル等とも廃棄妥当と認め、両行政機関にその旨を通知した。
- ・ 防衛省分は、「行政文書の管理に関するガイドライン」を参考としつつ、歴史公文書等⁴³に該当しないことを確認した。経済産業省分は、当該ファイル等に含まれる特定秘密文書の提供元である内閣官房の特定行政文書ファ

40 資料19(1)中「Ⅰ 平成27年中の特定秘密の指定等」、「1(1)『対象情報の記述』の変更」参照。当該是正の求めを受け、防衛省は同月中に求められたとおりの措置を講じた。

41 資料19(1)中「Ⅱ 平成26年中に指定された特定秘密の文書等への記録・表示」、「1 是正の求め 1件」参照。当該是正の求めを受け、防衛省は求められたとおりの措置を講じた。

42 資料19(1)中「Ⅱ 平成26年中に指定された特定秘密の文書等への記録・表示」、「2 内閣保全監視委員会への意見 1件」参照。当該意見を受け、平成29年3月、内閣官房から各行政機関に対して、他の行政機関に特定秘密文書を提供する際の特定秘密の表示の方法について通知を発出した。

43 「行政文書の管理に関するガイドライン」(平23.4.1内閣総理大臣決定)別表第2によれば、以下のいずれかに該当する文書は、歴史公文書等に当たり、保存期間満了後には国立公文書館等に移管することとされている。

(Ⅰ) 国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書

(Ⅱ) 国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書

(Ⅲ) 国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書

(Ⅳ) 国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

イル等に元文書が保存されており、その保存期間満了時の措置が国立公文書館等へ「移管」とされていること等を確認した。

- ・ 内閣府独立公文書管理監に対する通報⁴⁴は0件であった。

【主な質疑事項】

- ・ 廃棄妥当と判断された経済産業省の特定行政文書ファイル等及びそこに含まれる特定秘密文書の提供元である内閣官房の特定行政文書ファイル等のそれぞれの保存期間を確認したのか。また、それぞれの保存期間を確認せずに経済産業省の特定行政文書ファイル等について廃棄妥当と判断したならば、その判断は適切と言えるのか。
- ・ 廃棄妥当とされた防衛省の特定行政文書ファイル等の具体的な内容及び同ファイル等が歴史公文書等に該当しないと判断した理由は何か。
- ・ 海上保安庁による特定秘密の指定の有効期間の延長に関し、当初設定した有効期間（2年）より長い有効期間（3年）としたことについて、どのような認識か。
- ・ 防衛省の特定秘密を含めて特定秘密保護法施行時に指定された特定秘密に関して、当該指定の有効期間の妥当性を検証したのか。
- ・ 防衛省が、特定秘密指定書における特定秘密の対象情報の範囲を広げた理由は何か。また、内閣府独立公文書

44 以下の（1）、（2）のいずれかの条件を満たす場合には、内閣府独立公文書管理監への通報を行うことができる。

（1）通報者が、行政機関の長に対して既に通報を行っており、当該行政機関の長から調査を行わない旨の通知又は調査の結果の通知を受けていること。

（2）行政機関の長に対する通報は行っていないものの、以下のいずれかに該当すること。

- ① 通報をすれば不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある。
- ② 通報をすれば証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある。
- ③ 個人の生命又は財産に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある。

管理監がこの対象情報の範囲変更気付いた端緒は何か。

- ・ 内閣府独立公文書管理監が指摘した防衛省の事例以外にも、特定秘密指定書における特定秘密の対象情報の範囲を広げる記載がされた例が存在する可能性はないのか。
- ・ 廃棄妥当とされた防衛省の特定行政文書ファイル等は既に廃棄されたのか。また、当該ファイル等が歴史公文書等に該当しないと判断した理由は何か。
- ・ 特定行政文書ファイル等の廃棄の在り方及び手続、今般の内閣府独立公文書管理監の廃棄妥当との判断の妥当性について審査会で取り上げていくべきではないか。
- ・ 特定秘密に該当する情報が出現する前にあらかじめ特定秘密を指定する、いわゆる「あらかじめ指定」に関し、特定秘密の出現可能性について、内閣府独立公文書管理監は、「あらかじめ指定」を行う場合には、該当する情報の出現可能性について慎重に判断することを各行政機関に求めているが、情報の出現可能性について、一定の判断基準を示す必要があるのではないか。

○平成30年4月27日（金）第4回審査会

(a) 他の行政機関等への特定秘密の提供等についての説明聴取・質疑

本審査会の年次報告書における指摘事項等に関する件のうち、4月11日の審査会において、他の行政機関等への特定秘密の提供の状況について、委員から問題意識が示されたことを受け、再度政府参考人（内閣官房(内閣情報調査室)）より関連する説明を聴取した後、同伴及び政府の年次報告について上川国務大臣及び同政府参考人に対して質疑を行った。

【内閣情報調査室の説明の概要】

- (i) 特定秘密文書の他の行政機関等への提供について、提供を可能とする特定秘密保護法の根拠規定ごと及び行政機関ごとの内訳

提供件数を根拠条文ごとに集計することは、記録を一つ一つ精査する必要があり困難であるが、提供を行った行政機関は次のとおりである。

(7) 第6条関係（他の行政機関への特定秘密の提供）

平成28年末までに8行政機関（内閣官房、警察庁、公安調査庁、外務省、経済産業省、海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁）が他の行政機関に対して特定秘密を提供したことがある。

(イ) 第7条関係（都道府県警察への特定秘密の提供）

平成28年末までに警察庁から都道府県警察へ提供した事例はないが、警察庁によれば、都道府県警察が保有する特定秘密の中には、特定秘密保護法施行前から警察庁と都道府県警察が重複して保有していた情報を法施行後に特定秘密として指定したものがある。

(ウ) 第8条関係（適合事業者への特定秘密の提供）

平成28年末までに4行政機関（内閣官房、外務省、防衛省及び防衛装備庁）が適合事業者に対して特定秘密を提供したことがある。

(エ) 第9条関係（外国政府又は国際機関への特定秘密の提供）

平成28年末までに5行政機関（内閣官房、警察庁、外務省、防衛省及び防衛装備庁）が外国政府に特定秘密を提供したことがある。

(ii) 特定秘密文書を一つの行政機関から複数の行政機関に提供し、それぞれの行政機関で保有している件数

政府全体で約11万件である。

(iii) 外国からある行政機関が一時的にもらうが他の行政機関が使うことを前提としているというように、共有することが前提となっている場合の類型

ある行政機関が外国から一時的に提供を受けるが、他の行政機関と共有することが前提となっているケースは、外国から共有の条件が示された情報を受け取り、他の行政機関へ共有条件に応じて共有する場合に該当すると考えている。

(iv) 複数の行政機関で保有する同一の特定秘密文書の重複分を除いた特定秘密文書の件数

重複分を除いた特定秘密文書の件数は、平成28年末時点の特定秘密文書約32万件余りのうち、他の行政機関から提供を受けた分が約11万件あるので、差し引き約21万6千件となる。ただし、外国の情報提供元が自ら直接複数の行政機関に提供する場合、各行政機関が保有している行政文書の異同を逐一確認していないので、政府全体で、重複を除いた特定秘密文書の件数を正確に集計することは困難である。

(v) サードパーティールール適用があるため、他の行政機関への提供につき、提供元に承諾を求めたが拒否された事例の有無

ある行政機関が他の行政機関へ特定秘密を提供する際にはその提供の事実が記録として残るが、提供しないときは記録が残らないので回答は困難である。

【主な質疑事項】

- ・ 特定秘密文書の他の行政機関等への提供件数についても集計して審査会へ提出してほしい。また、サードパーティールール適用があるため提供できなかった場合、その理由を文書に残し、審査会が求めた場合には説明すべきではないか。
- ・ 特定秘密保護法第6条から第9条による他の行政機関等への特定秘密の提供が法律事項であるにもかかわらず、国会への報告事項となっていない理由は何か。
- ・ 他の行政機関が特定秘密の提供を求めたが提供されなかった場合に関する記録について、その理由を含め確実に残すための措置を講ずるべきではないか。
- ・ 特定秘密の指定も特定秘密文書の保有もないものの適性評価を実施している行政機関の取扱いをどうすべきと考えるか。
- ・ 今後の調査の際に、外国から直接複数の行政機関に対して特定秘密の提供がなされた事例を審査会に提出してほしい。

(b) 特定行政文書ファイル等の廃棄の適否についての説明聴取・質疑

特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する件のうち、4月11日の審査会において、経済産業省の廃棄対象文書及び内閣官房で保存している同内容の文書の保存期間について、委員から問題意識が示されたことを受け、再度政府参考人（内閣府独立公文書管理監）から説明を聴取した後、質疑を行った。

【内閣府独立公文書管理監の説明の概要】

- ・ 特定行政文書ファイル等の廃棄の適否についての検証・監察においては、廃棄対象ファイル等に含まれる特定秘密の提供元である内閣官房において同じ内容の文書が同ファイル等内に現に保存されていることを確認した。一方で、双方のファイル等の保存期間は比較していない。
- ・ 廃棄対象の特定行政文書ファイル等について、検証・監察当時において、経済産業省の3ファイル等の保存期間については、1年が二つ、2年が一つであること、また、内閣官房で保存している同じ内容のものの保存期間については30年であることを、それぞれ認識していた。
- ・ 保存期間の設定は、それを決定している関係行政機関にお尋ね願いたい。

【主な質疑事項】

- ・ 内閣府独立公文書管理監は関係する特定行政文書ファイル等の保存期間の長短について検証・監察を行っていないのか。あるいは当該ファイル等の保存期間の設定が適正であったという認識か。
- ・ 同一の特定秘密文書を含む特定行政文書ファイル等が複数の行政機関に存在し、各機関が該当する特定行政文書ファイル等の保存期間満了時に廃棄すると決めた場合に、当該ファイル等が歴史公文書等に該当しなければ、

各ファイル等の保存期間の妥当性が検証されることなく廃棄されるということなのか。

○平成30年5月25日（金）第5回審査会

（a）特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況についての説明聴取

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、平成28年末時点で特定秘密を指定している11の行政機関の政府参考人から、概要説明を聴取した。

【11の行政機関の説明の概要】（特定秘密の指定件数等の詳細については、資料6～16参照）

（i）国家安全保障会議

- ・ 平成28年末時点で3件の特定秘密を指定している。このうち平成28年中に指定した特定秘密は1件である。
- ・ 国家安全保障会議の構成員である議長又は議員はいずれも行政機関の長又は国务大臣であり、特定秘密保護法第11条ただし書きの規定により適性評価を受けることを要しないとされている。これを受けて、構成員に対する適性評価は行っていない。

（ii）内閣官房

- ・ 平成28年末時点で66件の特定秘密を指定している。このうち平成28年中に指定した特定秘密は9件である。
- ・ 平成28年末時点で指定している特定秘密について、平成29年末までに行った特定秘密指定書の記載事項の変更は、指定書中の引用条文の誤記の修正が1件、指定の解除条件の追加記載が24件、指定の一部解除が1件、指定書中の指定の理由の誤記の修正が2件である。

- ・ 平成28年中の適性評価の実施件数は職員289件、適合事業者の従業者398件の合計687件である。適性評価の対象者から適性評価の実施について同意を得られなかった事例はない。なお、評価対象者による同意の取下げ、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった対象者、苦情の申出、適性評価に関する改善事例については、いずれもない。

(iii) 警察庁

- ・ 平成28年中に6件の特定秘密を指定している。
- ・ 特定秘密の指定の解除は、これまで2件行った。このうち1件は、当該指定に該当する情報が現存せず、今後もこれが出現する可能性がないことが確定したことから、平成28年4月に解除した。他の1件は、特定秘密とすべき情報が平成26年中に収集、分析したことにより得られたものに限り、平成26年より前の情報が現存せず、今後もこれが出現する可能性がないことが確定したことから、平成29年5月に一部を解除した。
- ・ このほか、11件の指定の解除条件の追加記載を行った。
- ・ 平成28年中の適性評価の実施件数は警察庁166件、都道府県警察779件の合計945件である。

(iv) 総務省

- ・ 平成28年末時点で5件の特定秘密を指定している。このうち平成28年中に指定した特定秘密は2件である。
- ・ 平成28年中の適性評価の実施件数は職員6件、適合事業者の従業者0件である。適性評価の実施への不同意及び同意の取下げは、いずれも0件、苦情の申出は0件である。

(v) 法務省

- ・ 平成28年末時点で1件の特定秘密を指定している。

- ・ 平成28年中の適性評価の実施件数は職員11件、適合事業者の従業者0件である。適性評価の実施への不同意及び同意の取下げは、いずれも0件である。

(vi) 公安調査庁

- ・ 平成28年中に4件の特定秘密を指定している。
- ・ 平成28年中の適性評価の実施件数は職員54件、適合事業者の従業者は0件である。適性評価の実施への不同意、同意の取下げ及び特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった対象者は、いずれも0件である。

(vii) 外務省

- ・ 平成28年末時点で39件の特定秘密を指定している。このうち平成28年中に指定した特定秘密は3件である。
- ・ 特定秘密の指定の解除は、平成28年中に2件ある。これら2件は、平成27年8月及び同年12月にそれぞれ指定されたものであるが、結果的に平成27年中に該当する文書等が存在しなかったため、内閣官房と協議した結果、平成28年5月に指定を解除した。
- ・ 平成28年中の適性評価の実施件数は職員369件、適合事業者の従業者15件の合計384件である。適性評価の実施への不同意は職員2件、同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも0件である。不適性と判断された者はなかった。

(viii) 経済産業省

- ・ 平成28年末時点で4件の特定秘密を指定している。4件は全て平成26年に指定しており、平成27年中及び平成28年中の指定はない。
- ・ 平成28年中の適性評価件数は職員33件、適合事業者はいないので適合事業者の従業者に対する適性評価は実施していない。特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった対象者は、0件である。

(ix) 海上保安庁

- ・ 平成28年末時点で17件の特定秘密を指定している。このうち平成28年中に指定した特定秘密は1件である。
- ・ 特定秘密の指定の有効期間の延長については、平成28年中に1件、また、平成30年1月に1件ある。これら2件は、それぞれの指定の有効期間の満了する時点において、指定の理由を精査した結果、引き続き特定秘密の指定の3要件⁴⁵を満たすことから、指定の有効期間を3年延長している。
- ・ 平成28年中の適性評価件数は、職員143件、適合事業者の従業者0件である。適性評価の実施への不同意、同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも0件である。適性評価に関する改善事例はない。

(x) 防衛省

- ・ 平成28年中に21件の特定秘密を指定している。このうち2件は、当初、防衛省の別の既存の特定秘密によって保護すべく、当該情報を加える形で特定秘密指定書の記述を変更したところ、追加部分を対象として、それぞれ別途新たに特定秘密に指定すべきとの是正の求め⁴⁶を内閣府独立公文書管理監から受けたことによるものである。
- ・ 特定秘密の指定の解除については、平成28年中は2件行った。2件とも、指定の対象となる情報が存在せず、今後も出現する可能性がないと確認されたものであり、このうち1件は内閣府独立公文書管理監からの意見を踏まえて、平成28年6月に指定を解除した。他

45 行政機関の長は、(1) 行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって(別表該当性)、(2) 公になっていないもののうち(非公知性)、(3) その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要なもの(特段の秘匿の必要性)を特定秘密として指定するものとしている(特定秘密保護法第3条第1項)。

46 資料19(1)中「I 平成27年中の特定秘密の指定等」、「1(1)『対象情報の記述』の変更」参照。

の1件は、内閣府独立公文書管理監から是正の求め⁴⁷を受けたことにより、平成28年8月に指定を解除した。

- ・平成28年中の適性評価の実施件数は、職員18,062件、適合事業者の従業者135件、合計18,197件である。

(xi) 防衛装備庁

- ・平成28年末時点で18件の特定秘密を指定している。このうち平成28年中に2件の特定秘密を指定している。
- ・平成28年中の適性評価の実施件数は職員156件、適合事業者の従業者72件の合計228件である。適性評価の実施への不同意及び同意の取下げは、いずれも1件であり、いずれも職員である。苦情の申出は0件である。
- ・平成28年8月に内閣府独立公文書管理監から1件の指定について指摘を受け、特定秘密指定書の一部を修正している⁴⁸。

○平成30年6月8日（金）第6回審査会

(a) 審査会が抽出した特定秘密指定書等についての説明聴取・質疑

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施状況に関する報告に関する件のうち、審査会が抽出した外務省、海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁の特定秘密指定書等計15件（資料5参照）について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

(i) 外務省（総合外交政策局）

47 資料19（1）中「I 平成27年中の特定秘密の指定等」、「1（2）特定秘密に当たる情報が不存在」参照。

48 資料19（1）中「I 平成27年中の特定秘密の指定等」、「2 指摘 2件」参照。当該指摘を受け、防衛装備庁は指摘のとおり、同月中に特定秘密指定書の記載を修正した。

〈識別番号外－40、41、37(解除)、38(解除)について〉

【説明の概要】

- ・ 外－40は、平成28年中の国際テロリズムに関する人的情報源である。
- ・ 外－41は、平成28年中に国際テロリズムに関し、外国の政府等から総合外交政策局に提供された情報である。
- ・ 外－40及び外－41の2件は、いずれも国際テロ情報収集ユニットが平成27年12月8日に外務省内に設置され、活動を開始したことに伴い、指定したものである。
- ・ 外－37は、平成27年中の国際テロリズムに関する人的情報源である。平成27年8月、国際テロ情報収集ユニット準備室設置の際、海外における邦人人質事案等への対応の中で、同準備室が特定秘密に指定すべき人的情報源を取得し得ることを想定し指定されたものである。
- ・ 外－38は、平成27年に外国の政府等から総合外交政策局に提供のあった情報である。国際テロ情報収集ユニット発足後に外国の政府等から直接秘匿性の高い情報の提供を受ける可能性があったことから、平成27年12月、同ユニットの正式発足と同時に指定したものである。
- ・ しかしながら、国際テロ情報収集ユニットが平成27年12月8日に活動を開始してまもなく、暦年が変わったため、結果的に平成27年中に外－37及び外－38に該当する文書等は存在せず、平成27年末時点で0件となった。このため、法の解釈、運用について、内閣官房とも協議した結果、これら2件は指定の解除が適当との判断に至り、平成28年5月12日付けで解除したものである。

【主な質疑事項】

- ・ 特定秘密指定書の「当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲」において「当該情報に係る

地域及び事項を担当する部局の長」という記載があるものについて、このように記載すると、当該特定秘密を取り扱う職員の範囲が広がってしまう。これは、取扱者の範囲を限定するという特定秘密保護法の趣旨に照らして適当か。

例えば、国際テロに関する人的情報源に係る特定秘密について、テロ等の事案が発生した地域と異なる地域で当該特定秘密を得た場合にも、テロ等の事案が発生した地域の部局の長が自動的に特定秘密を共有することになるが、そのように取り扱う必要があるのか。

(ii) 外務省（アジア大洋州局）

〈識別番号外－16について〉

【説明の概要】

- ・ 外－16は、東シナ海における我が国領域の保全又は海洋、上空等における権益の確保に関する現に公になっていない情報のうち、公になった場合に我が国の安全保障に著しい支障を来すおそれがあるものである。

【主な質疑事項】

- ・ 特定秘密指定書の「対象情報」の項目に記載されている「現に公になっていない情報」とはどのような情報か。

(iii) 外務省（国際情報統括官組織）

〈識別番号外－36について〉

【説明の概要】

- ・ 外－36は、平成27年に外国の政府等から国際情報統括官組織に対し、特定秘密に相当する保護措置が講じられているものとして、安全保障に関して提供のあった国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報及びそれを分析して得られた情報を特定秘密に指定している。

【主な質疑事項】

- ・ 当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲として「在本邦大使」が含まれているが、当該大使の中には所掌上、当該特定秘密を取り扱う必要がない者もいるので、大使の所掌を踏まえその範囲を決定すべきではないか。
- ・ 当該指定書の「当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲」の項目について、記載される具体的な官職は可能な限り少なくした上で、特定秘密管理者が指定する者と記載した方が、特定秘密を厳格に扱う上で適切ではないか。

(iv) 海上保安庁

〈識別番号海－16について〉

【説明の概要】

- ・ 海－16は、平成27年中に行った外国政府との情報協力業務関係の情報であり、具体的な情報を入手した平成27年1月に有効期間を3年として指定したものである。本年1月に3年の指定の有効期間が満了したが、指定の理由を十分に精査した結果、引き続き、特定秘密の指定の3要件全てに該当するものと判断し、指定の有効期間を3年延長している。

【主な質疑事項】（特定秘密保護法別表の事項の細目については、資料22参照）

- ・ 特定秘密指定書の記載事項のうち、法別表の事項の細目について、第2号ニが追加されたが、海－16の特定秘密において従前より記載されていた第2号ハcとの違いは何か。
- ・ 有効期間を5年としている特定秘密が多い中、海－16の特定秘密の当初指定時及び指定延長時において、それぞれ有効期間を3年とした理由は何か。

(v) 防衛省

〈識別番号防－266、263、257、281、282について〉

【説明の概要】

- ・ 防－266は、平成25年12月に閣議決定された「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」及び平成27年4月に日米のいわゆる「2＋2」会合において了承された新たな「ガイドライン」、いわゆる日米防衛協力のための指針を受けて、平素及び各種事態において防衛省・自衛隊がとるべき実効的な抑止措置について防衛政策局が検討することとなり、この措置に関する情報について、特定秘密として指定したものである。
- ・ 防－263は、平成27年3月31日24時から平成28年3月31日24時までの間に防衛省が防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他重要な情報から作成した外国軍隊等の組織、編成、装備等を見積もった情報の全部又は一部について特定秘密として指定したものである。
- ・ 防－257及び防－281の「指定に係る情報」は同じで、毎年同じ「指定に係る情報」が発生することから、当該特定秘密を適切に保護するため、年度を区切って指定しているものである。本件は平成27年度と平成28年度に情報本部⁴⁹が実施した内外の諸情勢に関する見積りについて特定秘密に指定したものである。
- ・ 防－282は、統合幕僚長が具体的な防衛、警備等計画を作成することとなった場合に当該計画作成の資料とするため、情報本部が必要に応じて行う内外の諸情勢に関する見積りについて特定秘密として指定したものである。

【主な質疑事項】（特定秘密保護法別表の事項の細目については、資料22参照）

49 情報本部は、電波情報、画像情報、地理情報、公刊情報などを自ら収集・解析するとともに、防衛省内の各機関、関係省庁、在外公館などから提供される各種情報を集約・整理し、国際・軍事情勢等、我が国の安全保障に関わる動向分析を行うことを任務としており、防衛大臣の直轄組織となっている。情報本部には6つの部（総務部、計画部、分析部、統合情報部、画像・地理部、電波部）と通信所が置かれている。

- ・ 防－266について、指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」の記載（防衛政策局が検討する、防衛省・自衛隊がとるべき平素及び各種事態における実効的な抑止措置に関する情報）は、抽象的すぎるのではないか。
当該項目は、指定の対象や範囲を具体的に記載した上で、開示になじまない部分があればその部分を不開示とする扱いをすべきではないか。
- ・ 自衛隊の部隊編成が変更されたときは、特定秘密管理者や特定秘密を取り扱わせることができる官職又は部署も併せて変更されるのか。
- ・ 防－282について、特定秘密指定書の「指定の理由」の項目に記載されている法別表の事項の細目が第1号ニ a となっているが、第1号ホには該当しないのか。
- ・ 防－281及び防－282の特定秘密指定書の「指定に係る情報（対象情報）」の記載「内外の諸情勢に関する見積り」は余りに漠然としている。当該情報の具体的内容は何か。

(vi) 防衛装備庁

〈識別番号装－15、16、17について〉

【説明の概要】（特定秘密保護法別表の事項の細目については、資料22参照）

- ・ 装－15は、防衛省と豪州国防省との間の豪州潜水艦の共同開発・生産の実現可能性の調査のための情報である。法別表の事項の細目第1号ロ b 及びロ c の外国の政府から提供された情報及び当該情報を分析して得られた情報に該当し、豪州国防省から提供されたSECRET以上の情報及び当該情報を分析して得られた情報で豪州国防省のSECRET以上の情報を推測させる情報が該当する。
- ・ 装－16は、装備品等の研究開発に関する訓令第7条に規定する技術動向見積りである。法別表の事項の細目第1号ニ a の防衛力の整備のために行う国内外の諸

情勢に関する見積りであり、国外の装備品等が将来どのような技術レベル・能力などになるかを装備品等の分野ごとに技術的かつ専門的な見地から分析した情報がこれに該当する。

- ・ 装－17は、英国との間の新たな空対空ミサイルの共同研究において提供される情報である。法別表の事項の細目第1号チbの研究開発段階の武器等の仕様等に関する情報であり、英国国防省がUK_SECRETの秘密区分に指定した情報がこれに該当する。なお、日英間での共同研究の開始に当たり、日本において特定秘密に該当するUK_SECRETを速やかに受領できる態勢を構築しておくことが求められていたため、いわゆるあらかじめ指定を行ったが、新たな空対空ミサイルの実現可能性に係る最終報告書が取りまとめられた平成30年2月16日までに英国からこれに該当する情報の提供がなかったことから、同年3月6日に指定を解除している。

【主な質疑事項】

- ・ 装－15と装－17について、類似する特定秘密であるにもかかわらず、該当する特定秘密保護法別表の事項の細目に違いがあるのはなぜか。
- ・ 装－15と装－17について、相手国の国防省との情報保護に関する取決めの締結は、防衛装備庁発足前であったため防衛省が行ったが、同庁発足後の取決め上の秘密の取扱いはどのようになっているのか。
- ・ 装－15と装－17について、外国の政府等との間の特定秘密に該当する情報のやり取りは、特定秘密指定書上の特定秘密の取扱者とされる防衛装備庁職員だけが関与するのか。それ以外に日本側の在外公館職員は関与しないのか。
- ・ 豪州の潜水艦の共同開発に関する案件は終了しているが、これに関する特定秘密の指定は維持されるのか。

- ・ 豪州の潜水艦の共同開発に関して豪州から入手した特定秘密が記載されている文書を返却することはありませんか。

○平成30年6月15日（金）第7回審査会

（a）他の行政機関等への特定秘密の提供状況が国会報告事項でない理由についての説明聴取・質疑

本審査会の年次報告書における指摘事項等に関する件のうち、4月27日の審査会において、特定秘密文書の他の行政機関等への特定秘密保護法第6条から第9条に基づく提供の状況が国会報告事項として含まれていない理由について委員から問題意識が示されたことを受け、再度政府参考人（内閣官房（内閣情報調査室））から説明を聴取した後、質疑を行った。

【内閣情報調査室の説明の概要】

- ・ 政府は、特定秘密保護法第19条に基づいて、毎年情報保全諮問会議委員の意見を付し特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、国会に報告している。同法第19条の規定は、衆議院における同法案審査時において自由民主党、日本維新の会、公明党及びみんなの党の四派共同提案による修正により追加されたものである。
- ・ 平成25年12月2日の参議院国家安全保障に関する特別委員会において、四派共同提案による修正案の提出者は、当該修正案で追加された同法第19条の趣旨について答弁をしている⁵⁰。

50 四派共同提案による修正案の提出者は、「当該修正案で追加された同法第19条の趣旨について、(ア)政府が毎年、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、有識者の意見を付して国会に報告し、国民にも公表することにより、民主的統制を確保する、(イ)((ア)の)実施の状況については、特定秘密の指定の件数、指定したものが別表のどの事項に当てはまるか、その有効期間がどの程度か、その期間内に指定を解除したものの件数、適性評価の件数、統一的な運用基準の変更があった場合についてはその内容、総理が特定秘密保護制度を改善すべき旨指示した場合についてはその内容を国会に対して報告する。」との旨答弁をしている（第185回国会参議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第11号12頁（平25.12.2））。

- ・ このような経緯を経て、国会報告の対象は、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について」とされたものと承知している。

【主な質疑事項】

- ・ 特定秘密保護法第6条から第9条に基づく特定秘密文書の他の行政機関等への提供の状況を国会報告の対象に含めないという対応が、民主的統制を確保するという国会報告の趣旨に照らして適切であるか、政府の認識を確認したい。
- ・ 特定秘密がある行政機関から別の行政機関に提供されている現状が国会に報告されておらず、国会として、この点を十分に監視すべきとの問題意識に対して、政府はどのように対応していくか、認識を伺いたい。

(b) 審査会が抽出した特定秘密指定書についての説明聴取・質疑

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施状況に関する報告に関する件のうち、審査会が抽出した国家安全保障会議、内閣官房（国家安全保障局、内閣情報調査室、内閣衛星情報センター）、警察庁、総務省及び公安調査庁の特定秘密指定書計49件（資料5参照）について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

(i) 国家安全保障会議 〈識別番号安－1、2について〉

【説明の概要】

- ・ 安－1の指定の対象となる情報は、平成25年及び26年に開催された国家安全保障会議の議論の結論である。本特定秘密指定書では、指定日の前日である平成26年12月25日までに開催された四大臣会合の議論の結論と指定日である12月26日から31日までに国家安全保障会議が開催された場合の議論の結論のうち当該会合において特定秘密に該当すると確認されたものについて、指定の日の前後で書き分けている。

- ・ 安－２の指定の対象となる情報は、平成27年に開催された国家安全保障会議の議論の結論のうち当該会合において特定秘密に該当すると確認されたものである。

【主な質疑事項】（特定秘密保護法別表の事項の細目については、資料22参照）

- ・ 国家安全保障会議で議論された内容を記載した文書には、特定秘密指定書で指定対象情報とされている「国家安全保障会議の議論の結論」以外のものも含まれているのではないか。
- ・ 国家安全保障会議の議論には、外国の政府からの情報やテロリズムの防止に関わる情報も含まれ得ることに鑑みれば、安－１、安－２の運用基準上の法別表の事項の細目は、特定秘密指定書記載の第２号イ a（a）等以外のものも含まれるのではないか。
- ・ 国家安全保障会議では、他の行政機関から提供された特定秘密を取り扱っているはずであり、国家安全保障会議が指定する特定秘密に当該特定秘密が含まれていないのは、不適切ではないか。

（ii）内閣官房（国家安全保障局）

〈識別番号官－56、57、64、66について〉

【説明の概要】

- ・ 官－56は特定の地域についての政府の安全保障上の基本的事項であって、平成27年7月に策定したものを指定している。
- ・ 官－57、64及び66は、特定の外国についての政府の安全保障上の基本的事項であって、それぞれ平成27年11月、平成28年2月、平成28年11月に策定したものを指定している。

【主な質疑事項】

- ・ 官－56など国家安全保障局の特定秘密指定書において、対象情報や指定の理由自体を不開示情報とするのは理解しがたい。不開示情報としている理由は何か。

- ・ 官－56、57、64及び66の特定秘密指定書における特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の記載を比較すると、「秘書官がいる職員にあっては、当該秘書官を含む」と記載されているものとなないものがあるが、記載の差異は何によるものか。
- ・ 記載の差異が取扱い職員の範囲に影響を及ぼしていないのであれば、特定秘密指定書上の当該部分の表記を統一すべきではないか。

(iii) 内閣官房（内閣情報調査室）

〈識別番号官－46、51、60、47、52、53、65について〉

【説明の概要】

- ・ 官－46は平成26年以前に、官－51は平成27年中に、官－60は平成28年中に、それぞれ外国の政府等と行う情報協力業務の計画及び方法に関する情報である。本指定の対象となる情報は、外国の政府等と行う安全保障に関する情報協力業務の計画及び方法であり、相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるものを記載している。しかしながら、外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法の全てが特定秘密になるわけではなく、この中から厳格に管理して対外的に明らかにしないことを相手方と申し合わせたものに限って指定している。
- ・ 官－47は平成26年以前に、官－52は平成27年中に、それぞれ外国の政府等との情報協力業務を通じて提供された情報である。本指定の対象となる情報は、外国の政府等と行った安全保障に関する情報協力業務の実施状況とそのような情報協力業務を通じて提供されたものであり、相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの並びにそれを分析して得られたものを記載している。これには協議や情報のやり取りの時期、実施者、テーマ等を調整した結果、そこで受け取った情報やそれを加工した情報が含まれる。ただし、これら外国の政府等とのやり取り全てが特定秘密になるわけではなく、これを対外的

に明らかにしないことを相手方と申し合わせたものに限っている。

- ・ 官－53は平成27年に決定した人的情報源からの情報収集業務の計画、方法及び実施状況であり、人的情報源からの情報収集業務における人員等の資源の割り当て、ノウハウなどが含まれる。本特定秘密に指定しているのは、外国の政府その他の組織に属し又は関係を有するものであって、重要な情報を得ることが期待でき、かつその協力者としての存在が対象組織に知られていない者に関するものに限られる。
- ・ 官－65は国際テロ情報の収集のために用いる機密情報伝達システムの暗号等である。本指定の対象となる情報は、国際テロ情報の収集に係る人的情報源の氏名等の身分事項又は身分事項が推定される事項の安全な通信を実現するために、国際テロ情報集約室において開発する機密情報伝達システムの暗号化機能に用いられる暗号化アルゴリズム及び暗号鍵の生成、配送に係る設定、暗号化に係る運用方法並びに当該システムに機密情報を伝達するための運用方法である。

【主な質疑事項】（特定秘密保護法別表の事項の細目については、資料22参照）

- ・ 官－46、51及び60の特定秘密指定書上の対象情報は、入手期間が異なるだけでそれ以外の部分は同じに見える一方で、官－46と官－51、60との間で指定書上の指定の理由が異なっている。この理由は何か、また、この取扱いは適切か。
- ・ 官－46、51及び60の特定秘密指定書上の対象情報が同じであれば、法別表の事項の細目のいずれに該当するかについても指定書の記載をそろえるべきではないか。
- ・ 官－52の特定秘密指定書の対象情報に「編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められ

るものを除く」とあるが、情報が特定秘密ではなくなる編集又は加工の程度の基準はいかなるものか。

- ・ 情報が特定秘密ではなくなる編集又は加工の程度の基準の設定や説明が困難であるならば、それは、特定秘密保護法制の運用として適切なものか。
- ・ 官－53の特定秘密指定書の指定の理由において、法別表第1号ハに該当する情報が含まれ得る旨の記載があるが、実際に当該情報はこの特定秘密の中に含まれているのか。
- ・ 官－65の特定秘密指定書の指定の理由を見ると、法別表第4号ニに該当する情報が特定秘密に含まれていないと解されるが、この理由は何か。

(iv) 内閣官房（内閣衛星情報センター）

〈識別番号官－15、55、59について〉

【説明の概要】

- ・ 官－15及び官－55の特定秘密指定書に記載されている対象情報のうち、(ア)平成26年中及び28年中の情報収集衛星等による収集分析対象、(イ)情報収集衛星の識別能力が明らかになる情報、(ウ)情報収集衛星を用いて収集した画像情報の元データの具体的内容は以下のとおりである。
 - (ア) 情報収集衛星等による収集分析対象とは、内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国の政府が運用する情報収集衛星等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象、いわゆる収集分析対象として、どこをターゲットとして衛星画像を撮るのか、それに基づいてどこを分析しているのかという情報である。
 - (イ) 情報収集衛星の識別能力が明らかになる情報については、情報収集衛星等により収集した画像情報及びこれを分析して得られた情報そのもののうち、収集分析対象が明らかになってしまうものと情報収集衛星の識別能力を正確に察知され得る情報のみを特定秘密として指定している。

(ウ) 画像情報の元データとは、情報収集衛星で撮像した画像情報を地上局に送り、内閣衛星情報センターのコンピューターに入ってきた時点での電子データであり、そのままでは人間の目で見ることができない情報である。(ア)及び(イ)で説明した画像情報は、人間の目で見えるようにこの元データを加工したものである。

- ・ 官－59は暗号に関する情報であり、情報収集衛星光学9号機に係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその配送方式を本指定の対象となる情報として記載している。情報収集衛星と地上局との間で画像データとして送っている間に撮像対象に傍受され、知られてしまうおそれがあるので暗号をかけている。

【主な質疑事項】（特定秘密保護法別表の事項の細目については、資料22参照）

- ・ 既に運用を停止した情報収集衛星に関する暗号情報の指定を解除していない理由は何か。
- ・ 官－15について、法別表の事項の細目の第2号ニ、第1号ロ、第1号ハ、第2号ハに該当する情報は含まれているか。

(v) 警察庁

〈識別番号警－19、26、22、29、2～12、30、24、25、20、27、28について〉

【説明の概要】

- ・ 警－19は、平成27年中に警察が収集・分析したことにより得られた外国の情報機関や特殊工作機関が行うスパイ活動等に関する情報である。本指定に係る情報には、警察が特定有害活動に対する実態解明及び違法行為の取締りをする過程において収集・分析した特定有害活動の計画に関する情報、情報機関員による情報収集の手法等に関する情報が含まれる。
- ・ 警－26は、警－19と対象情報の内容は同じであるが情報の収集・分析の期間のみが異なり、平成28年中に

警察が収集・分析したことにより得られた外国の情報機関や特殊工作機関が行うスパイ活動等に関する情報である。

- ・ 警－22は、平成27年中に警察が行った外国との情報協力業務に関する情報である。本指定に係る情報には、外国政府機関等との間における特定有害活動やテロリズムに関する情報協力業務の実施状況、情報協力業務を通じて提供された情報であって、相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの、それらを分析して得られた情報が含まれる。
- ・ 警－29は、平成28年中に警察が行った外国との情報協力業務に関する情報である。警－22の対象情報と内容は同じであるが収集・分析の期間のみが異なるものである。
- ・ 警－2～12は、内閣情報調査室における特定秘密の指定日以前に内閣情報調査室から提供されていた衛星画像が含まれる。平成16年から平成26年まで年ごとに対象情報の収集・分析の期間を区切って指定しており、全て期間のみ異なるものとなっている。
- ・ 警－30は、平成28年中の警察の人的情報源に関する情報である。本指定に係る情報には、特定の人物が警察の人的情報源である事実に関する情報等が含まれている。
- ・ 警－24は、平成27年中に警察が策定した特殊部隊等の戦術や運用に関する情報である。本指定に係る情報には、特定有害活動やテロリズムの事案による被害発生の未然防止等を目的として策定した特殊部隊等の戦術又は運用に関する情報が含まれる。
- ・ 警－25は、平成28年中の警察が策定した特殊部隊等の戦術や運用に関する情報である。警－24と対象情報の収集・分析の期間のみが異なるものである。
- ・ テロリズムを実行するおそれのある個人や組織の動向等に関する情報（警－20、27、28）については、

その性質から国際テロリズムと国内テロリズムを分けて指定している。

- ・ 警－20は、平成27年中の国際テロを実行するおそれのある個人や組織の動向等に関する情報である。本指定に係る情報には、国際テロリズムの実行の意思・能力に関して警察が収集・分析したテロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報、テロリズムを実行するおそれのある組織の動向に関する情報、それらを収集する能力に関する情報等が含まれる。
- ・ 警－27は、平成28年中の国際テロを実行するおそれのある個人や組織の動向等に関する情報である。警－20と対象情報の収集・分析の期間のみが異なるものである。
- ・ 警－28は、平成28年中の国内テロを実行するおそれのある個人や組織の動向等に関する情報である。

【主な質疑事項】（特定秘密保護法別表の事項の細目については、資料22参照）

- ・ 内閣衛星情報センターから提供を受け警察庁が保有する情報について、警察庁による指定では法別表の事項の細目の第3号ロ、ハ及び第4号ロ、ハのみとなっているが、衛星画像という性質上、情報の提供元である内閣衛星情報センターの指定と同様に法別表の事項の細目の第1号ロ、ハ及び第2号ハ、ニの情報も含まれるのではないか。含まれている場合には、警察庁による指定は適切と言えるか。

(vi) 総務省

〈識別番号総－3について〉

【説明の概要】

- ・ 総－3は、平成27年12月に在日米軍からSECRETとして提供を受けた在日米軍が使用する周波数に関する情報である。
- ・ 総－3の特定秘密指定書のうち、設備の名称、使用目的、具体的な行為の記載については、公にすること

により、当該設備の重要性が明らかになることで、我が国に対し害意を有する第三国等が企図する妨害行為の優先的な対象となるなど、在日米軍の活動に重大な支障を来し、我が国の安全が害されるおそれがあることから、情報公開法第5条第3号⁵¹に該当するものとして不開示情報としている。

【主な質疑事項】

なし

(vii) 公安調査庁

〈識別番号公－5～9、16、11、13、15、12、14について〉

【説明の概要】

- ・ 公－5～9は、情報収集衛星等による収集分析対象及び情報収集衛星の識別能力に関する情報であり、平成22年から平成26年まで年ごとに指定したものである。いずれも情報収集衛星等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象及び情報収集衛星等により収集した画像情報又はそれを分析して得られた情報であって、公安調査庁が内閣衛星情報センターから提供を受けたものである。
- ・ 公－16は、平成28年中に公安調査庁が収集・分析したことにより得られた特定有害活動の実行の意思・能力に関する情報のうち、特定有害活動の計画、方針及び準備に関する情報、特定有害活動を行い、又は支援する団体又は者の動向に関する情報に該当するものである。

51 情報公開法第5条は、開示請求があった場合の行政機関の長の開示義務を明らかにし、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記載されている場合を除き、当該行政文書を開示しなければならないことを明らかにしている。不開示情報については同条各号において規定され、第3号で国の安全や外交関係を理由とする情報開示請求の例外を認めている。(参考)「新基本法コメントール 情報公開法・個人情報保護法・公文書管理法」34～35頁及び46頁(平25.10)(日本評論社)

- ・ 公－11及び公－13は、外国の政府から同国において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられているものとして提供を受けた情報のうち、特定有害活動の防止に関するもので、公－11が平成27年中、公－13が平成28年中に提供を受けたものである。
- ・ 公－15は、平成28年中に公安調査庁の人的情報源となった者のうち、特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報を入手するための人的情報源で、特に厳格な情報保全措置が必要であると認められるものについて、その者が公安調査庁における重要な情報の人的情報源である事実又は人的情報源であった事実及び収集・分析することにより当該事実が明らかになるおそれがあるものである。
- ・ 公－12及び公－14は、外国の政府から同国において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられているものとして提供を受けた情報のうち、テロリズムの防止に関するもので、公－12が平成27年中、公－14が平成28年中に提供を受けたものである。

【主な質疑事項】（特定秘密保護法別表の事項の細目については、資料22参照）

- ・ 公－9の指定の理由において、対象情報は公安調査庁が所管するテロリズムや特定有害活動の防止に関する情報以外にも、法別表の事項の細目の第1号ロ、ハ及び第2号ハ、ニといった所管外の情報にも該当するとしている。公安調査庁は本情報の別表該当性の判断において、同庁の所管外の分野に係る情報に該当するかという点も検討した上で、該当するものを全て記載したという理解でよいか。
- ・ 公－11～14の情報を、情報源等を分からないように編集又は加工した場合には、特定秘密から除外されることになるのか。
- ・ 公－15及び16の特定秘密指定書において、指定の月日を不開示としているが、その理由が漠然としている

ほか、双方の不開示理由が同じである。これらの点に関し、改めて説明を求めたい。

③主な要改善・指摘事項

本審査会におけるこれまでの議論を踏まえ、以下のとおり指摘するとともに、本審査会として各指摘事項への政府の対応について今後とも引き続き調査を行うこととする。

- 1 以下の三点については、政府において速やかに改善を図ることが必要と考える。
 - 他の行政機関から提供を受けた特定秘密の指定に関しては、情報提供元の行政機関における同内容の特定秘密の指定の内容との整合性について、関係行政機関間で十分な確認を行うこと。
 - 特定秘密文書の他の行政機関等への提供については、それが適正に行われているかを判断し、また、重複分を除いた特定秘密文書の実質的な件数を把握する上で重要であることから、その提供状況を的確に把握し記録するとともに、本審査会への丁寧な説明に努めること。
 - 行政機関において特定秘密を取り扱う職員を決定する際には、当該職員の業務における特定秘密を取り扱う必要性について厳格に判断し、特定秘密指定書に明確に記載することを通じて、特定秘密の取扱いが真に必要な職員により行われるよう徹底すること。
- 2 また、以下の各点については、政府において適切に対応することが必要と考える。
 - 一部の特定秘密の指定において、「編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。」旨の限定が付されている。この編集又は加工の具体的な方法については、特定秘密とそれ以外の情報の境界を明確にし、もって特定秘密の指定の適否を判断する上で重要な要素であることから、本審査会においてより明確な説明を行うよう努めること。
 - 特定秘密指定書、特定秘密指定解除書及び特定秘密指定延長書は、特定秘密保護制度の運用を監視するに当たって、本

審査会の調査及び審査において基礎となるものであることから、その内容を明確かつ具体的に記載するとともに、特定秘密指定書等の記載を変更した際には、当該特定秘密指定書等を速やかに本審査会に提供し、必要に応じて報告すること。

- 特定秘密の指定及び保有を行っていない行政機関が職員の適性評価を行う際には、適性評価が被評価者のプライバシーに及ぼす影響等に鑑み、その職員が特定秘密を取り扱う必要性を十分に検討した上で、真に必要な場合のみに適性評価を行うよう徹底すること。
- 毎年度作成し、又は継続的に収集する情報等期間を区切って指定する特定秘密など、実質的に情報の対象期間のみが異なる複数の特定秘密の間で特定秘密指定書等の記載をそろえること。
- サードパーティールールが適用される特定秘密について、政府は、「保護措置の講じられた国会からその提供の求めがあった場合、情報提供元との信頼関係を維持しつつ、情報提供元の承諾を得られた場合には提供する」旨答弁しているところ、関係行政機関がこの考え方に基づいて適切に取り組むよう引き続き努めること。また、情報提供元に照会ができない場合又は情報提供元の承諾が得られなかった場合には、その旨及びその経緯を説明するなど十分な対応を行うこと。
- 内閣府独立公文書管理監が行う特定行政文書ファイル等の管理に対する検証・監察については、その実効性を更に高めるため、関係行政機関が特定秘密の指定及びその有効期間の延長を行う場合の当該行政機関が設定した有効期間の妥当性を判断する根拠について、本審査会での十分な説明に努めること。

さらに、保存期間満了時に廃棄が予定されている特定行政文書ファイル等については、それに含まれる個別の特定秘密文書等が歴史公文書等に該当するかという点のみならず、例えば、廃棄予定の特定行政文書ファイル等が他の行政機関から提供された特定秘密文書等の副本を含む場合には、他の行政機関が保有する正本の存否及び保存期間も確認するなどして、特定秘密文書等の廃棄の適否の判断が適正に行われているか検証・監察を徹底すること。

④年次報告書における指摘事項等に係る政府の対応

本審査会の平成27年及び平成28年の年次報告書における指摘事項等に係る政府の対応状況（平成30年4月11日の審査会における内閣官房（内閣情報調査室）の説明）を下記に取りまとめた。

（ア）平成27年年次報告書分

平成27年年次報告書における主な指摘事項（抜粋）	政府の対応状況
<p>本審査会としては、次の点をはじめ審査会において指摘があった事項について、政府は統一的な運用を図ることが必要と考える。</p>	
<p>○指定書の「当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲」について、適正かつ適切な記載とするとともに、可能な限り情報を開示すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法務省及び外務省が不開示情報の開示又は特定秘密指定書の記述の修正を行った*。
<p>○指定書の「指定の理由」等の特定秘密の指定そのものに関わる変更を行う場合には、審査会に速やかに通知するとともに、適切な説明を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外務省が特定秘密指定書の記述の修正を行い、修正済みの同指定書を提出した*。 また、現在は各行政機関が特定秘密の指定の解除を行った際には、各行政機関が個別に審査会事務局に随時報告している。
<p>○指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」について、それぞれが識別され、分かりやすいものとなるよ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防衛省が指定管理簿の指定に係る特定秘密の概要の記述の変更を行った*。

<p>う、表現の工夫を図ること。</p>	
<p>また、審査会において指摘があった次の点について、政府は適切に対応することが必要と考える。</p>	
<p>○特定秘密保護法第3条第1項の「公になっていないもの」については、政府の説明について委員から疑義が呈されたことを踏まえ、この定義の更なる明確化を図り、統一的に運用すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該指摘を受けて、内閣情報調査室から、「(1) 公になっていないものとは不特定多数の人に知られていない状態であることをいう、(2) 特定秘密として指定した情報と同一性を有する情報が公表されていると我が国の政府が認定する場合は、非公知性を失うものと理解している、(3) 同一性を有するか否かの判断は個別具体の状況を踏まえつつ行政機関の長が行う」などの説明を行った。
<p>○サードパーティールール適用によって特定秘密を不開示とする場合があることは既に国会においても明らかにされてきたが、政府の統一的な運用に委員から疑義が呈されたことを踏まえ、行政機関ごとに適用の在り方が異なることのないよう、サードパーティー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該指摘及び審査会での議論を踏まえ、公開で行われた審査会での質疑の場において、上川国務大臣からサードパーティールールの定義、過去の国会答弁、行政機関間で統一した認識等について説明を行った。

<p>ルールの適用基準の明確化を図り、統一的に運用すること。</p>	
<p>なお、審査会において議論があった次の点についても、政府は十分留意して対応することが必要と考える。</p> <p>○ 指定の在り方そのものについて審査会の委員が疑義を抱くことがある場合には、政府として真摯にその疑義の解明に努めること。また、審査会の合意があった場合は必要な資料を提出すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き審査会の求めに応じ、真摯に説明に努めてまいりたい。

*は、当該報告書公表以前に対応したと認められるものである。

(イ) 平成28年年次報告書分

平成28年年次報告書における主な指摘事項等	政府の対応状況
<p>本審査会における議論を踏まえ、次の点について、政府は適切に対応することが必要と考える。</p> <p>○ 特定秘密保護法に基づく他の行政機関等への特定秘密、特にサードパーティールールの適用がある特定秘密の提供に関し、実情を把握した上で、必要に応じて提供に関する統一的な手続について検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の行政機関等への特定秘密の提供状況については、平成28年末時点、他の行政機関から提供を受けた特定秘密文書を全行政機関合計で約11万件保有し、そのうち約96%は情報収集衛星関連であった。 ・ 外国から提供のあった特定秘密については、平成28年中に政府全体で約3,400件の特定秘密文書が他の行政機関等へ提供されている。

- 外国の機関から提供された情報が行政機関間で共有される場合は、以下の(1)～(3)のとおりである。
 - (1) 外国の情報提供元が直接自ら複数の行政機関に提供する場合
 - (2) ある行政機関が外国から共有の条件が示された情報を受け取り、他の行政機関にその共有の条件に応じて共有する場合
 - (3) 外国から情報提供を受けた行政機関が外国の情報提供元の承諾を得て他の行政機関に共有する場合
- サードパーティールール
の適用がある特定秘密の提供については、従来からサードパーティールールという慣習の目的にかなう形で、行政機関間において安全保障上必要な共有が図られている。改めて統一的な手続を策定しなくとも、外国から提供を受けた情報については、情報提供元の信頼関係を損なわないような形態で安全保障上必要な情報共有が行われている。
- サードパーティールールは国際的な慣習であり、我が国が単独で画一的な手続

	を明文化することは困難である。
--	-----------------

(3) 審査の経過及び結果

対象期間中において、議院等からの特定秘密の提出の求めに係る行政機関の長の判断の適否等に関する審査の要求・要請（国会法第104条の2等）はなかった。

(4) 特定秘密の提出・提示の要求

審査会は、その調査又は審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出・提示を求めることができるとされている（国会法第102条の15第1項、同法第102条の17第2項等）が、対象期間中において、その求めは行っていない。

(5) 勧告

審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、制度の運用についての改善勧告（国会法第102条の16第1項）、審査の結果に基づき必要があると認めるときは、報告又は記録の提出をすべき旨の勧告（同法第102条の17第5項）等を行うことができるとされているが、対象期間中においてはいずれの勧告も行っていない。

【資料】

(資料1) 委員名簿	63
(資料2) 審査会の「調査」と「審査」	64
(資料3) 国会法、審査会規程等による保護措置	65
(資料4) 保護措置に関する審査会の内規、申合せの全体像	66
(資料5) 審査会で説明聴取・質疑を行った特定秘密指定書に記載の対象情報一覧	67
(資料6) 特定秘密の指定件数	80
(資料7) 特定秘密の指定の解除の状況	81
(資料8) 特定秘密の指定の有効期間の延長の状況	91
(資料9) 特定秘密が記録された行政文書の保有件数	92
(資料10) 各行政機関における適性評価の実施件数	93
(資料11) 適性評価の評価対象者が同意しなかった件数	94
(資料12) 適性評価の評価対象者が同意を取り下げた件数	94
(資料13) 特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった件数	94
(資料14) 適性評価の結果等に対する苦情の申出件数	95
(資料15) 適性評価に関する改善事例	95
(資料16) 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数	96
(資料17) 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」の概要	
(1) 平成29年5月19日閣議決定、国会提出分	97
(2) 平成30年5月18日閣議決定、国会提出分	99
(資料18) 「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」のポイント	
(1) 平成29年5月19日内閣総理大臣報告、公表分	101
(2) 平成30年6月22日内閣総理大臣報告、公表分	102
(資料19) 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」に基づく是正の求め等の概要	
(1) 平成28年8月9日実施分	104
(2) 平成30年3月15日実施分	105
(資料20) 特定秘密保護法のポイント	108
(資料21) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の骨子	109
(資料22) 特定秘密保護法別表の事項の細目	110
(資料23) 関連年表	113

〔関連条文〕

○国会法（昭22法79）（抄）	115
○議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭22法225）（抄）	118
○参議院規則（昭和22年6月28日議決）（抄）	120

○参議院情報監視審査会規程（平成26年6月20日議決）	121
○参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件（平成27年6月17日 参議院情報監視審査会決定）	125
○参議院情報監視審査会における特定秘密の保護要綱（平成27年6月17日 参議院 情報監視審査会会長決定）	126
○参議院情報監視審査会の会議録の作成等に関する件（平成27年6月17日 参議院 情報監視審査会決定、平成28年3月11日改正）	134
○参議院情報監視審査会の会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所の特定要領 （平成27年8月31日参議院情報監視審査会会長決定、平成28年3月11日改正）	137
○申合せ（平成27年6月25日参議院情報監視審査会運営協議会合意）	137
○申合せ（平成27年6月3日参議院情報監視審査会運営協議会合意）	139
○特定秘密の保護に関する法律（平25法108）（抄）	139
○特定秘密の保護に関する法律施行令（平26政336）（抄）	146
○特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るため の基準（平成26年10月14日閣議決定）（抄）	148
○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平11法42）（抄）	155
○公文書等の管理に関する法律（平21法66）（抄）	156

(資料1) 委員名簿

会長	中曾根 弘文 (自民)	佐藤 正久 (自民)	石川 博崇 (公明)
	猪口 邦子 (自民)	石橋 通宏 (民進)	仁比 聡平 (共産)
	上月 良祐 (自民)	大野 元裕 (民進)	

(平成29年5月1日現在)

会長	中曾根 弘文 (自民)	猪口 邦子 (自民)	山本 香苗 (公明)
	阿達 雅志 (自民)	石橋 通宏 (民進)	仁比 聡平 (共産)
	井原 巧 (自民)	大野 元裕 (民進)	

(平成29年9月28日現在)

会長	中曾根 弘文 (自民)	猪口 邦子 (自民)	杉尾 秀哉 (立憲)
	阿達 雅志 (自民)	山本 香苗 (公明)	仁比 聡平 (共産)
	井原 巧 (自民)	大野 元裕 (民主)	

(平成30年5月11日現在)

会長	中曾根 弘文 (自民)	江島 潔 (自民)	大野 元裕 (民主)
	井原 巧 (自民)	谷合 正明 (公明)	仁比 聡平 (共産)
	猪口 邦子 (自民)	杉尾 秀哉 (立憲)	

(平成30年10月24日現在)

※ 対象期間中 (平29. 5. 1～平30. 11. 30) の会派の正式名称は次のとおり。

自民：自由民主党・こころ (～平30. 10. 22)、自由民主党・国民の声 (平30. 10. 22～)

公明：公明党

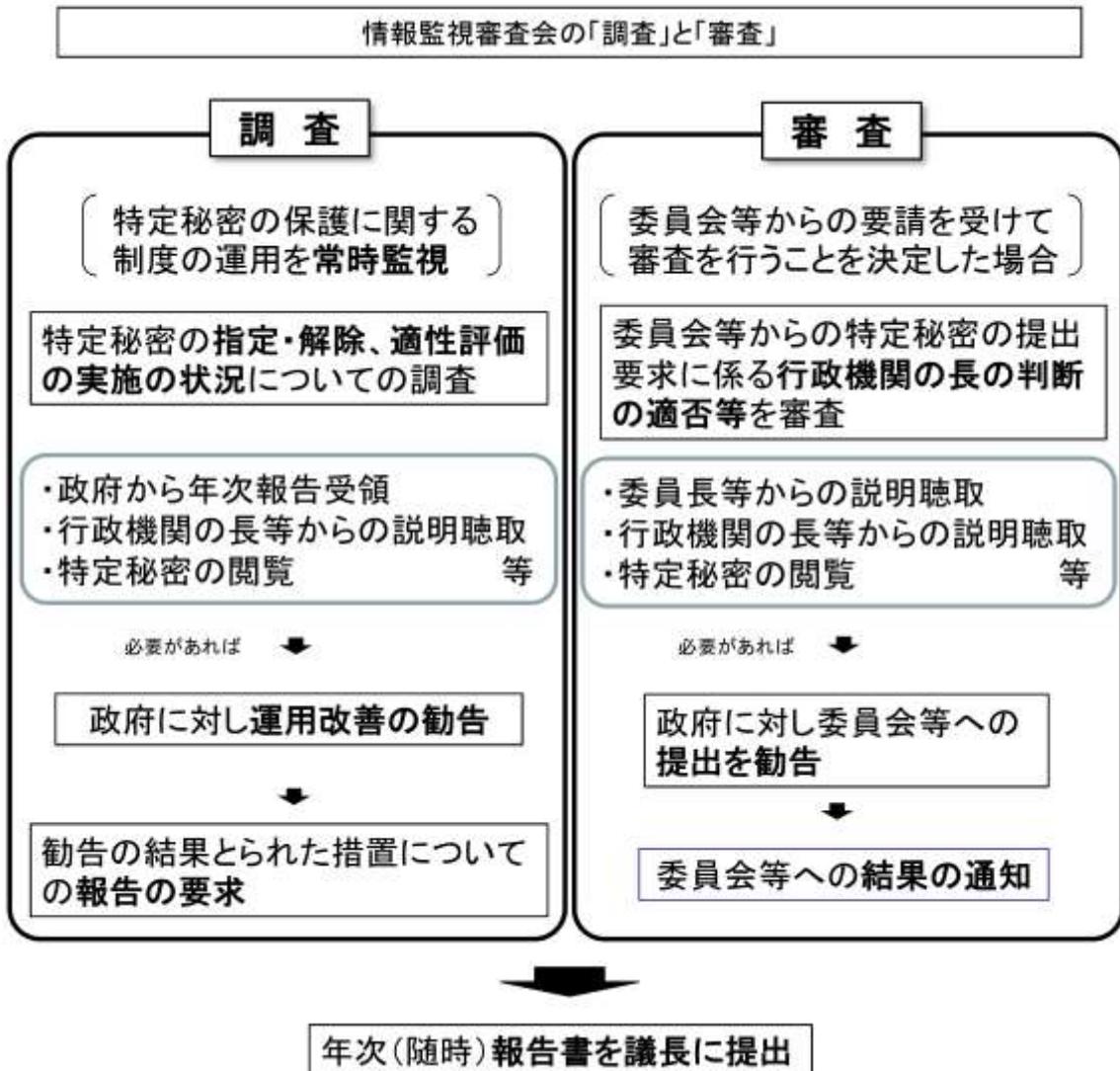
立憲：立憲民主党・民友会 (平30. 5. 8～)

民主：国民民主党・新緑風会 (平30. 5. 7～)

共産：日本共産党

民進：民進党・新緑風会 (～平30. 5. 7)

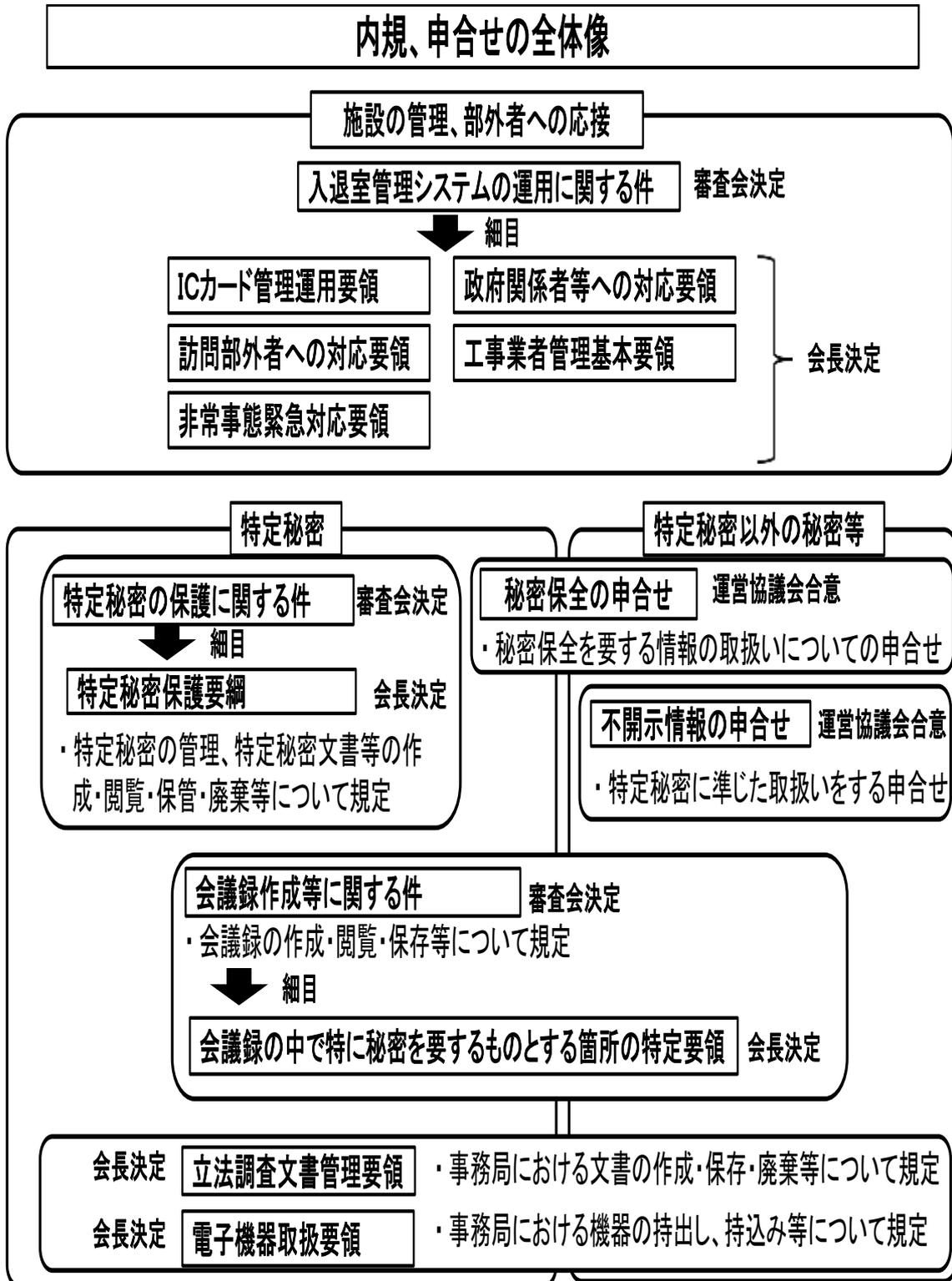
(資料2) 審査会の「調査」と「審査」



(資料3) 国会法、審査会規程等による保護措置

保護措置	対応する規定
委員の特別な選任方法 (本会議の議決により選任)	審査会規程第3条第1項 審査会規程第3条第3項 審査会規程第6条
宣誓 (他に漏らさないことを誓う旨の宣誓)	審査会規程第4条第1項(委員) 審査会規程第4条第2項(審査を要請した委員長等)
会議の非公開	特定秘密保護法第10条第1項第1号イ 国会法第102条の15第2項(調査) 国会法第102条の17第3項(審査) 議院証言法第5条の3第3項(審査) 審査会規程第26条
会議録の非公表	審査会規程第29条第4項(印刷配付しないこと) 審査会規程第30条(閲覧制限)
会議室 (特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた施設の設置)	審査会規程第11条(情報監視審査室)
特定秘密の利用者・知得者の制限	国会法第102条の19(委員、審査を要請した委員長等(審査会規程第18条)、審査会事務局職員) 議院証言法第5条の4(委員、審査を要請した委員長等(審査会規程第18条)、審査会事務局職員)
特定秘密の保管	審査会規程第27条(情報監視審査会が保管)
特定秘密の閲覧制限	審査会規程第28条
職員に対する適性評価	国会法第102条の18

(資料4) 保護措置に関する審査会の内規、申合せの全体像



(資料5) 審査会で説明聴取・質疑を行った特定秘密指定書に記載の対象情報一覧

注：黒塗り部分は不開示情報であることを示す。

【国家安全保障会議】：指定2件

指定の整理番号 (識別番号)	対象情報
01-201412-001-2/a(a)-001 (安-1)	外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容に関する情報であって、平成26年12月25日までに開催した国家安全保障会議の四大臣会合の審議を経て確認した国家安全保障会議の議論の結論及び平成26年12月26日から同月31日までに開催した国家安全保障会議の会合の審議を経て確認した国家安全保障会議の議論の結論のうち当該会合において特定秘密に該当すると確認されたもの
01-201501-001-2/a(a)-001 (安-2)	外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容に関する情報であって、平成27年に開催した国家安全保障会議の会合の審議を経て確認した国家安全保障会議の議論の結論のうち、当該会合において特定秘密に該当すると確認されたもの

【内閣官房】：指定14件

指定の整理番号 (識別番号)	対象情報
02g-201412-012-2-012 (官-15)	平成26年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（収集分析の対象であることが明らかとなっても我が国の安全保障に著しい支障を来すおそれがないと内閣情報官が認めた対象を除く。以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）並びに同年中にIGSを用いて収集した画像情報の元データ
02g-201412-043-2/b-001 (官-46)	平成26年以前に決定された内閣情報調査室が外国の政府又は国際機関と行う安全保障に関する情報協力業務の計画及び方法で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの
02g-201412-044-2/b-001 (官-47)	平成26年以前に内閣情報調査室が行った安全保障に関する外国の政府又は国際機関との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報（情報の内容のほか、情報源を含む。）で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの並びにそれを分析して得られた情報（収集分析しても情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。）

指定の整理番号 (識別番号)	対象情報
02g-201501-002-21b-001 (官-51)	平成27年中に決定された内閣情報調査室が外国の政府又は国際機関と行う安全保障に関する情報協力業務の計画及び方法で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの
02g-201501-003-21b-001 (官-52)	平成27年中に内閣情報調査室が行った安全保障に関する外国の政府又は国際機関との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報(情報の内容のほか、情報源を含む。)で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの並びにそれを分析して得られた情報(収集分析しても情報源を特定し得ないようにするなど)の編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。
02g-201501-004-21-002 (官-53)	内閣情報調査室が安全保障に関する重要な情報を入手するための人的情報源を得、これを維持改善し、これから情報を収集する業務の計画、方法及び実施状況(調査研究段階のものを含み、平成27年中に決定し、又は調査研究したものに限る。)
02g-201503-006-21-004 (官-55)	平成28年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星(以下「IGS」という。)等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象(収集分析の対象であることが明らかとなっても我が国の安全保障に著しい支障を来すおそれがないと内閣情報官が認めた対象を除く。以下「収集分析対象」という。)並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報(いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。)並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報(いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。)並びに同年中にIGSを用いて収集した画像情報の元データ
02b-201507-001-21a(d)-001 (官-56)	(全て不開示) (注)特定秘密指定管理簿上の指定に係る特定秘密の概要は以下のとおり 「特定の地域についての政府の安全保障上の基本的事項であって平成27年7月に策定されたもの」
02b-201511-002-21a(d)-002 (官-57)	(全て不開示) (注)特定秘密指定管理簿上の指定に係る特定秘密の概要は以下のとおり 「特定の外国についての政府の安全保障上の基本的事項であって平成27年11月に策定されたもの」
02g-201601-002-21-001 (官-59)	情報収集衛星光学9号機に係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその配送方式(当該衛星のために独自に開発されたものに限る。)
02g-201601-003-21b-001 (官-60)	平成28年中に決定された内閣情報調査室が外国の政府又は国際機関と行う安全保障に関する情報協力業務の計画及び方法で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの

指定の整理番号 (識別番号)	対象情報
02b-201602-001- 2/a(d)-001 (官-64)	(全て不開示) (注)特定秘密指定管理簿上の指定に係る特定秘密の概要は以下のとおり 「特定の外国についての政府の安全保障上の基本的事項であって平成28年2月に策定されたもの」
02g-201610-007- 4/a-001 (官-65)	国際テロ情報の収集に係る人的情報源の氏名等の身分事項、又は身分事項が推測される事項の安全な通信を実現するために、国際テロ情報集約室において開発する機密情報伝達システムの暗号化機能に用いられる暗号化アルゴリズム及び暗号化鍵の生成・交換(配送)に係る設定、暗号化に係る運用方法、並びに当該システムにより機密情報を伝達するための運用方法(業務フロー)
02b-201611-002- 2/a(d)-002 (官-66)	(全て不開示) (注)特定秘密指定管理簿上の指定に係る特定秘密の概要は以下のとおり 「特定の外国についての政府の安全保障上の基本的事項であって平成28年11月に策定されたもの」

【警察庁】：指定21件

指定の整理番号 (識別番号)	対象情報
19-201412-002- 3/a-001 (警-2)	平成16年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星(以下「IGS」という。)等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象(以下「収集分析対象」という。)並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報(いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。)並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報(いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。)であって、平成26年12月26日までに警察庁が内閣官房から提供を受けていたもの
19-201412-003- 3/a-002 (警-3)	平成17年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星(以下「IGS」という。)等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象(以下「収集分析対象」という。)並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報(いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。)並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報(いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。)であって、平成26年12月26日までに警察庁が内閣官房から提供を受けていたもの

指定の整理番号 (識別番号)	対象情報
19-201412-004- 3A-003 (警-4)	平成18年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって、平成26年12月26日までに警察庁が内閣官房から提供を受けていたもの
19-201412-005- 3A-004 (警-5)	平成19年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって、平成26年12月26日までに警察庁が内閣官房から提供を受けていたもの
19-201412-006- 3A-005 (警-6)	平成20年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって、平成26年12月26日までに警察庁が内閣官房から提供を受けていたもの
19-201412-007- 3A-006 (警-7)	平成21年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって、平成26年12月26日までに警察庁が内閣官房から提供を受けていたもの

指定の整理番号 (識別番号)	対象情報
19-201412-008-3A-007 (警-8)	平成22年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって、平成26年12月26日までに警察庁が内閣官房から提供を受けていたもの
19-201412-009-3A-008 (警-9)	平成23年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって、平成26年12月26日までに警察庁が内閣官房から提供を受けていたもの
19-201412-010-3A-009 (警-10)	平成24年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって、平成26年12月26日までに警察庁が内閣官房から提供を受けていたもの
19-201412-011-3A-010 (警-11)	平成25年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって、平成26年12月26日までに警察庁が内閣官房から提供を受けていたもの

指定の整理番号 (識別番号)	対象情報
19-201412-012-3 ^h -011 (警-12)	平成26年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって、平成26年12月26日までに警察庁が内閣官房から提供を受けていたもの
19-201501-001-3 ^{pa} -001 (警-19)	平成27年中に警察が収集・分析をしたことにより得られた特定有害活動の実行の意思・能力に関する情報で次に掲げるものに該当する情報及びそれを収集する能力に関する情報（いずれについても、当該情報の漏えいにより対抗措置が講じられ、特定有害活動の防止に著しい支障を来すおそれがあるため、特に厳格な情報保全措置が必要であると警備局長が認めたものに限る。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定有害活動の計画に関する情報 ・ 情報機関員、特殊工作機関員その他特定有害活動に従事し得る者の動向に関する情報 ・ 特定有害活動の実行のために行われる要員の勧誘又は訓練に関する情報 ・ 特定有害活動の実行のために行われる資金又は資機材の調達に関する情報 ・ その他これらに類する情報
19-201501-002-4 ^{pa} -001 (警-20)	平成27年中に警察が収集・分析をしたことにより得られたテロリズム(国際テロリズムに限る。以下同じ。)の実行の意思・能力に関する情報で次に掲げるものに該当する情報及びそれを収集する能力に関する情報（いずれについても、当該情報の漏えいにより対抗措置が講じられ、テロリズムの防止に著しい支障を来すおそれがあるため、特に厳格な情報保全措置が必要であると警備局長が認めたものに限る。） <ul style="list-style-type: none"> ・ テロリズムの計画に関する情報 ・ テロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報 ・ テロリズムを実行するおそれのある組織の中核の動向に関する情報 ・ テロリズムを実行するおそれのある組織の実行部隊の動向に関する情報 ・ テロリズムの実行のために行われる要員の勧誘又は訓練に関する情報 ・ テロリズムの実行のために行われる資金又は資機材の調達に関する情報 ・ その他これらに類する情報
19-201501-004-3 ^{pb} -001 (警-22)	平成27年中に警察が行った安全保障に関する外国の政府又は国際機関との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報（情報の内容のほか、情報源を含む。）で相手方において特定秘密の保護に関する法律の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの並びにそれを分析して得られた情報（収集分析しても情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。）

指定の整理番号 (識別番号)	対象情報
19-201512-006-4(a)-001 (警-24)	平成27年中に警察が策定した特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報（当該情報の漏えいにより対抗措置が講じられ、特定有害活動又はテロリズムの防止に著しい支障を来すおそれがあるため、特に厳格な情報保全措置が必要であると警備局長が認めたものに限る。）
19-201601-001-4(a)-001 (警-25)	平成28年中に警察が策定した特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報（当該情報の漏えいにより対抗措置が講じられ、特定有害活動又はテロリズムの防止に著しい支障を来すおそれがあるため、特に厳格な情報保全措置が必要であると警備局長が認めたものに限る。）
19-201601-002-3(a)-001 (警-26)	<p>平成28年中に警察が収集・分析をしたことにより得られた特定有害活動の実行の意思・能力に関する情報で次に掲げるものに該当する情報及びそれを収集する能力に関する情報（いずれについても、当該情報の漏えいにより対抗措置が講じられ、特定有害活動の防止に著しい支障を来すおそれがあるため、特に厳格な情報保全措置が必要であると警備局長が認めたものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定有害活動の計画に関する情報 ・ 情報機関員、特殊工作機関員その他特定有害活動に従事し得る者の動向に関する情報 ・ 特定有害活動の実行のために行われる要員の勧誘又は訓練に関する情報 ・ 特定有害活動の実行のために行われる資金又は資機材の調達に関する情報 ・ その他これらに類する情報
19-201601-003-4(a)-001 (警-27)	<p>平成28年中に警察が収集・分析をしたことにより得られたテロリズム(国際テロリズムに限る。以下同じ。)の実行の意思・能力に関する情報で次に掲げるものに該当する情報及びそれを収集する能力に関する情報（いずれについても、当該情報の漏えいにより対抗措置が講じられ、テロリズムの防止に著しい支障を来すおそれがあるため、特に厳格な情報保全措置が必要であると警備局長が認めたものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テロリズムの計画に関する情報 ・ テロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報 ・ テロリズムを実行するおそれのある組織の中核の動向に関する情報 ・ テロリズムを実行するおそれのある組織の実行部隊の動向に関する情報 ・ テロリズムの実行のために行われる要員の勧誘又は訓練に関する情報 ・ テロリズムの実行のために行われる資金又は資機材の調達に関する情報 ・ その他これらに類する情報

指定の整理番号 (識別番号)	対象情報
19-201601-004-4ra-002 (警-28)	<p>平成28年中に警察が収集・分析をしたことにより得られたテロリズム(国際テロリズムを除く。以下同じ。)の実行の意思・能力に関する情報で次に掲げるものに該当する情報及びそれを収集する能力に関する情報(いずれについても、当該情報の漏えいにより対抗措置が講じられ、テロリズムの防止に著しい支障を来すおそれがあるため、特に厳格な情報保全措置が必要であると警備局長が認めたものに限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テロリズムの計画に関する情報 ・ テロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報 ・ テロリズムを実行するおそれのある組織の中核の動向に関する情報 ・ テロリズムを実行するおそれのある組織の実行部隊の動向に関する情報 ・ テロリズムの実行のために行われる要員の勧誘又は訓練に関する情報 ・ テロリズムの実行のために行われる資金又は資機材の調達に関する情報 ・ その他これらに類する情報
19-201601-005-3rb-001 (警-29)	<p>平成28年中に警察が行った安全保障に関する外国の政府又は国際機関との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報(情報の内容のほか、情報源を含む。)で相手方において特定秘密の保護に関する法律の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの並びにそれを分析して得られた情報(収集分析しても情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。)</p>
19-201601-006-3ra-001 (警-30)	<p>平成28年中に警察の人的情報源又はその候補となった者(安全保障に関する重要な情報を入手するための者で、警察との関わりが漏えいした場合に当該者若しくは関係者の生命、身体、財産、社会的地位その他重大な利益が損なわれ、又は当該者若しくは他の人的情報源からの情報の収集に著しい支障を来すおそれがあるため、特に厳格な情報保全措置が必要であると警備局長が認めたものに限る。)が警察の人的情報源若しくはその候補である事実に関する情報又はこれらであった事実及び収集分析することにより当該事実が明らかになるおそれがある情報(当該者から提供を受けた情報及びそれを分析して得られた情報を含み、そのうち収集分析しても情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。)</p>

【総務省】：指定 1 件

指定の整理番号 (識別番号)	対象情報
06-201512-001-24b-001 (総-3)	<p>在日米軍が使用する周波数に関する情報であって、「XXXXXXXXXX」に関するもののうち、「SECRET」として提供されているもの</p>

【公安調査庁】：指定11件

指定の整理番号 (識別番号)	対象情報
10-201412-005- 2ニ-001 (公-5)	平成22年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（以下「収集分析対象」という。）及びIGS等により収集した画像情報又はそれを分析して得られた情報で収集分析対象が明らかとなるもの並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（当該情報がIGSを用いて収集したことが明らかになったものを含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって、公安調査庁が内閣衛星情報センターから提供を受けたもの
10-201412-006- 2ニ-002 (公-6)	平成23年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（以下「収集分析対象」という。）及びIGS等により収集した画像情報又はそれを分析して得られた情報で収集分析対象が明らかとなるもの並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（当該情報がIGSを用いて収集したことが明らかになったものを含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって、公安調査庁が内閣衛星情報センターから提供を受けたもの
10-201412-007- 2ニ-003 (公-7)	平成24年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（以下「収集分析対象」という。）及びIGS等により収集した画像情報、又はそれを分析して得られた情報で収集分析対象が明らかとなるもの並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（当該情報がIGSを用いて収集したことが明らかになったものを含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって、公安調査庁が内閣衛星情報センターから提供を受けたもの
10-201412-008- 2ニ-004 (公-8)	平成25年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（以下「収集分析対象」という。）及びIGS等により収集した画像情報又はそれを分析して得られた情報で収集分析対象が明らかとなるもの並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（当該情報がIGSを用いて収集したことが明らかになったものを含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって、公安調査庁が内閣衛星情報センターから提供を受けたもの

指定の整理番号 (識別番号)	対象情報
10-201412-009-2c-005 (公-9)	平成26年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体的対象（以下「収集分析対象」という。）及びIGS等により収集した画像情報又はそれを分析して得られた情報で収集分析対象が明らかとなるもの並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（当該情報がIGSを用いて収集したことが明らかになったものを含む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって、平成26年12月26日までに公安調査庁が内閣衛星情報センターから提供を受けたもの
10-201501-001-3b-001 (公-11)	平成27年中に公安調査庁が、特定有害活動の防止に関し、外国の政府から同国において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられているものとして提供を受けた情報（情報の内容のほか、情報源を含む。）
10-201501-002-4b-001 (公-12)	平成27年中に公安調査庁が、テロリズムの防止に関し、外国の政府から同国において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられているものとして提供を受けた情報（情報の内容のほか、情報源を含む。）
10-201601-001-3b-001 (公-13)	平成28年中に公安調査庁が、特定有害活動の防止に関し、外国の政府から同国において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられているものとして提供を受けた情報（情報の内容のほか、情報源を含む。）
10-201601-002-4b-001 (公-14)	平成28年中に公安調査庁が、テロリズムの防止に関し、外国の政府から同国において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられているものとして提供を受けた情報（情報の内容のほか、情報源を含む。）
10-2016-003-3a-001 (公-15)	平成28年中に公安調査庁の人的情報源となった者（特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報を入手するための者で、公安調査庁との関わりが漏えいした場合に当該者若しくは関係者の生命、身体、財産、社会的地位その他重大な利益が損なわれ、又は当該者若しくは他の人的情報源からの情報の収集に著しい支障を来すおそれがあるため、特に厳格な情報保全措置が必要であると公安調査庁長官が認めたものに限る。）が公安調査庁における当該重要情報の人的情報源である事実又は人的情報源であった事実及び収集分析することにより当該事実が明らかになるおそれがある情報（当該者から提供を受けた情報及びそれを分析して得られた情報を含み、そのうち収集分析しても情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報の収集に著しい支障を来すおそれがないと認められるものを除く。）
10-2016-004-3a-001 (公-16)	平成28年中に公安調査庁が収集・分析したことにより得られた特定有害活動の実行の意思、能力に関する情報で次に掲げるものに該当する情報（当該情報の漏えいにより対抗措置が講じられ、特定有害活動の防止に著しい支障を来すおそれがあるため、特に厳格な情報保全措置が必要であると公安調査庁長官が認めたものに限る。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定有害活動の計画、方針及び準備に関する情報 ・ 特定有害活動を行い、又は支援する団体又は者の動向に関する情報

【外務省】：指定 4 件 解除 2 件

指定の整理番号 (識別番号)	対象情報
11-201412-0016-2/a(b)-0004 (外-16)	東シナ海における我が国領域の保全又は海洋、上空等における権益の確保に関する現に公になっていない情報のうち、漏えいした場合に我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるもの（東シナ海の資源開発に関するものを除く）。
11-201501-0001-2/b-0001 (外-36)	平成27年に外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）から国際情報統括官組織に対し、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているものとして、安全保障に関して提供のあった国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報及びそれを分析して得られた情報（情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。）
11-201508-0002-2/c-0001 (外-37) [平28.5.12解除]	平成27年中に国際テロリズムに関し外務省の人的情報源となった者のうち特に厳格な情報保全措置が必要であると認められるものについて、その者が外務省の人的情報源である事実又は人的情報源であった事実及び収集分析することにより当該事実が明らかになるおそれがある情報
11-201512-0003-2/b-0002 (外-38) [平28.5.12解除]	平成27年に外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）から総合外交政策局に対し、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているものとして提供のあった情報（情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。）
11-201601-0002-4/a-0001 (外-40)	平成28年中に国際テロリズムに関し外務省総合外交政策局の人的情報源となった者（国際テロリズムに関する重要な情報を入手するための者で、同局との関わりが漏えいした場合に当該者若しくは関係者の生命、身体、財産、社会的地位その他重大な利益が損なわれ、又は当該者若しくは他の人的情報源からの情報の収集に著しい支障を来すおそれがあるため、特に厳格な情報保全措置が必要であると総合外交政策局長が認めたものに限る。）が同局の人的情報源である事実又は人的情報源であった事実及び収集分析することにより当該事実が明らかになるおそれがある情報（当該者から提供を受けた情報及びそれを分析して得られた情報を含み、そのうち収集分析しても情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。）
11-201601-0003-4/b-0001 (外-41)	平成28年中に国際テロリズムに関し外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）から総合外交政策局に対し、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているものとして提供のあった情報（情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。）

【海上保安庁】：指定 1 件

指定の整理番号 (識別番号)	対象情報
16-201501-001-2/b-001 (海-16) [平30.1.19指定の有効期間延長]	平成27年中に、海上保安庁が行った安全保障に関する外国の政府との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報（情報の内容のほか、情報源を含む。）で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの並びにそれを分析して得られた情報（収集分析しても情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。）

【防衛省】：指定 5 件

指定の整理番号 (識別番号)	対象情報
18-201504-010-1-a-001 (防-257)	平成27年3月31日24時から平成28年3月31日24時までの間に「防衛、警備等計画の作成等に関する訓令」（平成9年防衛庁内訓第7号）第4条第2項の規定に基づき、当該見積りを [redacted] 実施される内外の諸情勢に関する見積り（その内容が当該見積りの一部又は全部であることが察知できない場合を除く。）
18-201504-016-1/c-001 (防-263)	平成27年3月31日24時から平成28年3月31日24時までの間に防衛省が防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他重要な情報から作成した、外国軍隊その他これに類する組織の組織、編成、装備その他の戦力組織を見積もった情報の全部又は一部（当該情報が他の特定秘密に指定されていない情報から確認あるいは推察できるものを除く。）
18-201505-019-1/a(c)-001 (防-266)	[redacted] 防衛政策局が実施する、防衛省・自衛隊がとるべき平素及び各種事態における実効的な抑止措置についての検討のうち、 [redacted] を示す情報（検討段階のものを含む。） ※ 本検討のために用いられたと察知されないもの及び公表することとされたものは除く。
18-201604-011-1-a-001 (防-281)	平成28年3月31日24時から平成29年3月31日24時までの間に防衛、警備等計画の作成等に関する訓令（平成9年防衛庁内訓第7号）第4条第2項の規定に基づき、当該見積りを [redacted] 実施される内外の諸情勢に関する見積り（その内容が当該見積りの一部又は全部であることが察知できない場合を除く。）
18-201604-012-1-a-002 (防-282)	平成28年3月31日24時から平成29年3月31日24時までの間に防衛、警備等計画の作成等に関する訓令（平成9年防衛庁内訓第7号）第5条第2項の規定に基づき実施される内外の諸情勢に関する見積り（その内容が当該見積りの一部又は全部であることが察知できない場合を除く。）

【防衛装備庁】：指定 3 件

指定の整理番号 (識別番号)	対象情報
20-201510-015-1pb-001 (装-15)	防衛省とオーストラリア（以下「豪州」という。）国防省との間の「豪州将来潜水艦事業に対する日本の支援提供に関する日本国防衛省と豪州国防省との間の取決め」に基づく次の各号に掲げる情報。 (1) 豪州国防省からSECRET又はこれと同等以上の秘密区分が付されて提供された情報。 (2) 防衛省が検討した内容のうち、豪州国防省から提供されたSECRET又はこれと同等以上の秘密区分が付された情報と推測させる情報。
20-201510-016-1-a-001 (装-16)	装備品等の研究開発に関する訓令（平成27年防衛省訓令第37号）第7条に規定する技術動向見積り（その内容が、本見積りの一部又は全部であることが察知できない場合及び法別表第1号ロに該当する情報を除く。）
20-201607-001-1fb-001 (装-17*)	日本国防衛大臣とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国国防大臣との間の「共同による新たな空対空ミサイルの実現可能性に係る日英共同研究（第2段階）に関する取決め」に基づき取り扱う英国国防省から防衛装備庁へ提供される空対空ミサイルに関する秘密情報及び共同による新たな空対空ミサイルに関する秘密情報であって、英国国防省がUK_SECRETの秘密区分に指定するもの。

※ 平成30年3月6日、指定の解除が行われた。

(資料6) 特定秘密の指定件数*

行政機関名	平成27年末	平成28年末	平成29年末
国家安全保障会議	2	3	4
内閣官房	57	66	73
警察庁	24	29	34
総務省	3	5	6
法務省	1	1	1
公安調査庁	12	16	20
外務省	38	39	37
経済産業省	4	4	4
海上保安庁	16	17	18
防衛省	270	289	302
防衛装備庁	16	18	18
総数	443	487	517

※ 指定件数は、各年末時点で指定されている特定秘密の総数であり、各年中に指定を解除された特定秘密は含まない。

各年中の特定秘密の指定の解除は次のとおり。

平成28年中：5件（警察庁1件、外務省2件、防衛省2件）

平成29年中：9件（外務省3件、防衛省6件）

なお、指定を解除された特定秘密の詳細については資料7参照。

(出典) 平成30年5月18日閣議決定の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を基に作成

(資料7) 特定秘密の指定の解除の状況

	解除					一部解除
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	計	平成29年
内閣官房	0	0	0	0	0	1
警察庁	0	1	0	0	1	1
外務省	0	2	3	0	5	1
防衛省	0	2	6	0	8	2
防衛装備庁	0	0	0	1	1	0
計	0	5	9	1	15	5

注 平成30年は6月末までの件数。

(出典) 内閣官房資料を基に作成

○平成28年に指定解除された特定秘密 (5件)

【警察庁】

指定の整理番号 (識別番号)	解除日 (指定日)	対象情報	解除の理由
19-201501-005- 3A-001 (警-23)	平成28年 4月28日 (平成27年 1月1日)	平成27年中に警察の人的情報源又はその候補となった者(安全保障に関する重要な情報を入手するための者で、警察との関わりが漏えいした場合に当該者若しくは関係者の生命、身体、財産、社会的地位その他重大な利益が損なわれ、又は当該者若しくは他の人的情報源からの情報の収集に著しい支障を来すおそれがあるため、特に厳格な情報保全措置が必要であると警備局長が認めたものに限る。)が警察の人的情報源若しくはその候補である事実に関する情報又はこれらであった事実及び収集分析することにより当該事実が明らかになるおそれがある情報(当該者から提供を受けた情報及びそれを分析して得られた情報を含み、そのうち収集分析しても情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。)	当該指定に係る特段の秘匿の必要性を欠くに至った※。

※ 対象情報が存在しないという趣旨。

【外務省】

指定の整理番号 (識別番号)	解除日 (指定日)	対象情報	解除の理由
11-201508-0002- 2ニ-0001 (外-37)	平成28年 5月12日 (平成27年 8月6日)	平成27年中に国際テロリズムに関し外務省の人的情報源となった者のうち特に厳格な情報保全措置が必要であると認められるものについて、その者が外務省の人的情報源である事実又は人的情報源であった事実及び収集分析することにより当該事実が明らかになるおそれがある情報	該当期間に対象情報が存在しないことが確定した。
11-201512-0003- 2ハb-0002 (外-38)	平成28年 5月12日 (平成27年 12月8日)	平成27年に外国の政府又は国際機関(以下「外国の政府等」という。)から総合外交政策局に対し、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているものとして提供のあった情報(情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。)	該当期間に対象情報が存在しないことが確定した。

【防衛省】

指定の整理番号 (識別番号)	解除日 (指定日)	対象情報	解除の理由
18-201504-006- 1マa-003 (防-253)	平成28年 6月14日 (平成27年 4月1日)	平成27年3月31日24時から平成28年3月31日24時までの間に、防衛省・自衛隊で分析、解析を実施する、外国政府から提供された誘導武器に係る技術情報であって、当該機関の組織等がSECRET若しくはTOP SECRET又はこれらと同等以上の秘密区分に指定しているもの及び当該情報を分析することによって作成された情報並びに当該情報を分析することによって作成された情報とその他の情報の双方から作成した情報(情報源を察知し得る要素を完全に削除をした情報は除く。)	当該期間中に外国政府から本指定に該当する情報は提供されていないことが確認された。本指定の対象となる情報が存在せず、今後も新たに出現することが無い。

指定の整理番号 (識別番号)	解除日 (指定日)	対象情報	解除の理由
18-201504-018- 1-a-003 (防-265)	平成28年 8月17日 (平成27年 4月1日)	平成27年3月31日24時から平成28年3月31日24時までの間に「情報業務の実施に関する訓令」(平成18年防衛庁訓令第21号)第19条第2項の規定に基づき作成した「統合中期情報見積り」(その内容が「統合中期情報見積り」の一部又は全部であることが察知出来ない場合を除く。)	内閣府独立公文書管理監による検証及び監察の結果、本指定の対象となる情報が存在せず、今後も出現することがないことが確認された。

○平成29年に指定解除された特定秘密(9件)

【外務省】

指定の整理番号 (識別番号)	解除日 (指定日)	対象情報	解除の理由
11-201412-0009- 2(a)(b)-0001 (外-9)	平成29年 3月13日 (平成26年 12月26日)	日韓排他的経済水域境界画定交渉を含む、日韓間の排他的経済水域の境界画定にかかる交渉の方針又は結果に関する情報であり、公になることにより、我が国領域の保全又は海洋等の権益確保のために我が国が実施する施策、取組等に関し、これらの計画、方針、措置その他の手の内が露見し、我が国の立場を反映した交渉が困難となるもの(ただし、我が国領域の保全又は海洋等の権益確保に著しい支障を与えるおそれがあるものに限る)。	特定秘密として保護すべき情報が出現しなかった。
11-201412-0010- 2(a)(b)-0002 (外-10)	平成29年 3月13日 (平成26年 12月26日)	竹島問題に関する情報のうち、外国の政府等との交渉若しくは協力の方針若しくは内容又は竹島問題に関し収集した重要な情報、その情報の収集整理若しくはその能力であり、公になることにより、我が国領域の保全のために我が国が実施する施策、取組等に関し、これらの計画、方針、措置その他の手の内やこれらのための我が国の能力が露見し、対抗措置が講じられ、竹島問題の平和的解決に向けた外国の政府等との交渉が困難となるもの(ただし、我が国領域の保全に著しい支障を与えるおそれがあるものに限る)。	特定秘密として保護すべき情報が出現しなかった。

指定の整理番号 (識別番号)	解除日 (指定日)	対象情報	解除の理由
11-201412-0015- 2/a(c)-0001 (外-15)	平成29年 3月13日 (平成26年 12月26日)	東シナ海資源開発に関する中国政府との交渉又は協力の方針又は内容のうち、漏えいした場合に我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるもの（現に公になっていない情報に限る）。	特定秘密として保護すべき情報が出現しなかった。

【防衛省】

指定の整理番号 (識別番号)	解除日 (指定日)	対象情報	解除の理由
18-201412-076- 1/a(c)-004 (防-76)	平成29年 3月22日 (平成26年 12月10日)	██████████として定める、自衛隊の運用に関する見積り又は計画	時の経過により、もはやその漏えいが我が国の安全保障に「著しい」支障を与えるおそれがあるとまでは言えず、特定秘密として保護すべき程の「特段の」秘匿の必要性がなくなった。
18-201412-077- 1/a(c)-005 (防-77)	平成29年 3月22日 (平成26年 12月10日)	██████████として定める、自衛隊の運用に関する見積り又は計画	時の経過により、もはやその漏えいが我が国の安全保障に「著しい」支障を与えるおそれがあるとまでは言えず、特定秘密として保護すべき程の「特段の」秘匿の必要性がなくなった。
18-201412-087- 1/a(c)-013 (防-87)	平成29年 3月22日 (平成26年 12月10日)	「██████████自衛隊防衛及び警備基本計画」として定めている、自衛隊の運用に関する見積り又は計画	時の経過により、もはやその漏えいが我が国の安全保障に「著しい」支障を与えるおそれがあるとまでは言えず、特定秘密として保護すべき程の「特段の」秘匿の必要性がなくなった。
18-201412-088- 1/a(c)-014 (防-88)	平成29年 3月22日 (平成26年 12月10日)	「██████████自衛隊の防衛及び警備実施計画」として定めている、自衛隊の運用に関する見積り又は計画	時の経過により、もはやその漏えいが我が国の安全保障に「著しい」支障を与えるおそれがあるとまでは言えず、特定秘密として保護すべき程の「特段の」秘匿の必要性がなくなった。

指定の整理番号 (識別番号)	解除日 (指定日)	対象情報	解除の理由
18-201412-091-1a(c)-017 (防-91)	平成29年 3月22日 (平成26年 12月10日)	「 XXXXXXXXXX 情報 勢等に関する見積り」として定めている自衛隊の能力に関する見積り	時の経過により、もはやその漏えいが我が国の安全保障に「著しい」支障を与えるおそれがあるとまでは言えず、特定秘密として保護すべき程の「特段の」秘匿の必要性がなくなった。
18-201412-224-1b-011 (防-224)	平成29年 3月22日 (平成26年 12月10日)	防衛省・自衛隊が電子戦運用教育実施のため、米国政府又は米軍から提供された情報であって、米国政府又は米軍がSECRETの秘密区分に指定しているもの	米国政府又は米軍から本指定に該当する情報を提供されたことはなく、現時点で今後も提供される見込みがない。

○平成30年に指定解除された特定秘密（平成30年6月末時点・1件）

【防衛装備庁】

指定の整理番号 (識別番号)	解除日 (指定日)	対象情報	解除の理由
20-201607-001-1fb-001 (装-17)	平成30年 3月6日 (平成28年 7月1日)	日本国防衛大臣とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国国防大臣との間の「共同による新たな空対空ミサイルの実現可能性に係る日英共同研究（第2段階）に関する取決め」に基づき取り扱う英国国防省から防衛装備庁へ提供される空対空ミサイルに関する秘密情報及び共同による新たな空対空ミサイルに関する秘密情報であって、英国国防省がUK_SECRETの秘密区分に指定するもの。	本共同研究では、取決め締結後、直ちにUK_SECRETの情報を文書の形で英国から受領することを想定していた。しかし、現在までに該当する情報を提供されたことはなく、日英共同で作成した共同研究の最終報告書が署名された平成30年2月16日をもって、今後の情報の提供は発生しないことが明確になった。

(出典) 当該行政機関資料を基に作成

○平成29年に指定を一部解除された特定秘密（5件）

【内閣官房】

指定の整理番号 (識別番号)	一部解除日 (指定日)	一部解除された情報	一部解除の理由
02g-201412-046-2ニ-021 (官-49)	平成29年 12月6日 (平成26年 12月26日)	平成26年以前に内閣情報調査室の人的情報源又はその候補となった者（安全保障に関する重要な情報入手するための者で、同室との関わりが漏えいした場合に当該者若しくは関係者の生命、身体、財産、社会的地位その他重大な利益が損なわれ、又は当該者若しくは他の人的情報源からの情報の収集に著しい支障を来すおそれがあるため、特に厳格な情報保全措置が必要であると内閣情報官が認めたものに限る。）が同室の人的情報源若しくはその候補である事実又はこれらであった事実及び収集分析することにより当該事実が明らかになるおそれがある情報（当該者から提供を受けた情報及びそれを分析して得られた情報を含み、そのうち収集分析しても情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。）のうち、平成25年以前の情報	平成25年以前の対象情報については、本特定秘密の指定後2年以上経過しても、特定秘密として保護すべき要件を満たすに至らず、今後も要件を満たす対象情報の出現可能性は極めて低いと認められるため。

(出典) 内閣官房資料を基に作成

【警察庁】

指定の整理番号 (識別番号)	一部解除日 (指定日)	一部解除された情報	一部解除の理由
19-201412-015-4pa-002 (警-15)	平成29年 5月19日 (平成26年 12月26日)	平成26年までに警察が収集・分析をしたことにより得られたテロリズム(国際テロリズムを除く。以下同じ。)の実行の意思・能力に関する情報で次に掲げるものに該当する情報及びそれを収集する能力に関する情報(いずれについても、当該情報の漏えいにより対抗措置が講じられ、テロリズムの防止に著しい支障を来すおそれがあるため、特に厳格な情報保全措置が必要であると警備局長が認めたものに限る。) <ul style="list-style-type: none"> ・ テロリズムの計画に関する情報 ・ テロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報 ・ テロリズムを実行するおそれのある組織の中核の動向に関する情報 ・ テロリズムを実行するおそれのある組織の実行部隊の動向に関する情報 ・ テロリズムの実行のために行われる要員の勧誘又は訓練に関する情報 ・ テロリズムの実行のために行われる資金又は資機材の調達に関する情報 ・ その他これらに類する情報 のうち、 平成25年以前の情報	当該指定に係る平成25年以前の対象情報について、特段の秘匿の必要性を欠くに至ったため。

(出典) 警察庁資料を基に作成

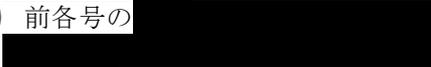
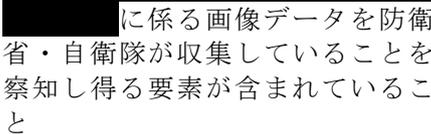
【外務省】

指定の整理番号 (識別番号)	一部解除日 (指定日)	一部解除された情報	一部解除の理由
11-201412-0012- 2hb-0002 (外-12)	平成29年 3月8日 (平成26年 12月26日)	平成26年までに外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）から国際情報統括官組織に対し、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているものとして安全保障に関して提供のあった国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報及びそれを分析して得られた情報（情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。）のうち、平成25年以前の情報	平成25年以前に外国の政府等から提供のあった情報については、本特定秘密の指定後2年以上経過しても、特定秘密として保護すべき要件を満たすに至らず、今後も要件を満たす可能性が極めて低い。

(出典) 外務省資料を基に作成

【防衛省】

指定の整理番号 (識別番号)	一部解除日 (指定日)	一部解除された情報	一部解除の理由
18-201602-001-1pb-001 (防-271)	平成29年 4月13日 (平成28年 2月10日)	防衛政策局、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部がそれぞれ又は共同して実施する、外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）との間の防衛協力・交流（日米2国間の防衛協力・交流を除く。）において、これらの部局が他の行政機関の職員等を介在させず独自に当該外国の政府等から提供され、かつ当該外国の政府等がSECRET若しくはTOP SECRET又はこれらと同等以上の秘密区分にしている情報であって、当該外国の政府等において特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられている情報（防衛協力・交流に係る個別事業の実現段階において提供されるものを除く。）及び当該情報を分析・研究して得られた情報のうち、平成29年4月1日以降の情報	内閣府独立公文書管理監による検証及び監察の結果、特定秘密の指定に係る情報について、期間を区切ることが望ましい旨指摘を受けたため、平成29年4月1日以降に係る本指定を解除し、本指定に係る情報の範囲を限定する。

指定の整理番号 (識別番号)	一部解除日 (指定日)	一部解除された情報	一部解除の理由
18-201704-003-1 ^ア -002 (防-294)	平成29年 12月28日 (平成29年 4月1日)	<p>平成29年3月31日24時から平成30年3月31日24時までの間に情報本部画像・地理部が収集した地球面に係る、国の行政機関の保有する衛星（情報収集衛星を除く）の画像データ（以下「画像データ」という。）のうち次に掲げる要件を全て満たすもの及び当該画像データを解析して得られた情報（当該画像データを解析して得られたことを察知し得ないものを除く。以下「画像情報」という。）並びに画像情報とその他の情報の双方から作成した情報</p> <p>(1)  であること</p> <p>(2) 自衛隊が公然に駐屯し、展開し、宿営し、その他所在又は占有する  でないこと</p> <p>(3) 自衛隊の海外派遣（可能性を含む。）に係る  でないこと</p> <p>(4) 前各号の  に係る画像データを防衛省・自衛隊が収集していることを察知し得る要素が含まれていること</p> <p>のうち、 平成29年12月29日以降の情報</p>	特定秘密の秘匿の必要性をめぐり状況に変化が生じたため。

(出典) 防衛省資料を基に作成

（資料 8） 特定秘密の指定の有効期間の延長の状況

特定秘密保護法施行（平成26年12月10日）から平成30年6月末時点までにおいて、海上保安庁の特定秘密2件について、特定秘密の指定の有効期間が延長されている。

【海上保安庁】

指定の整理番号 (識別番号)	延長日 (指定日)	対象情報	延長の概要
16-201412-015- 2/b-002 (海-15)	平成28年 12月19日 (平成26年 12月26日)	平成26年中に、海上保安庁が行った安全保障に関する外国の政府との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報（情報内容のほか、情報源を含む）で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの並びにそれを分析して得られた情報（収集分析しても情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。）	有効期間（2年）を3年延長した（通算5年）。 ※延長後の有効期間 平成31年12月25日
16-201501-001- 2/b-001 (海-16)	平成30年 1月19日 (平成27年 1月21日)	平成27年中に、海上保安庁が行った安全保障に関する外国の政府との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報（情報内容のほか、情報源を含む）で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの並びにそれを分析して得られた情報（収集分析しても情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。）	有効期間（3年）を3年延長した（通算6年）。 ※延長後の有効期間 平成33年1月20日

（出典）海上保安庁資料を基に作成

(資料9) 特定秘密が記録された行政文書の保有件数

行政機関名	平成27年末	平成28年末	平成29年末
内閣官房	76,254	83,471	92,146
内閣法制局	3	3	3
内閣府	1	6	1
警察庁	21,836	25,334	28,914
警察庁のみ保有	21,747	25,240	28,819
都道府県警察のみ保有	53	56	57
警察庁と都道府県警察が重複して保有	36	38	38
総務省	38	40	42
消防庁	5	1	0
法務省	3	3	4
公安調査庁	11,426	14,087	16,841
外務省	76,816	99,089	107,008
財務省	4	8	6
文部科学省	0	2	0
経済産業省	118	120	125
資源エネルギー庁	2	0	0
国土交通省	1,679	2,412	3,031
海上保安庁	11,108	13,285	15,439
防衛省	72,325	88,004	119,876
防衛装備庁	402	318	297
合計	272,020	326,183	383,733

注1：上記件数は、他の行政機関から提供を受けているものを含む。

注2：防衛省及び防衛装備庁においては、一部の部局において特定秘密が記録された行政文書の件数の計上に当たり、従来から紙の文書とそれと同一の内容の電磁的記録とを別個に計上する扱いをしていたが、政府の平成29年年次報告から、他の行政機関と同様、これを1件として計上することとするなど計上方法を改めた。新たな計上方法によれば、防衛省については、平成27年末時点が63,970件、防衛装備庁については平成27年末時点が280件となる。

(出典) 平成30年5月18日閣議決定の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を基に作成

(資料10) 各行政機関における適性評価の実施件数

行政機関名	平成27年			平成28年			平成29年		
	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者
内閣官房	1,471	751	720	687	289	398	570	285	285
内閣法制局	3	3	0	1	1	0	2	2	0
内閣府	49	49	0	34	34	0	65	65	0
宮内庁	1	1	0	1	1	0	0	0	0
警察庁	2,550	2,550	0	945	945	0	916	916	0
警察庁	575	575	0	166	166	0	182	182	0
都道府県警察	1,975	1,975	0	779	779	0	734	734	0
金融庁	5	5	0	3	3	0	0	0	0
総務省	15	15	0	6	6	0	17	17	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	18	18	0
法務省	27	27	0	11	11	0	16	16	0
公安審査委員会	2	2	0	2	2	0	1	1	0
公安調査庁	123	123	0	54	54	0	57	57	0
外務省	1,224	1,183	41	384	369	15	386	382	4
財務省	96	96	0	44	44	0	67	67	0
文部科学省	19	19	0	4	4	0	30	13	17
厚生労働省	0	0	0	19	19	0	15	15	0
農林水産省	0	0	0	0	0	0	31	31	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	35	35	0
経済産業省	38	38	0	33	33	0	39	39	0
資源エネルギー庁	13	13	0	9	9	0	12	12	0
国土交通省	53	53	0	34	34	0	32	32	0
気象庁	0	0	0	3	3	0	10	10	0
海上保安庁	290	290	0	143	143	0	150	150	0
環境省	0	0	0	0	0	0	6	6	0
原子力規制委員会	0	0	0	7	7	0	28	28	0
防衛省	89,244	88,668	576	18,197	18,062	135	15,051	14,895	156
防衛装備庁	1,491	580	911	228	156	72	453	221	232
合 計	96,714	94,466	2,248	20,849	20,229	620	18,007	17,313	694

注1：適性評価の実施件数とは、適性評価を実施し、その結果を評価対象者に通知した件数のことをいう。

注2：内閣法制局、宮内庁、文部科学省、農林水産省、水産庁、国土交通省、気象庁及び環境省については、特定秘密の指定権限を有していないものの、適性評価は実施している。

(出典) 平成28年4月26日、平成29年5月19日及び平成30年5月18日閣議決定の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を基に作成

(資料11) 適性評価の評価対象者が同意しなかった件数

	合計	行政機関の職員等		適合事業者の従業者	
		計	内訳	計	内訳
平成27年	36	22	内閣官房(1)、外務省(1)、防衛省(20)	14	内閣官房(6)、防衛省(8)
平成28年	10	10	外務省(2)、防衛省(7)、防衛装備庁(1)	0	
平成29年	3	3	外務省(1)、資源エネルギー庁(1)、防衛省(1)	0	

(出典) 平成28年4月26日、平成29年5月19日及び平成30年5月18日閣議決定の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を基に作成

(資料12) 適性評価の評価対象者が同意を取り下げた件数

	合計	行政機関の職員等		適合事業者の従業者	
		計	内訳	計	内訳
平成27年	2	2	防衛省(1)、防衛装備庁(1)	0	
平成28年	1	1	防衛装備庁(1)	0	
平成29年	0	0		0	

(出典) 平成28年4月26日、平成29年5月19日及び平成30年5月18日閣議決定の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を基に作成

(資料13) 特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった件数

	計	行政機関の職員等		適合事業者の従業者
		行政機関の職員等	適合事業者の従業者	
平成27年	1	1	0	
平成28年	0	0	0	
平成29年	2	2	0	

(出典) 平成28年4月26日、平成29年5月19日及び平成30年5月18日閣議決定の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を基に作成

(資料14) 適性評価の結果等に対する苦情の申出件数

	計	行政機関の 職員等	適合事業者 の従業者
		平成27年	0
平成28年	0	0	
平成29年	0	0	

(出典) 平成28年4月26日、平成29年5月19日及び平成30年5月18日閣議決定の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を基に作成

(資料15) 適性評価に関する改善事例

平成27年、28年、29年すべて改善事例の報告なし。

(出典) 平成28年4月26日、平成29年5月19日及び平成30年5月18日閣議決定の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を基に作成

(資料16) 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数

行政機関名	平成27年末時点			平成28年末時点			平成29年末時点		
	計	行政機 関の職 員等	適合事 業者の 従業者	計	行政機 関の職 員等	適合事 業者の 従業者	計	行政機 関の職 員等	適合事 業者の 従業者
内閣官房	1,367	663	704	1,803	747	1,056	2,036	799	1,237
内閣法制局	3	3	0	3	3	0	3	3	0
内閣府	43	43	0	53	53	0	89	89	0
宮内庁	1	1	0	2	2	0	2	2	0
警察庁	2,494	2,494	0	3,136	3,136	0	3,654	3,654	0
警察庁	534	534	0	558	558	0	588	588	0
都道府県警察	1,960	1,960	0	2,578	2,578	0	3,066	3,066	0
金融庁	5	5	0	7	7	0	7	7	0
総務省	15	15	0	19	19	0	34	34	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	15	15	0
法務省	25	25	0	30	30	0	40	40	0
公安審査委員会	2	2	0	2	2	0	2	2	0
公安調査庁	123	123	0	160	160	0	188	188	0
外務省	1,203	1,162	41	1,449	1,397	52	1,686	1,645	41
財務省	82	82	0	92	92	0	137	137	0
文部科学省	19	19	0	17	17	0	39	25	14
厚生労働省	0	0	0	19	19	0	23	23	0
農林水産省	0	0	0	0	0	0	28	28	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	33	33	0
経済産業省	36	36	0	57	57	0	81	81	0
資源エネルギー庁	13	13	0	14	14	0	18	18	0
国土交通省	52	52	0	70	70	0	86	86	0
気象庁	0	0	0	3	3	0	10	10	0
海上保安庁	289	289	0	404	404	0	532	532	0
環境省	0	0	0	0	0	0	6	6	0
原子力規制委員会	0	0	0	5	5	0	23	23	0
防衛省	88,939	88,363	576	103,393	102,713	680	113,986	113,280	706
防衛装備庁	1,489	578	911	1,593	646	947	1,756	741	1,015
合計	96,200	93,968	2,232	112,331	109,596	2,735	124,514	121,501	3,013

(出典) 平成30年5月18日閣議決定の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を基に作成

(資料17) 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」の概要

特定秘密保護法第19条及び国会法第102条の14並びに「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成26年10月14日閣議決定）V5(3)イの規定に基づき、内閣総理大臣から情報監視審査会会長に対して、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものを添付した上で、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を提出することとされている。

(1) 平成29年5月19日閣議決定、国会提出分

平成29年5月19日、内閣総理大臣から情報監視審査会会長に対して提出された報告の概要は次のとおりである。

1 報告の趣旨

特定秘密保護法第19条の規定に基づき、特定秘密の指定等の状況について、毎年1回、有識者の意見を付して国会に報告するもの

2 対象期間

平成28年1月1日から同年12月31日までの間

3 指定権限を有する行政機関

- ・ 指定権限を有する行政機関は、20機関
- ・ 指定に係る特定秘密管理者の数は、11機関23人

4 対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

(1) 特定秘密の指定の状況

ア 政府全体の指定の状況

9機関・49件（行政機関別の内訳を記載）

イ 事項別の指定の状況

（法別表の4分野別・事項の細目別の指定件数）

ウ 各行政機関の指定の状況

（行政機関別の指定内容の概要及び件数）

(2) 特定秘密の指定の解除並びに有効期間の満了及び延長の状況

- ・ 特定秘密の指定を解除したのは、3機関・5件
- ・ 特定秘密を指定している11機関全てが指定の理由の点検を実施
- ・ 有効期間を延長したのは、1機関・1件

- (3)・(4) 行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況並びに運用基準に基づく通報の状況
報告対象となる事実がない
- (5) 適性評価の実施の状況
 - ・ 政府全体の適性評価の実施件数は、22機関・20,849件
(行政機関別の内訳を記載)
 - ・ 適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数は10件

5 対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

- (1) 特定秘密の指定の状況
 - ア 政府全体の指定の状況
11機関・487件
 - イ 事項別の指定の状況
(法別表の4分野別・事項の細目別の指定件数)
 - ウ 情報の類型別の指定の状況
特に件数の多いのは、暗号、情報収集衛星及び武器に関するもの
 - エ 指定の有効期間別の件数
5件を除き5年
 - オ 指定を解除すべき条件の設定の状況
指定を解除すべき条件を設定しているのは、5件
 - カ 各行政機関別の指定の状況
(行政機関別の指定内容の概要及び件数)
- (2) 特定秘密が記録された行政文書の保有の状況
特定秘密が記録された行政文書の行政機関別の保有件数は、16機関・326,183件
- (3) 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数
22機関・112,331人(行政機関別の内訳を記載)

6 内閣府独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応

- ・ 内閣府独立公文書管理監から3件の是正の求めがあり、関係省庁において求められたとおりに対応
- ・ 内閣府独立公文書管理監からなされた特定秘密の表示に関する意見を受けて、内閣官房から通知を発出
- ・ 各議院の情報監視審査会の平成27年年次報告書における政府に対する意見・指摘について、情報監視審査会において対応方針等を説明
- ・ 衆議院情報監視審査会の平成28年年次報告書における政府に対する意見について、今後真摯に検討した上で説明

7 内閣府独立公文書管理監からの意見

8 有識者からの意見

(出典) 内閣官房資料

(2) 平成30年5月18日閣議決定、国会提出分

平成30年5月18日、内閣総理大臣から情報監視審査会会長に対して提出された報告の概要は次のとおりである。

1 報告の趣旨

特定秘密保護法第19条の規定に基づき、特定秘密の指定等の状況について、毎年1回、有識者の意見を付して国会に報告するもの

2 対象期間

平成29年1月1日から同年12月31日までの間

3 指定権限を有する行政機関

- ・ 指定権限を有する行政機関は、20機関
- ・ 指定に係る特定秘密管理者の数は、11機関23人

4 対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

(1) 特定秘密の指定の状況

- ア 政府全体の指定の状況
8機関・39件（行政機関別の内訳を記載）
- イ 事項別の指定の状況
（法別表の4分野別・事項の細目別の指定件数）
- ウ 各行政機関の指定の状況
（行政機関別の指定内容の概要及び件数）

(2) 特定秘密の指定の解除並びに有効期間の満了及び延長の状況

- ・ 特定秘密の指定を解除したのは、2機関・9件
- ・ 特定秘密を指定している11機関全てが指定の理由の点検を実施
- ・ 有効期間を延長したものはなかった

(3)・(4) 行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況並びに運用基準に基づく通報の状況

報告対象となる事実がない

(5) 適性評価の実施の状況

- ・ 政府全体の適性評価の実施件数は、24機関・18,007件
（行政機関別の内訳を記載）
- ・ 適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数は3件

5 対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

(1) 特定秘密の指定の状況

- ア 政府全体の指定の状況
11機関・517件
- イ 事項別の指定の状況
（法別表の4分野別・事項の細目別の指定件数）

- ウ 情報の類型別の指定の状況
特に件数の多いのは、暗号、情報収集衛星及び武器に関するもの
 - エ 指定の有効期間別の件数
6件を除き5年
 - オ 指定を解除すべき条件の設定の状況
指定を解除すべき条件を設定しているのは、174件
 - カ 各行政機関別の指定の状況
(行政機関別の指定内容の概要及び件数)
- (2) 特定秘密が記録された行政文書の保有の状況
特定秘密が記録された行政文書の行政機関別の保有件数は、14機関・383,733件
- (3) 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数
26機関・124,514人(行政機関別の内訳を記載)

6 内閣府独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応

- ・ 内閣府独立公文書管理監から1件の指摘があり、当該省庁において求められたとおりに対応
- ・ 各議院の情報監視審査会における、特定秘密とそれを記録する行政文書との関係、特定秘密が記録された行政文書の廃棄及びいわゆるサードパーティ・ルールに関する調査に対し説明
- ・ 衆議院情報監視審査会の平成28年年次報告書における政府に対する意見について、対応方針等を説明
- ・ 衆議院情報監視審査会の平成29年年次報告書における政府に対する意見について、今後真摯に検討した上で説明

7 内閣府独立公文書管理監からの意見

8 有識者からの意見

(出典) 内閣官房資料

(資料18)「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」のポイント

「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」(平成26年10月14日閣議決定) V 5(1)オにおいて、内閣府独立公文書管理監(これを長とする情報保全監察室の職員を含む。)は、特定秘密の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を、毎年1回、内閣総理大臣に報告することとされている。

(1) 平成29年5月19日内閣総理大臣報告、公表分

平成29年5月19日、内閣府独立公文書管理監は、平成27年12月1日から平成29年3月31日までの間に内閣府独立公文書管理監等がとった措置の概要について、内閣総理大臣に報告し、公表した。そのポイントは次のとおりである。

本報告について

- ・ 報告対象活動期間は、平成27年12月1日から平成29年3月31日まで。

検証・監察の結果等

- 特定秘密の指定
 - ・ 平成28年4月に内閣保全監視委員会へ意見を述べ、同年8月に防衛省に是正を求め、警察庁、外務省及び防衛省において指定計5件が解除された。
 - ・ それ以外の105件の指定を適正と認めた。
 - ・ 平成28年8月に2件、29年3月に1件について、それぞれ指摘した。
 - ・ 平成28年8月に、対象情報の記述変更1件について是正を求めた。
- 特定秘密の指定の有効期間の延長及び指定の解除
 - ・ 有効期間の延長1件、解除4件について、いずれも適正と認めた。
- 特定秘密の記録とその表示
 - ・ 平成28年8月に特定秘密の表示1件について是正を求めた。
 - ・ それ以外の確認済みの特定秘密の記録とその表示を適正と認めた。
 - ・ 平成28年8月に表示方法等について内閣保全監視委員会へ意見を述べた。
- 特定行政文書ファイル等の保存
 - ・ 9の行政機関(11部署)による特定行政文書ファイル等の保存を適正と認めた。

- 特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置
 - ・ 防衛省 6 件及び経済産業省 3 件の特定行政文書ファイル等について、廃棄が妥当である旨通知した。
- 定量的指標
 - ・ 説明聴取、実地調査等の回数：170回
 - ・ 確認した特定秘密を記録する文書等の件数：507件

通報への対応

- ・ 独立公文書管理監に対する通報はなかった。

今後の展望

- ・ 独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施する。

(出典) 内閣府資料

(2) 平成30年 6月22日内閣総理大臣報告、公表分

平成30年 6月22日、内閣府独立公文書管理監は、平成29年度に内閣府独立公文書管理監等がとった措置の概要について、内閣総理大臣に報告し、公表した。そのポイントは次のとおりである。

本報告について

- ・ 報告対象期間は、平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで。

検証・監察の結果等

- 特定秘密の指定
 - ・ 平成29年中に指定された39件について、いずれも適正と認めた。
- 特定秘密の指定の解除
 - ・ 解除 6 件及び一部解除 3 件について、いずれも適正と認めた。
- 特定秘密の記録とその表示
 - ・ 平成30年 3月に特定秘密の記録とその表示 1 件について是正を求めた。
 - ・ それ以外の42部署による記録とその表示を適正と認めた。
- 特定行政文書ファイル等の保存
 - ・ 平成30年 3月に特定行政文書ファイル等の保存 2 件について是正を求めた。
 - ・ それ以外の41部署による保存を適正と認めた。
 - ・ 平成30年 3月に特定行政文書ファイル等の保存 2 件について指摘した。

- 特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置
 - ・ 経済産業省 1 件、防衛省33件及び防衛装備庁 2 件の特定行政文書ファイル等について、廃棄が妥当である旨通知した。
- 定量的指標
 - ・ 説明聴取、実地調査等の回数：99回
 - ・ 確認した特定秘密を記録する文書等の件数：644件
(これら文書等に記録されている特定秘密の件数：延べ1,669件)

通報への対応

- ・ 独立公文書管理監に対する通報はなかった。

今後の展望

- ・ 独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施する。

(出典) 内閣府資料

(資料19)「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」に基づく是正の求め等の概要

(1) 平成28年8月9日実施分

内閣府独立公文書管理監は、平成28年8月9日、平成27年中の特定秘密の指定等及び平成26年中に指定された特定秘密の文書等への記録・表示について検証・監察を行った結果、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」(平成26年10月14日閣議決定) V 3(1)ウに基づく是正の求め等を行った。その概要は次のとおりである。

【I 平成27年中の特定秘密の指定等】

1 是正の求め 2件

(1) 「対象情報の記述」の変更

防衛省の指定1件に関し、情報の範囲を広げる目的で平成27年11月に特定秘密指定書における「対象情報の記述」を変更したところ、これは特定秘密保護法の規定に従った手続ではないことから、防衛省に対し、特定秘密指定書における対象情報の記述を修正前の状態に戻すとともに、追加部分について、新たに特定秘密として指定するよう、是正の求めを行った。

○対象となった特定秘密

指定番号	指定に係る特定秘密の概要
18-201412-046-1 ¹ a-006	情報本部の衛星画像データの収集整理及び調査に関する計画等

(2) 特定秘密に当たる情報が不存在

防衛省の指定1件は、特定秘密に当たる情報が現存せず、今後もこれが出現する可能性がないものと認定するに至ったことから、防衛省に対し、当該指定を速やかに解除するよう、是正の求めを行った。

○対象となった特定秘密

指定番号	指定に係る特定秘密の概要
18-201504-018-1 ¹ a-003	平成27年3月31日24時から平成28年3月31日24時までの間に「情報業務の実施に関する訓令」(平成18年防衛庁訓令第21号)第19条第2項の規定に基づき、情報本部が作成する「統合中期情報見積り」

2 指摘 2件

不適正ではないものの、該当する事項の細目として掲げられているものが対象情報の記述と整合しておらず、特定秘密保護法の運用の適正を確保する観点から修正が望ましいとして、防衛省及び防衛装備庁に対し、各1件の「指摘」を行った。

- 防衛省 1 件：「該当する事項の細目」の一部削除。
- 防衛装備庁 1 件：「該当する事項の細目」の一部追加。

【Ⅱ 平成26年中に指定された特定秘密の文書等への記録・表示】

1 是正の求め 1 件

特定秘密保護法施行令において、特定秘密表示の色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とされているところ、黒色で表示を行っていた文書があったことから、防衛省に対し、色彩を赤色とした表示をするよう、是正の求めを行った。

2 内閣保全監視委員会への意見 1 件

特定秘密表示の方法が、各行政機関によって異なっているところ、以下の点について、内閣保全監視委員会に対し、意見を述べた。

- 施行令第5条第1号の規定（「その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。」）に関し、具体的な解釈基準を示すこと等により、特定秘密表示の方法の統一を図ること。
- 統一的な措置が確実に講じられるよう、各行政機関に対し、特定秘密の保護に関する規程の改定を求めるなど、必要に応じ、所要の措置を講ずること。

（出典）内閣府資料

（2）平成30年3月15日実施分

内閣府独立公文書管理監は、平成30年3月15日、検証・監察の結果、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成26年10月14日閣議決定）V3(1)ウに基づく是正の求め等を行った。その概要は次のとおりである。

1 是正の求め 3 件

（1）特定秘密でない情報のみが記録されている頁の特定秘密表示を抹消すること

防衛装備庁において、特定秘密表示を特定秘密である情報が記録されている頁にしている特定秘密文書等について、特定秘密である情報を記録する部分を容易に区分することができるにもかかわらず、特定秘密でない情報のみが記録されている1頁に、誤って同表示をしていることから、防衛装備庁長官に対し、当該表示を抹消するよう、是正の求めを行った。

(2) 機器持込禁止場所に機器の持込みをしてはならない旨の掲示を行うこと

海上保安庁において、特定秘密が取り扱われる場所への機器持込みを禁止した場合に、その場所に機器持込みをしてはならない旨の掲示を行うものとされているが、実地調査の際、機器持込みを禁止したにもかかわらず、その旨の掲示を行っていないことから、海上保安庁長官に対し、当該掲示を行うよう、是正の求めを行った。

(3) 特定秘密の提供を受ける者に対し、当該特定秘密の指定の有効期間が満了する正しい年月日を通知すること

国土交通省において、内閣府独立公文書管理監に対して、特定秘密文書等を提供するに当たり、当該文書等に記録された特定秘密の指定の有効期間が満了する年月日として、誤った年月日を通知したことから、国土交通大臣に対し、当該特定秘密の指定の有効期間が満了する正しい年月日を通知するよう是正の求めを行った。

2 指摘 2件

不適正ではないものの、特定秘密文書等の作成、交付その他の取扱いの状況を管理するための簿冊である「特定秘密文書等管理簿」に、特定秘密文書等に記録された特定秘密とは異なる特定秘密の指定の整理番号を記載しているなどの誤りを認めたことから、特定秘密保護法の運用の適正を確保する観点から修正が望ましいとして、経済産業省及び国土交通省に対し、各1件の「指摘」を行った。

3 廃棄妥当の通知 3件

経済産業省、防衛省及び防衛装備庁に対し「廃棄妥当」を通知した。

- 経済産業省：1ファイル（17文書）（※1）
- 防衛省：33ファイル（400文書）（※2）
- 防衛装備庁：2ファイル（3文書）（※3）

（※1）記録された特定秘密の概要は、「特定秘密保護法施行前に内閣官房から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報で経済産業省が指定した情報」、「平成26年中の内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報」、「平成27年中の内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別性能に関する情報」、「情報収集衛星光学3号機が撮像可能な地理的範囲に関する情報」及び「情報収集衛星光学4号機が撮像可能な地理的範囲に関する情報」である。

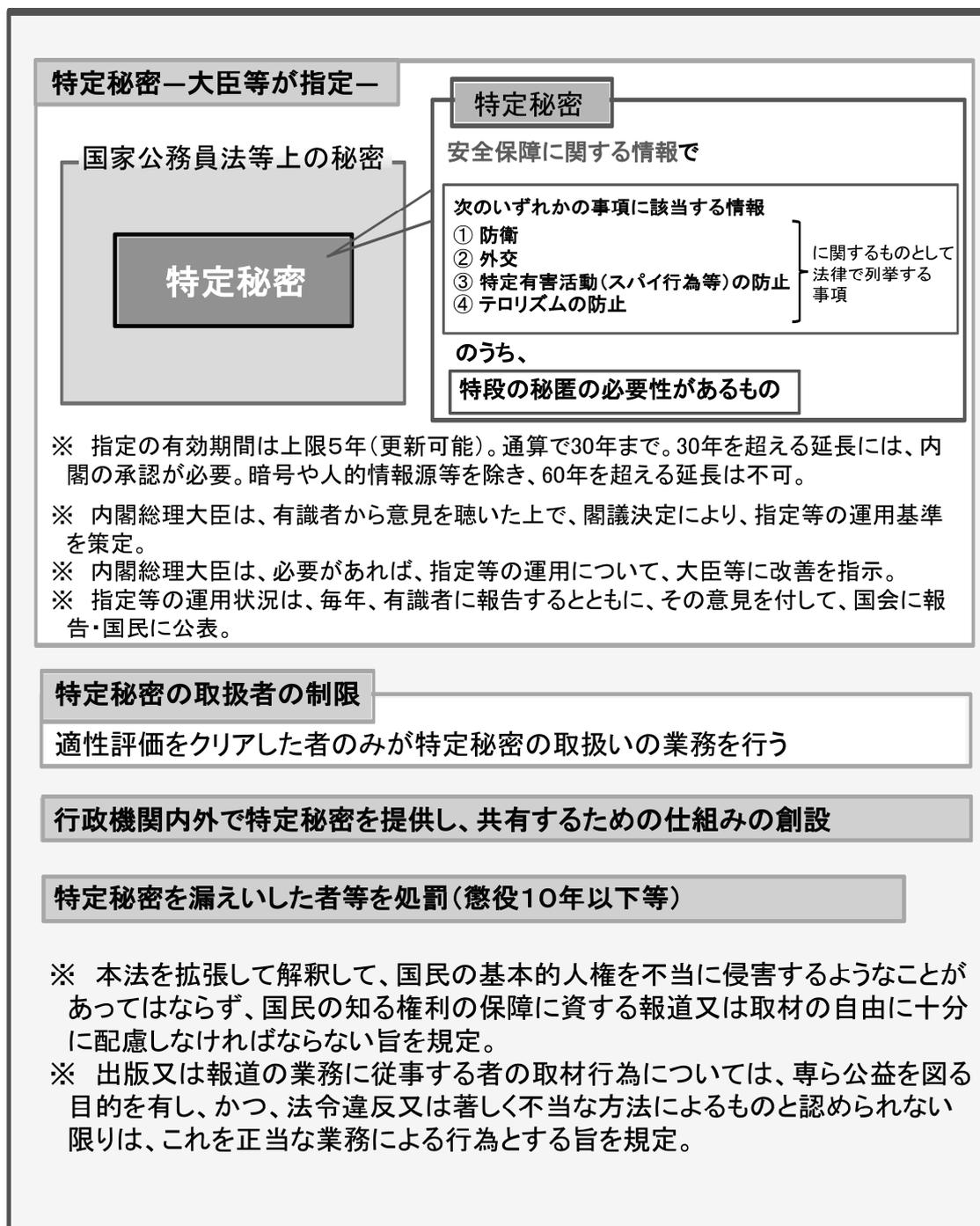
（※2）記録された特定秘密の概要は、「防衛及び警備基本計画」、「防衛、警備等計画の作成等に関する訓令に基づき統合幕僚長が作成する計画の執行に伴い、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長が作成する計画」、「防衛、警備等計画の作成等に関する訓令に基づき各幕僚監部が作

成する自衛隊の能力に関する見積もり」、「防衛、警備等計画の作成等に関する訓令に基づき作成する部隊等の防衛、警備等計画」等である。

(※3) 記録された特定秘密の概要は、「『そうりゅう』型潜水艦の安全潜航深度を明示する数値」及び「『そうりゅう』型潜水艦の水中航続時間を明示する数値」である。

(出典) 内閣府資料

(資料20) 特定秘密保護法のポイント



(出典) 内閣官房資料

(資料 21) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の骨子

I 基本的な考え方

- 運用基準策定の趣旨
(法を统一的に運用し、特定秘密の漏えい防止・適正な運用を確保)
- 法の拡張解釈の禁止や知る権利、報道・取材の自由等の尊重
- 公文書管理法と情報公開法の適正な運用
- 特定秘密を取り扱う者等の責務
→特定秘密を取り扱う者は各種法令を遵守 等

II 特定秘密の指定

- 指定の要件該当性の判断基準
 - ・ 別表該当性
(法の別表事項を更に具体化した細目に該当するか)
 - ・ 非公知性
(現に不特定多数の人に知られていないか)
 - ・ 特段の秘匿の必要性
(漏えいにより、我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるか)
- 法令違反の事実、又はその隠蔽を目的とする指定を禁止
- 指定の具体的な手続 (例: 指定の理由の記述、表示・通知)
- 有効期間の設定基準 (例: 毎年策定する計画…2年等) 等

III 特定秘密の指定の満了・延長・解除等

- 有効期間の満了時や指定解除時の具体的な手続
- 有効期間を30年を超えて延長する場合の指針
- 保存期間が満了した文書の取扱い
→指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密を記録する行政文書は、指定解除後、国立公文書館に移管 等

IV 適性評価の実施

- 基本的な考え方
(プライバシーの保護、法に規定された7項目以外の調査の禁止、結果の目的外利用の禁止、法の下での平等)
- 実施体制の確立 (例: 適性評価実施責任者の指名)
- 告知書(※)を交付し、同意書(※)の提出を受けて調査を実施
- 質問票(※)に本人が必要事項を記載
- 評価に当たっての基本的考え方・考慮要素
(個別具体的な事情を十分に考慮して総合的に判断)
- 結果等の通知
- 苦情処理の具体的手続
- 適性評価に関する個人情報等の管理 等

(※)各書式は運用基準に別添

V 特定秘密の指定・解除等及び適性評価の実施の適正を確保するための措置

- 内閣保全監視委員会の設置とその事務内容
(内閣総理大臣による指揮監督を補佐)
- 内閣府独立公文書管理監の事務内容
(特定秘密の指定等の検証・監察・是正)
- 不適切な特定秘密の指定等に関する通報制度の創設
- 内閣総理大臣や有識者、国会への報告の内容
(例: 過去1年間の指定件数等) 等

VI 本運用基準の見直し

- 特定秘密保護法の施行後5年を経過した場合に見直すとともに、定期的、又は必要に応じ見直し、結果を公表

(出典) 内閣官房資料

(資料 22) 特定秘密保護法別表の事項の細目

別表	事項の細目	
第1号 【防衛に関する事項】	イ【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】	<p>(a)【自衛隊の訓練又は演習】</p> <p>(b)【自衛隊の情報収集・警戒監視活動((c)に掲げるものを除く。)]</p> <p>(c)【自衛隊法(昭和29年法律第165号)に規定する防衛出動、治安出動、自衛隊の施設等の警護出動その他の我が国の安全を確保するための自衛隊の行動】</p> <p>b【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究であってアメリカ合衆国の軍隊との運用協力に関するもの(同国において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)]</p>
	ロ【防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報】	<p>a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報(bに掲げるものを除く。)]</p> <p>b【外国の政府又は国際機関(以下「外国の政府等」という。)から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)]</p> <p>c【a又はbを分析して得られた情報】</p>
	ハ【ロに掲げる情報の収集整理又はその能力:ロaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力(イa(b)に掲げるものを除く。)]	
	二【防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究】	<p>a【防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り又はこれに対する我が国の防衛若しくは防衛力の整備に関する方針】</p> <p>b【防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り又はこれに基づく研究】</p> <p>c【防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究であってアメリカ合衆国との防衛協力に関するもの】</p>
	ホ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。子及びりにおいて同じ。)の種類又は数量:武力攻撃事態その他の緊急事態への自衛隊の対処に際して自衛隊の部隊が装備する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量のうち当該部隊が当該事態に対処する能力を推察できるもの】	
	ヘ【防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法:自衛隊の部隊の間での通信に使用する通信網の構成又は通信の方法(外国の政府等から提供されたものにあつては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)]	
	ト【防衛の用に供する暗号:我が国の政府が用いるために作成された暗号(外国の政府等から提供されたものにあつては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。)]	
	チ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法】	<p>a【自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法(bに掲げるものを除く。)]</p> <p>b【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法のうち外国の政府等から提供されたもの(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)]</p>
	リ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法】	<p>a【自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法(bに掲げるものを除く。)]</p> <p>b【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法のうち外国の政府等から提供されたもの(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)]</p>
	又【防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(へに掲げるものを除く。):防衛の用に供する施設の構造その他の設計上の情報、施設の能力に関する情報又は内部の用途(外国の政府等から提供されたものにあつては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)]	

別表	事項の細目	
第2号 【外交に関する事項】	イ【外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの】	<p>(a)【国民の生命及び身体の保護】</p> <p>(b)【領域の保全】</p> <p>(c)【海洋、上空等における権益の確保】</p> <p>(d)【国際社会の平和と安全の確保（我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(c)までに掲げるものを除く。）】</p>
		b【外国の政府等との協力の方針又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの】
	ロ【安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくは二、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）】	<p>a【我が国が実施する以下の措置の方針（bに掲げるものを除く。）】</p> <p>(a)【外国人の本邦への入国の禁止若しくは制限又は邦人の外国への渡航の自粛の要請】</p> <p>(b)【貨物の輸出若しくは輸入の禁止又は制限】</p> <p>(c)【資産の移転の禁止又は制限】</p> <p>(d)【航空機の乗り入れ若しくは船舶の入港の禁止又は制限】</p> <p>(e)【(b)の貨物を積載した船舶の検査】</p> <p>(f)【外国の政府等に対して我が国が講ずる外交上の措置（我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(e)までに掲げるものを除く。）】</p>
	ハ【安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）】	<p>a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）】</p> <p>b【外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】</p> <p>c【a又はbを分析して得られた情報】</p>
		ニ【ハに掲げる情報の収集整理又はその能力：ハaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】
		ホ【外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号：我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあつては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）】

別表	事項の細目	
<p>第3号 【特定有害活動の防止に関する事項】</p>	<p>イ【特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止(以下この号において「特定有害活動の防止」という。)のための措置又はこれに関する計画若しくは研究】</p>	<p>a【特定有害活動の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの(bに掲げるものを除く。)]</p> <p>(a)【特定秘密保護法第12条第2項第1号に規定する核兵器、化学製剤、細菌製剤その他の物を輸出し、又は輸入するための活動の防止】</p> <p>(b)【緊急事態への対処に係る部隊の戦術】</p> <p>(c)【重要施設、要人等に対する警戒警備】</p> <p>(d)【サイバー攻撃の防止】</p>
		<p>b【特定有害活動の防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの】</p>
	<p>ロ【特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報】</p>	<p>a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報(bに掲げるものを除く。)]</p> <p>b【外国の政府等から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)]</p> <p>c【a又はbを分析して得られた情報】</p>
		<p>ハ【ロに掲げる情報の収集整理又はその能力：ロaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】</p>
		<p>ニ【特定有害活動の防止の用に供する暗号：我が国の政府が用いるために作成された暗号(外国の政府等から提供されたものにあつては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。)]</p>
<p>第4号 【テロリズムの防止に関する事項】</p>	<p>イ【テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止(以下この号において「テロリズムの防止」という。)のための措置又はこれに関する計画若しくは研究】</p>	<p>a【テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの(bに掲げるものを除く。)]</p> <p>(a)【緊急事態への対処に係る部隊の戦術】</p> <p>(b)【重要施設、要人等に対する警戒警備】</p> <p>(c)【サイバー攻撃の防止】</p>
		<p>b【テロリズムの防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの】</p>
	<p>ロ【テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報】</p>	<p>a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報(bに掲げるものを除く。)]</p> <p>b【外国の政府等から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)]</p> <p>c【a又はbを分析して得られた情報】</p>
		<p>ハ【ロに掲げる情報の収集整理又はその能力：ロaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】</p>
		<p>ニ【テロリズムの防止の用に供する暗号：我が国の政府が用いるために作成された暗号(外国の政府等から提供されたものにあつては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。)]</p>

(出典) 平成 30 年 5 月 18 日閣議決定の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」(54、56、58 頁)より作成

(資料 23) 関連年表

○…参議院に関するもの

◇…政府に関するもの

年 月 日	事 項
平成25(2013)年 12. 6	○参議院本会議において特定秘密保護法案が可決・成立
平成26(2014)年 6. 20 10. 14 12. 10	○参議院本会議において国会法等の一部改正案、参議院規則の一部改正案、参議院情報監視審査会規程案が可決・成立 ◇「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」を閣議決定 ◇特定秘密保護法施行 ※法第11条（取扱者の制限）は平成27年12月1日施行 ◇特定秘密保護法施行令施行 ○改正国会法等、改正参議院規則、参議院情報監視審査会規程施行 ◇内閣保全監視委員会、内閣府独立公文書管理監及び内閣府情報保全監察室を設置
平成27(2015)年 3. 25 3. 30 6. 22 9. 29 11. 26 12. 3 12. 17	○参議院本会議において情報監視審査会委員8名を選任 石井準一君（自民）、金子原二郎君（自民）、上月良祐君（自民）、末松信介君（自民）、大野元裕君（民主）、藤本祐司君（民主）、荒木清寛君（公明）、儀間光男君（維新） ○参議院情報監視審査会が会長に金子原二郎君（自民）を互選 ◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告 ○平成27年度参議院海外派遣重要事項調査第1班によるベルギー王国、イタリア共和国及びフランス共和国における秘密保全制度、議会による同制度への関与の在り方等に関する実情調査（～10.7） 派遣議員：金子原二郎君（団長・自民）、石井準一君（自民）、上月良祐君（自民）、大野元裕君（民主）、藤本祐司君（民主）、荒木清寛君（公明）、儀間光男君（維新） ○参議院情報監視審査会が委員派遣（内閣衛星情報センター（東京都））を実施（派遣先にて特定秘密文書等の提示を受けた） ○参議院情報監視審査会が警察庁、外務省及び防衛省から提示された特定秘密文書等計3件について、説明聴取・質疑を行う ◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告
平成28(2016)年 1. 4 3. 30 4. 6 4. 26	○参議院本会議において情報監視審査会委員2名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員2名を選任 辞任：末松信介君（自民）、儀間光男君（維新） 補欠：猪口邦子君（自民）、仁比聡平君（共産） ○参議院情報監視審査会が平成27年年次報告書を決定し、山崎参議院議長に提出 ○参議院本会議において、金子会長が平成27年年次報告書の概要等について報告 ◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告

<p>7. 25</p> <p>8. 1</p> <p>8. 9</p> <p>9. 26</p>	<p>○任期満了に伴い、情報監視審査会委員5名が欠員となる 任期満了の委員：猪口邦子君（自民）、金子原二郎君（自民）、大野元裕君（民進）、 藤本祐司君（民進）、荒木清寛君（公明）</p> <p>○参議院本会議において情報監視審査会委員3名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員 8名を選任 辞任：石井準一君（自民）、上月良祐君（自民）、仁比聡平君（共産） 選任：猪口邦子君（自民）、金子原二郎君（自民）、上月良祐君（自民）、 長谷川岳君（自民）、大野元裕君（民進）、神本美恵子君（民進）、 石川博崇君（公明）、仁比聡平君（共産）</p> <p>○参議院情報監視審査会が会長に金子原二郎君（自民）を互選</p> <p>◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う</p> <p>○参議院本会議において情報監視審査会委員3名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員 3名を選任 辞任：金子原二郎君（自民）、長谷川岳君（自民）、神本美恵子君（民進） 補欠：佐藤正久君（自民）、中曽根弘文君（自民）、石橋通宏君（民進）</p> <p>○参議院情報監視審査会が会長に中曽根弘文君（自民）を互選</p>
<p>平成29(2017)年</p> <p>5. 19</p> <p>6. 7</p> <p>6. 9</p> <p>8. 7</p> <p>9. 28</p>	<p>◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決 定し、国会に報告</p> <p>◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の 管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告</p> <p>○参議院情報監視審査会が平成28年年次報告書を決定し、伊達参議院議長に提出</p> <p>○参議院本会議において、中曽根会長が平成28年年次報告書の概要等について報告</p> <p>○議長において情報監視審査会委員2名の辞任を許可 辞任：上月良祐君（自民）、佐藤正久君（自民）</p> <p>○参議院本会議において情報監視審査会委員1名の辞任を許可し、欠員中の2名を併せ、新た に情報監視審査会委員3名を選任 辞任：石川博崇君（公明） 補欠：阿達雅志君（自民）、井原巧君（自民）、山本香苗君（公明）</p>
<p>平成30(2018)年</p> <p>3. 15</p> <p>5. 11</p> <p>5. 18</p> <p>6. 22</p> <p>10. 4</p> <p>10. 24</p>	<p>◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う</p> <p>○参議院本会議において情報監視審査会委員1名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員 1名を選任 辞任：石橋通宏君（立憲） 補欠：杉尾秀哉君（立憲）</p> <p>◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決 定し、国会に報告</p> <p>◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の 管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告</p> <p>○議長において情報監視審査会委員1名の辞任を許可 辞任：阿達雅志君（自民）</p> <p>○参議院本会議において情報監視審査会委員1名の辞任を許可し、欠員中の1名を併せ、新た に情報監視審査会委員2名を選任 辞任：山本香苗君（公明） 補欠：江島潔君（自民）、谷合正明君（公明）</p>

〔関連条文〕

○国会法（昭22法79）（抄）

※ 便宜、項番号を付与した。

第5章 委員会及び委員

第52条 委員会は、議員の外傍聴を許さない。但し、報道の任務にあたる者その他の者で委員長の許可を得たものについては、この限りでない。

- ② 委員会は、その決議により秘密会とすることができる。
- ③ 委員長は、秩序保持のため、傍聴人の退場を命ずることができる。

第5章の2 参議院の調査会

第54条の4 調査会については、第20条、第47条第1項、第2項及び第4項、第48条から第50条の2まで、第51条第1項、第52条、第60条、第69条から第73条まで、第104条から第105条まで、第120条、第121条第2項並びに第124条の規定を準用する。

第6章 会議

第62条 各議院の会議は、議長又は議員10人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の議決があつたときは、公開を停めることができる。

第63条 秘密会議の記録中、特に秘密を要するものとその院において議決した部分は、これを公表しないことができる。

第7章 国務大臣等の出席等

第69条 内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官は、内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、議院の会議又は委員会に出席することができる。

- ② 内閣は、国会において内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐人として議院の会議又は委員会に出席させることができる。

第70条 内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人が、議院の会議又は委員会において発言しようとするときは、議長又は委員長に通告しなければならない。

第71条 委員会は、議長を経由して内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人の出席を求めることができる。

第72条 委員会は、議長を経由して会計検査院長及び検査官の出席説明を求めることができる。

- ② 最高裁判所長官又はその指定する代理者は、その要求により、委員会の承認を得て委員会に出席説明することができる。

第11章の4 情報監視審査会

第102条の13 行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（特定秘密保護法第12条第1項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの第104条第1項（第54条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（特定秘密保護法第3条第1項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。

第102条の14 情報監視審査会は、調査のため、特定秘密保護法第19条の規定による報告を受ける。

第102条の15 各議院の情報監視審査会から調査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出（提示を含むものとする。以下第104条の3までにおいて同じ。）を求めたときは、その求めに応じなければならない。

- ② 前項の場合における特定秘密保護法第10条第1項及び第23条第2項の規定の適用に

については、特定秘密保護法第10条第1項第1号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条」とあるのは「第102条の15第1項」と、「審査又は調査であつて、国会法第52条第2項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「調査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第23条第2項中「第10条」とあるのは「第10条（国会法第102条の15第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

- ③ 行政機関の長が第1項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。
- ④ 前項の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。
- ⑤ 前項の要求後10日以内に、内閣がその声明を出さないときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密の提出をしなければならない。

第102条の16 情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる。

- ② 情報監視審査会は、行政機関の長に対し、前項の勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

第102条の17 情報監視審査会は、第104条の2（第54条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

- ② 各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

- ③ 前項の場合における特定秘密保護法第10条第1項及び第23条第2項の規定の適用については、特定秘密保護法第10条第1項第1号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条」とあるのは「第102条の17第2項」と、「審査又は調査であつて、国会法第52条第2項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第23条第2項中「第10条」とあるのは「第10条（国会法第102条の17第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

- ④ 第102条の15第3項から第5項までの規定は、行政機関の長が第2項の求めに応じない場合について準用する。

- ⑤ 情報監視審査会は、第1項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨の勧告をすることができる。この場合において、当該勧告は、その提出を求める報告又は記録の範囲を限定して行うことができる。

- ⑥ 第102条の15第3項から第5項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない場合について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「その特定秘密

の提出」とあり、並びに同条第5項中「先に求められた特定秘密の提出」とあるのは、「その勧告に係る報告又は記録の提出」と読み替えるものとする。

⑦ 情報監視審査会は、第1項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会に対して通知するものとする。

第102条の18 各議院の情報監視審査会の事務は、その議院の議長が別に法律で定めるところにより実施する適性評価（情報監視審査会の事務を行つた場合に特定秘密を漏らすおそれがないことについての職員又は職員になることが見込まれる者に係る評価をいう。）においてその事務を行つた場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行つてはならない。

第102条の19 第102条の15及び第102条の17の規定により、特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その調査又は審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

第102条の20 情報監視審査会については、第69条から第72条まで及び第104条の規定を準用する。

第102条の21 この法律及び他の法律に定めるもののほか、情報監視審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

第12章 議院と国民及び官庁との関係

第104条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

② 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

③ 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

④ 前項の要求後10日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

第104条の2 各議院又は各議院の委員会が前条第1項の規定によりその内容に特定秘密である情報が含まれる報告又は記録の提出を求めた場合において、行政機関の長が同条第2項の規定により理由を疎明してその求めに応じなかつたときは、その議院又は委員会は、同条第3項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院の情報監視審査会に対し、行政機関の長がその求めに応じないことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

第104条の3 第104条の規定により、その内容に特定秘密である情報を含む報告又は記録が各議院又は各議院の委員会に提出されたときは、その報告又は記録は、その議院の議員又は委員会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

第15章 懲罰

第121条 （略）

② 委員会において懲罰事犯があるときは、委員長は、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

③ （略）

附 則（国会法等の一部を改正する法律）（平成26年法律第86号）

（検討）

1・2 （略）

- 3 この法律の施行後、我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために必要な海外の情報を収集することを目的とする行政機関が設置される場合には、国会における当該行政機関の監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 4 情報監視審査会における調査スタッフの能力の向上、効果的な調査手法の開発その他情報監視審査会の調査機能の充実強化のための方策については、国会において、常に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 5 政府は、この法律の施行後速やかに、行政機関が保有する特定秘密以外の公表しないこととされている情報の取扱いの適正を確保するための仕組みを整備するものとし、当該情報の提供を受ける国会における手続及びその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭22法225）（抄）

※ 便宜、項番号を付与した。

第1条 各議院から、議案その他の審査又は国政に関する調査のため、証人として出頭及び証言又は書類の提出（提示を含むものとする。以下同じ。）を求められたときは、この法律に別段の定めのある場合を除いて、何人でも、これに応じなければならない。

第5条 各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会は、証人が公務員（国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び大臣補佐官以外の国会議員を除く。以下同じ。）である場合又は公務員であつた場合その者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該公務所又はその監督庁の承認がなければ、証言又は書類の提出を求めることができない。

② 当該公務所又はその監督庁が前項の承認を拒むときは、その理由を説明しなければならない。その理由をその議院若しくは委員会又は合同審査会において受諾し得る場合には、証人は証言又は書類を提出する必要がない。

③ 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院若しくは委員会又は合同審査会は、更にその証言又は書類の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、証人は証言又は書類を提出する必要がない。

④ 前項の要求後10日以内に、内閣がその声明を出さないときは、証人は、先に要求された証言をし、又は書類を提出しなければならない。

第5条の2 各議院若しくは各議院の委員会又は両議院の合同審査会が第1条の規定によりその内容に特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報が含まれる証言又は特定秘密である情報を記録する書類の提出を公務員である証人又は公務員であつた証人に求めた場合において、これらの証言又は書類に係る特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）をした行政機関の長（同項に規定する行政機関の長をいう。以下この条及び次条において同じ。）が前条第2項の規定により理由を疎明して同条第1項の承認を拒んだときは、その議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会は、同条第3項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院（両議院の合同審査会にあつては、その会長が属する議院）の情報監視審査会に対し、行政機関の長が同条第1項の承認を拒んだことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

第5条の3 情報監視審査会は、前条の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

② 各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提

出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

- ③ 前項の場合における特定秘密保護法第10条第1項及び第23条第2項の規定の適用については、特定秘密保護法第10条第1項第1号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「国会法（昭和22年法律第79号）第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条」とあるのは「議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第5条の3第2項」と、「審査又は調査であつて、国会法第52条第2項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第23条第2項中「第10条」とあるのは「第10条（議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第5条の3第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。
- ④ 行政機関の長が第2項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。
- ⑤ 前項の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。
- ⑥ 前項の要求後10日以内に、内閣がその声明を出さないときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密の提出をしなければならない。
- ⑦ 情報監視審査会は、第1項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会の求めに応じて第5条第1項の承認をすべき旨の勧告をすることができる。この場合において、当該勧告は、その承認を求める証言又は書類の範囲を限定して行うことができる。
- ⑧ 第4項から第6項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない場合について準用する。この場合において、第4項及び第5項中「行政機関の長は」とあるのは「証人は」と、「その特定秘密の提出」とあるのは「その勧告に係る証言又は書類の提出」と、第6項中「行政機関の長は」とあるのは「証人は」と、「先に求められた特定秘密の提出」とあるのは「その勧告に係る証言又は書類の提出」と読み替えるものとする。
- ⑨ 情報監視審査会は、第1項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に対して通知するものとする。
- 第5条の4 前条の規定により、特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。
- 第5条の5 第1条の規定により、各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に、その内容に特定秘密である情報が含まれる証言がされ、又は特定秘密である情報を記録する書類が提出されたときは、その証言又は書類は、その議院の議員若しくは委員会の委員又は合同審査会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

○参議院規則（昭和22年6月28日議決）（抄）

※ 便宜、項番号を付与した。

第7章 委員会

第1節 通則

第37条 委員会は、議院の会議中は、これを開くことができない。但し、議長の許可を得たときは、この限りでない。

第38条 （略）

② 委員の3分の1以上から要求があつたときは、委員長は、委員会を開かなければならない。

③ 委員長は、委員会の開会、休憩又は散会を宣告する。

第42条の2 委員会が審査又は調査を行うときは、政府に対する委員の質疑は、国务大臣又は内閣官房副長官、副大臣若しくは大臣政務官に対して行う。

第42条の3 委員会は、前条の規定にかかわらず、行政に関する細目的又は技術的事項について審査又は調査を行う場合において、必要があると認めるときは、政府参考人の出席を求め、その説明を聴く。

② 委員会が政府参考人の出席を求めるには、当該公務所を通じて行う。

第43条 委員長は、委員会を代表して意見を述べるため、他の委員会又は調査会に出席して、発言することができる。

第5節 特別委員会

第80条 特別委員長の互選は、無名投票でこれを行い、投票の最多数を得た者を当選人とする。得票数が同じときは、くじでこれを定める。但し、投票によらないで、動議その他の方法により選任することができる。

② 委員長の選挙を終るまで、委員会に関する事務は、委員中の年長者がこれを行う。

③ 特別委員長の辞任は、委員会がこれを許可する。

第10章 会議録

第156条 会議録には、速記法によつて、すべての議事を記載しなければならない。

第157条 国会法に特別の規定があるもの、特に議院の議決を経たもの及び議長において必要と認めたものは、これを会議録に掲載する。

第158条 発言した議員は、会議録配付の日の翌日の午後5時までに発言の訂正を求めることができる。但し、訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することができない。国务大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官、政府特別補佐人その他会議において発言した者について、また、同様とする。

② 会議録に記載した事項及び会議録の訂正に対して、議員が異議を申し立てたときは、議長は、討論を用いないで、議院に諮りこれを決する。

第13章 国民及び官庁との関係

第180条の2 （略）

② 委員会が、委員を派遣しようとするときは、派遣の目的、委員の氏名、派遣地、期間及び費用を記載した要求書を議長に提出しなければならない。

第181条 委員会が審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し報告又は記録の提出を求めようとする場合は、議長を経て、これを求めなければならない。

第181条の3 議員は、議院に提出され、保管されている特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）については、正当な理由があると議長が認めたときに限り、議院の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧（視聴を含む。次項において同じ。）をすることができる。

② 委員は、その委員会に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると委員長が認めたときに限り、その委員会の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

③ 第1項の規定は議院の審査又は調査の事務を行う職員について、前項の規定は委員会

の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、第1項及び前項中「審査又は調査」とあるのは「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。

第186条 委員会は、審査又は調査のため、参考人の意見を聴くことができる。

② 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

第17章 傍聴

第224条 議長は、必要と認めるときは、衛視又は警察官をして傍聴人の身体検査をさせることができる。

第225条 銃器その他危険なものを持っている者、酒気を帯びている者その他議長において取締上必要があると認められた者は、傍聴席に入ることができない。

第226条 議長は、取締のため必要と認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

第227条 傍聴人は、傍聴券又は傍聴章を衛視に示し、その指示に従わなければならない。

第228条 傍聴人は、議長が定める傍聴規則を遵守しなければならない。

第229条 傍聴人は、いかなる事由があつても、議場に入ることができない。

第230条 秘密会議を開く議決があつたため若しくは傍聴席が騒がしいため、すべての傍聴人を退場させるとき又は議事を妨害した傍聴人を退場させるときは、議長は、衛視をしてその命令を執行させる。

第18章 懲罰

第234条 会議又は委員会においての外、議院内部において、懲罰事犯があるときは、議長は、これを懲罰委員会に付託する。

第236条 国会法第63条により公表しないもの又は議院に提出（提示を含むものとする。次項において同じ。）がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、議長は、これを懲罰事犯として、懲罰委員会に付託する。

② 秘密会の記録の中でその委員会において特に秘密を要するものと決議した部分又は委員会に提出がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、委員長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

第237条 委員長が懲罰事犯と認めない事件についても、議員は、懲罰の動議を議院に提出することができる。

○参議院情報監視審査会規程（平成26年6月20日議決）

（設置の趣旨）

第1条 情報監視審査会は、行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（同法第12条第1項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会若しくは調査会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（同法第3条第1項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するものとする。

（委員数）

第2条 情報監視審査会は、8人の委員で組織する。

（委員）

第3条 委員は、会期の始めに議院においてその議決により選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

2 委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

3 前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があったため、委

員の各会派割当数を変更する必要があるときは、第1項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て、議院においてその議決により委員を変更することができる。

第4条 委員は、選任後遅滞なく、情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分及び情報監視審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

2 第17条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する者は、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとするときは、情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分及び情報監視審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

第5条 委員がその任を辞そうとするときは、議院の許可を得なければならない。ただし、閉会中は、議長において委員の辞任を許可することができる。

2 情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分又は情報監視審査会に提出され、若しくは提示された特定秘密を漏らしたことにより懲罰を科せられた者は、第3条第1項の規定にかかわらず、委員を解任されたものとする。

第6条 委員に欠員を生じたときは、その補欠は議院においてその議決により選任する。

（会長）

第7条 情報監視審査会の会長は、情報監視審査会において委員が互選する。

2 参議院規則第80条の規定は、会長について準用する。

第8条 会長は、情報監視審査会の議事を整理し、秩序を保持し、及び情報監視審査会を代表する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が会長の職務を行う。

（開会）

第9条 情報監視審査会は、会期中であると閉会中であることを問わず、いつでも開会することができる。

第10条 会長は、情報監視審査会の開会の日時を定める。

2 参議院規則第38条第2項の規定は情報監視審査会の開会について、同条第3項の規定は情報監視審査会の開会、休憩又は散会について準用する。

（情報監視審査室）

第11条 情報監視審査会は、特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた情報監視審査室において開く。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされたときは、この限りでない。

（定足数）

第12条 情報監視審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

（表決）

第13条 情報監視審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（審査）

第14条 情報監視審査会が議院若しくは委員会若しくは調査会又は両議院の合同審査会からの審査の求め又は要請に係る事案を審査するには、その議決を要する。

2 情報監視審査会は、審査を行わないことを議決したときは、その旨を当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会若しくは調査会又は両議院の合同審査会に通知するものとする。

（委員の発言）

第15条 委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

(議長及び副議長の出席及び発言)

第16条 議長及び副議長は、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。

(審査の要請をした委員会の委員長等の出席及び発言)

第17条 情報監視審査会に審査の要請をした委員会又は調査会の委員長又は調査会長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事1人は、当該要請に係る事案の審査が行われるときに限り、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。この場合において、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとする委員長(常任委員長を除く。)又は調査会長及び理事は、出席し、及び発言することについて、議院の承認を得なければならない。

2 前項の規定は、両議院の合同審査会が情報監視審査会に審査の要請をした場合について準用する。この場合において、同項中「委員会又は調査会の委員長又は調査会長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事1人」とあるのは「両議院の合同審査会の会長並びに参議院議員である所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事1人及び当該会派以外の会派に所属する参議院議員である理事のうちから互選された理事1人」と、「委員長(常任委員長を除く。)又は調査会長及び理事」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

3 第1項(前項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する理事の互選については、参議院規則第80条第1項の規定を準用する。

(特定秘密を利用し、又は知ることができる者の範囲)

第18条 国会法第102条の19及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和22年法律第225号)第5条の4に規定する議院の議決により定める者は、前2条の規定により情報監視審査会に出席し、及び発言することができる者とする。

(委員の派遣)

第19条 情報監視審査会は、議長の承認を得て、調査又は審査のため委員を派遣することができる。

2 参議院規則第180条の2第2項の規定は、委員の派遣について準用する。

(特定秘密の提出又は提示)

第20条 情報監視審査会は、調査又は審査のため、行政機関の長に対し必要な特定秘密の提出又は提示を求めようとするときは、議長を経て、これを求めなければならない。

(勧告)

第21条 情報監視審査会は、行政機関の長に対し調査又は審査の結果に基づき勧告を行おうとするときは、議長を経て、これを行わなければならない。

2 情報監視審査会は、行政機関の長に対し国会法第102条の16第1項の勧告の結果とられた措置について報告を求めようとするときは、議長を経て、これを求めなければならない。

(報告書の提出及び公表)

第22条 情報監視審査会は、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出するものとする。

2 情報監視審査会は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、調査又は審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出することができる。

3 議長は、前2項の報告書を公表するものとする。

(会議の秩序保持)

第23条 委員が情報監視審査会の秩序を乱し又は議院の品位を傷つけるときは、会長は、これを制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、会長は、当日の情報監視審査会を終わるまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(休憩及び散会)

第24条 会長は、情報監視審査会の議事を整理し難いとき又は懲罰事犯があるときは、休憩又は散会を宣告することができる。

(懲罰事犯の報告等)

第25条 会長は、情報監視審査会において、懲罰事犯があると認めるときは、これを議長に報告し処分を求める。

2 情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分又は情報監視審査会に提出され、若しくは提示された特定秘密を他に漏らした者に対しては、会長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

3 参議院規則第237条の規定は、前2項の懲罰事犯について準用する。

(傍聴)

第26条 情報監視審査会は、傍聴を許さない。

2 前項の規定にかかわらず、情報監視審査会は、その決議により議員その他の者の傍聴を許すものとするができる。

3 会長は、秩序保持のため、傍聴人の退場を命ずることができる。

4 情報監視審査会の傍聴については、参議院規則第224条から第230条までの規定を準用する。

(特定秘密の保管)

第27条 行政機関の長から情報監視審査会又は議院若しくは委員会若しくは調査会若しくは両議院の合同審査会（会長が参議院議員であるものに限る。）に提出された特定秘密は、情報監視審査会において保管するものとする。

(特定秘密の閲覧)

第28条 委員は、情報監視審査会に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧（視聴を含む。）をすることができる。

2 前項の規定は、第31条第1項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

(会議録)

第29条 情報監視審査会においては、その会議録を作成する。

2 会議録は、会長又は当日の会議を整理した委員がこれに署名し、第31条第1項の事務局に保存する。

3 会議録には、出席者の氏名、会議に付した案件の件名、議事、表決の数、報告書その他重要な事項を記載しなければならない。

4 会議録は、印刷して配付することをしない。

5 前項の規定にかかわらず、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、印刷して各議員に配付する。ただし、第23条の規定により会長が取消しを命じた発言は、これを掲載しない。

6 参議院規則第156条から第158条までの規定は、会議録について準用する。

第30条 情報監視審査会の会議録は、これを閲覧することができない。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、委員は、正当な理由があると会長が認めたときに限

り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、情報監視審査会の会議録の閲覧をすることができる。

- 3 前項の規定は、次条第1項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

(事務局)

第31条 情報監視審査会の事務を処理させるため、情報監視審査会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長1人その他必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

第32条 事務局長は、情報監視審査会から、その調査又は審査のために必要な調査を命ぜられたときは、当該調査に関して、行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(準用)

第33条 参議院規則第37条、第42条の2から第43条まで、第181条、第186条及び第234条の規定は、情報監視審査会について準用する。

附 則 (抄)

- 1 この規程は、国会法等の一部を改正する法律（平成26年法律第86号）の施行の日から施行する。

○参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件（平成27年6月17日参議院情報監視審査会決定）

(趣旨)

第1条 本件は、参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）が調査又は審査のため行政機関の長に対し提出（提示を含むものとする。以下同じ。）を求め、行政機関の長から審査会に提出がされた特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）を適切に保護するために必要な事項を定めるものとする。

- 2 審査会における特定秘密の保護に関しては、国会法（昭和22年法律第79号）、参議院情報監視審査会規程（平成26年6月20日議決）及び国会職員法（昭和22年法律第85号）並びに特定秘密保護法に定めるもののほか、別に定めるものを除き、本件の定めるところによるものとする。

(審査会に提出がされた特定秘密の保護措置)

第2条 審査会の会長（以下「会長」という。）は、行政機関の長から審査会に提出がされた特定秘密を適切に保護するために、次に掲げる措置の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 特定秘密の提出等の記録の作成及び特定秘密を利用し、又は知る者に、その利用し、又は知る情報が特定秘密であることを認識させるために必要な表示（電磁的記録にあつては、当該表示の記録を含む。）又は通知であつて、審査会の調査又は審査に支障のない範囲内とするもの
- (2) 審査会において特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名
- (3) 特定秘密を利用し、又は知る者の範囲の制限
- (4) 審査会の事務を行う職員に対する特定秘密の保護に関する教育
- (5) 特定秘密の保護のために必要な施設設備の設置
- (6) 特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限
- (7) 特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限
- (8) 前2号に掲げるもののほか、特定秘密文書等（特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）第5条に規定する特定秘密文書等をいう。第

10号及び第11号において同じ。)の作成、閲覧、返却、運搬、保管、廃棄その他の取扱いの方法の制限

(9) 特定秘密の保護の状況の検査

(10) 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による特定秘密文書等の廃棄

(11) 特定秘密文書等の紛失その他の事故が生じた場合における当該特定秘密文書等に係る特定秘密の提出をした者に対する報告、被害の発生防止その他の措置

(12) 前各号に掲げるもののほか、特定秘密の保護に関し必要なものとして会長が定める措置

(議院等に提出され審査会において保管する特定秘密の保護措置)

第3条 行政機関の長から議院若しくは委員会若しくは調査会又は両議院の合同審査会(会長が参議院議員であるものに限る。)に提出され、参議院情報監視審査会規程第27条の規定により審査会において保管する特定秘密の保護については、前条の規定の例によるものとする。

(会長への委任)

第4条 本件の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

本件は、平成27年6月17日から施行する。

○参議院情報監視審査会における特定秘密の保護要綱(平成27年6月17日参議院情報監視審査会会長決定)

目次

第1章 総則(第1条-第4条)

第2章 特定秘密の提出等(第5条-第12条)

第3章 提出特定秘密の取扱い

第1節 提出特定秘密の保護のための環境整備(第13条-第19条)

第2節 特定秘密文書等の作成等(第20条・第21条)

第3節 特定秘密文書等の閲覧、返却、運搬等(第22条-第28条)

第4節 特定秘密文書等の保管等(第29条-第32条)

第5節 検査(第33条)

第6節 紛失時等の措置(第34条)

第4章 議院等に提出され審査会において保管する特定秘密の保護措置(第35条)

第5章 補則(第36条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(特定秘密の保護に関する業務の管理)

第2条 参議院情報監視審査会(以下「審査会」という。)における特定秘密の保護に関する業務は、審査会の会長(以下「会長」という。)の命を受けて、審査会の事務局長(以下「事務局長」という。)が管理する。

2 事務局長は、特定秘密文書等(特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)第5条に規定する特定秘密文書等をいう。以下同じ。)の登録及び保管並びにこれらに伴う事務を行うほか、審査会において特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。

3 事務局長は、事務局長が不在であることその他の理由によりその職務を行うことができないときに臨時にその職務を代行する職員（これを「臨時代行職員」という。）を、審査会の事務局（以下「事務局」という。）の職員のうちから、会長の承認を得て、あらかじめ、指名することができる。

（職員の範囲の制限）

第3条 事務局長及び事務局の職員のうちからの審査会において特定秘密を知ることができる職員（以下「特定秘密知得職員」という。）の範囲の決定は、係単位、職名単位等その取扱いの実情に応じた方法により行い、その範囲を最小限にとどめるものとする。

2 事務局長は、前項の特定秘密知得職員の範囲を、書面に記載し、又は電磁的に記録しておくものとする。

（保全教育）

第4条 事務局長は、特定秘密知得職員に対し、特定秘密を適切に保護するために必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育を実施するものとする。

2 前項の教育は、特定秘密知得職員が少なくとも年1回受講することができるように実施するものとする。ただし、必要な場合は、当該教育を臨時に実施するものとする。

3 事務局長は、新たに特定秘密知得職員となることとされる者については、あらかじめ、第1項の教育を受講させるように努めるものとする。

第2章 特定秘密の提出等

（特定秘密の提出等の記録）

第5条 事務局長は、審査会が国会法（昭和22年法律第79号）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号。以下「議院証言法」という。）の規定により調査又は審査のため提出（提示を含むものとする。以下同じ。）を求め、行政機関の長から提出を受けた特定秘密（以下「提出特定秘密」という。）について、提出特定秘密管理簿に、特定秘密の提出者及び提出の年月日並びに特定秘密保護法施行令第16条の規定により通知される当該特定秘密の指定の有効期間が満了する年月日その他の必要な事項を記載し、又は記録するものとする。

2 提出特定秘密管理簿は、事務局長が管理するものとする。

3 提出特定秘密管理簿の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

4 情報の保護上、特段の必要がある提出特定秘密に係る提出特定秘密管理簿は、他の提出特定秘密に係る提出特定秘密管理簿と分けて作成することができる。この場合において、事務局長は、当該提出特定秘密管理簿の保管に当たっては、情報の保護のため適切な措置を講ずるものとする。

（特定秘密の表示等）

第6条 事務局長は、提出特定秘密に係る特定秘密文書等（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第3条第2項第1号により特定秘密表示（特定秘密保護法施行令第5条に規定する特定秘密表示をいう。以下同じ。）がされているものを除く。）に、特定秘密表示をするものとする。

2 特定秘密表示は、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

（1）特定秘密である情報を記録する文書又は図画 その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密」の文字及び枠を赤色（やむを得ない場合には、赤色以外の色。以下同じ。）で付すること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該部分を明らかにした上で、当該表示は、当該部分にすること。

（2）特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる

状態にしたときに、「特定秘密」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。

- (3) 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件 その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密」の文字及び枠を赤色で付すること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。
- 3 特定秘密表示を特定秘密を記録する文書又は図画に付する場合において、当該文書又は図画が冊子の一部であるときは、当該冊子の表紙に「特定秘密文書」の文字を赤色で記載するものとする。ただし、当該表紙に特定秘密表示がある場合は、この限りでない。
- 4 特定秘密文書等を特定秘密表示を含めて複製することにより作成したときは、特定秘密表示をすることを要しない。前項の規定による記載を含めて複製することにより作成した場合も、同様とする。
- 5 第2項の場合において、特定秘密文書等に記録されている特定秘密が外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）との間の情報の保護に関する国際約束（第34条第1項第3号において単に「情報の保護に関する国際約束」という。）に基づき提供された情報であるときは、特定秘密表示に加え、同項各号に定める方法と同様の方法で当該外国の政府等を示す表示をするものとする。ただし、特定秘密である情報の性質上当該表示をすることが困難である場合は、この限りでない。
- 6 前項本文の規定にかかわらず、当該特定秘密文書等に外国の政府等を示す表示が既にされているときは、前項本文の規定による表示をすることを要しない。
- 7 第2項第1号又は第3号に定めるところにより行う特定秘密表示の寸法は、縦12ミリメートル、横40ミリメートルを標準とする。ただし、他の寸法とすることに合理的理由がある場合においては、この限りでない。

（指定の有効期間の満了に伴う措置）

第7条 提出特定秘密について、行政機関の長から特定秘密保護法施行令第8条第1項第2号ロの規定により当該特定秘密の指定の有効期間が満了した旨の通知があったときは、事務局長は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 当該指定に係る旧特定秘密文書等（特定秘密であった情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定有効期間満了表示をすること。
- (2) 提出特定秘密管理簿に当該指定の有効期間が満了した旨を記載し、又は記録すること。
- 2 会長は、前項の通知があった旨を周知するため、適切な措置を講ずるものとする。当該旧特定秘密文書等が特定秘密以外の秘匿すべき情報であると認められるときは、その性質に十分配慮して措置しなければならない。

（指定の有効期間の延長に伴う措置）

第8条 提出特定秘密について、行政機関の長から特定秘密保護法施行令第9条第1号ロの規定により当該特定秘密の指定の有効期間を延長した旨及び延長後の当該有効期間が満了する年月日の通知があったときは、事務局長は、提出特定秘密管理簿に当該指定の有効期間が延長された旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日を記載し、又は記録するものとする。

- 2 会長は、前項の通知があった旨を周知するため、当該特定秘密の適切な保護に支障を生じないよう配慮した上で、適切な措置を講ずるものとする。

（指定の解除に伴う措置）

第9条 提出特定秘密について、行政機関の長から特定秘密保護法施行令第11条第1項第2号口の規定により当該特定秘密の指定を解除した旨及びその年月日の通知があったときは、事務局長は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定解除表示をすること。

(2) 提出特定秘密管理簿に当該指定が解除された旨及びその年月日を記載し、又は記録すること。

2 会長は、前項の通知があった旨を周知するため、適切な措置を講ずるものとする。当該旧特定秘密文書等が特定秘密以外の秘匿すべき情報であると認められるときは、その性質に十分配慮して措置しなければならない。

(特定秘密表示の抹消)

第10条 第7条第1項第1号及び前条第1項第1号の特定秘密表示の抹消は、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法によりするものとする。

(1) 特定秘密であった情報を記録する文書又は図画 特定秘密表示に、赤色の二重線を付すことその他これに準ずる確実な方法

(2) 特定秘密であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、特定秘密表示の「特定秘密」の文字及び枠を認識することができないようにする方法

(3) 特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件 刻印によって特定秘密表示をしているときは当該表示に二重線を刻印すること、ラベルによって特定秘密表示をしている場合は当該表示に赤色の二重線を付すことその他これらに準ずる確実な方法

(指定有効期間満了表示)

第11条 第7条第1項第1号の指定有効期間満了表示は、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

(1) 特定秘密であった情報を記録する文書又は図画 抹消した特定秘密表示の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すこと。

(2) 特定秘密であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。

(3) 特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件 抹消した特定秘密表示の傍らの見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すこと。

(指定解除表示)

第12条 前条の規定は、第9条第1項第1号の指定解除表示について準用する。この場合において、「特定秘密指定有効期間満了」とあるのは、「特定秘密指定解除」と読み替えるものとする。

第3章 提出特定秘密の取扱い

第1節 提出特定秘密の保護のための環境整備

(立入制限)

第13条 事務局長は、審査会の管理区域（以下「管理区域」という。）内の提出特定秘密が取り扱われる場所について、提出特定秘密を適切に保護するために必要があると

認めるときは、その場所への立入りを禁止するものとする。ただし、事務局長の許可を受けた者は、この限りでない。

- 2 前項の規定により立入りを禁止した場合には、事務局長は、その場所に立ち入ってはならない旨の掲示を行うとともに、立入りを防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(機器持込制限)

第14条 事務局長は、管理区域内の必要と認める場所について、携帯型情報通信・記録機器（携帯電話、携帯情報端末、映像走査機、写真機、ビデオカメラその他の通話、情報通信、録音、録画等の機能を有する機器をいう。次項において同じ。）の持込み（以下この条において「機器持込み」という。）を禁止するものとする。ただし、会長が審査会の運営上特に必要と認めた場合において、会長の許可を受けた者が会長の許可を受けた携帯型情報通信・記録機器を持ち込む場合については、この限りでない。

- 2 前項の規定により機器持込みを禁止した場合には、事務局長は、前項の規定により指定した場所に機器持込みをしてはならない旨の掲示を行うとともに、機器持込みを防ぐために必要な措置を講ずるものとする。

(衛視による措置の要請)

第15条 会長は、審査会の秩序保持その他審査会の運営上必要があると認められるときは、第13条第2項及び前条第2項の措置について、衛視をして行わせるよう、議長に要請するものとする。

(特定秘密文書等の保管容器等)

第16条 特定秘密文書等（電磁的記録を除く。）は、三段式文字盤鍵を備えた金庫又は鋼鉄製の箱その他の施錠可能で十分な強度を有する保管庫に保管するものとする。

- 2 特定秘密文書等（文書又は図画に限る。）が他の文書と同一の文書ファイルにまとめられている場合には、当該特定秘密文書等を他の文書とは別のファイリング用具に格納した上で、前項の規定により保管するものとする。

- 3 特定秘密である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機及び可搬記憶媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器（第19条第1項において「記憶媒体」という。）のうち、可搬型のものをいう。第18条第2項及び第4項において同じ。）については、その盗難、紛失等を防止するため、使用しないときには施錠可能で十分な強度を有する収納庫に収納することその他の必要な物理的措置を講ずるものとし、提出特定秘密を返却する場合を除き、情報監視審査室から持ち出すことができない。

- 4 前3項の規定によることができない場合における特定秘密文書等の保管は、事務局長の定めるところにより行うものとする。

(提出特定秘密の保護のための施設設備)

第17条 事務局長は、前条に定めるもののほか、特定秘密文書等を保護するための施設設備について、間仕切りの設置、裁断機の設置その他の提出特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。

(提出特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等)

第18条 特定秘密である情報を記録する電磁的記録は、インターネットに接続していない電子計算機であって、かつ、特定秘密知得職員以外の者が当該電磁的記録にアクセスすることを防止するために必要な措置が講じられたものとして事務局長が認めたものにより取り扱うものとする。

- 2 事務局長は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を前項の電子計算機により取り扱う場合において、当該電磁的記録を可搬記憶媒体に記録したとき又は印刷したときは、可搬記憶媒体に記録したこと又は印刷したことの記録を保存するものとする。

- 3 前2項に規定するもののほか、特定秘密知得職員は、特定秘密である情報を記録する

電磁的記録を取り扱う場合には、参議院情報セキュリティポリシーを厳格に適用し、情報の取扱いに関して適切な対応をとるものとする。

- 4 特定秘密知得職員は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を電子計算機又は可搬記憶媒体に記録するときは、暗証番号の設定、暗号化その他の保護措置を講ずるものとする。

(特定秘密文書等管理簿)

第19条 事務局長は、特定秘密文書等の作成（翻訳、複製並びに電磁的記録の記憶媒体への記録及び印刷を含む。以下この条及び次条において同じ。）、受領、返却その他の取扱いの状況を管理するための簿冊（以下「特定秘密文書等管理簿」という。）を備えるものとする。

- 2 事務局長は、特定秘密文書等について、提出特定秘密の整理番号、特定秘密文書等の件名、登録番号（特定秘密文書等ごとに付する一連番号をいう。第21条及び第29条において同じ。）、作成又は受領の年月日及び返却先その他の事項を特定秘密文書等管理簿に記載し、又は記録するものとする。
- 3 特定秘密文書等管理簿の様式は、別記様式第2号のとおりとする。
- 4 情報の保護上、特段の必要がある特定秘密文書等に係る特定秘密文書等管理簿は、他の特定秘密文書等に係る特定秘密文書等管理簿と分けて作成することができる。この場合において、事務局長は、当該特定秘密文書等管理簿の保管に当たっては、情報の保護のため適切な措置を講ずるものとする。

第2節 特定秘密文書等の作成等

(特定秘密文書等の作成)

第20条 特定秘密文書等の作成をするときは、作成をする特定秘密文書等の数を当該作成の目的に照らして必要最小限にとどめるものとする。

(登録番号の表示)

第21条 事務局長は、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、登録番号の表示をするものとする。ただし、当該特定秘密文書等の性質上登録番号の表示が困難であるときは、この限りでない。

- (1) 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 特定秘密表示（第6条第3項の規定による記載をしている場合は当該記載）の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により赤色で付すること。
- (2) 特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、特定秘密表示と共に赤色で認識することができるようにすること。

第3節 特定秘密文書等の閲覧、返却、運搬等

(閲覧の承認等)

第22条 参議院情報監視審査会規程（平成26年6月20日議決）第28条の規定により特定秘密文書等の閲覧（視聴を含む。以下この条において同じ。）をするときは、文書をもって会長の承認を得るものとする。

- 2 会長の承認を得た者が特定秘密文書等の閲覧をするときは、事務局長は、特定秘密文書等管理簿に、当該閲覧をする者から記名押印を得るなど閲覧の記録を残すものとする。
- 3 特定秘密文書等の閲覧は、特定秘密知得職員（当該特定秘密文書等を閲覧する者以外の特定秘密知得職員に限る。）が立ち会った上で、情報監視審査室でしなければならない。
- 4 特定秘密文書等の閲覧に当たっては、当該特定秘密の内容を筆記してはならない。ただし、審査会の運営上特に必要があると会長が認めたときは、この限りでない。

(返却の承認)

第23条 提出特定秘密を返却するため、行政機関の長が提出をした特定秘密文書等を当該行政機関の長に交付するときは、事務局長は、会長の承認を得るものとする。

(運搬の方法)

第24条 提出特定秘密を返却するために行う特定秘密文書等の運搬は、当該特定秘密文書等に記録し、又は化体された特定秘密に係る特定秘密知得職員の中から事務局長が指名する職員が携行することにより行うものとする。

2 前項の規定によることができないとき又は不適當であるときの運搬は、事務局長の定めるところにより行うものとする。

(返却の方法等)

第25条 提出特定秘密を返却するため、特定秘密文書等を交付するときは、受領書又は特定秘密文書等管理簿に、当該特定秘密文書等の提出をした行政機関の長又はその指名した特定秘密保護法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者から記名押印を得るなど返却の記録を残すものとする。

2 受領書の様式は、別記様式第3号のとおりとする。

3 特定秘密文書等の返却は、郵送により行ってはならない。

(文書及び図画の封かん等)

第26条 提出特定秘密を返却するため、特定秘密である情報を記録する文書又は図画を運搬するときは、当該文書又は図画を外部から見るができないように封筒又は包装を二重にして封かんするものとする。ただし、特定秘密知得職員が携行する場合で事務局長が特定秘密の保護上支障がないと認めたときは、この限りでない。

(物件の収納等)

第27条 提出特定秘密を返却するため、特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件を運搬するときは、窃取、破壊、盗見その他の危険を防止するため、当該物件を運搬容器に収納し、かつ、当該運搬容器に施錠することその他の必要な措置を講ずるものとする。

(特定秘密文書等の接受)

第28条 封かんされている特定秘密文書等は、名宛人又はその指名した特定秘密知得職員でなければ開封してはならない。

第4節 特定秘密文書等の保管等

(特定秘密文書等の保管)

第29条 特定秘密文書等は、事務局長が情報監視審査室に保管場所を定めて保管するものとし、提出特定秘密を返却する場合を除き、情報監視審査室から持ち出すことができない。

2 事務局長は、特定秘密文書等の適正な管理のため必要と認めるときは、特定秘密文書等の件名、登録番号、保管開始日、保管終了日その他必要な事項を記載し、又は記録する特定秘密文書等保管管理簿を作成するものとする。

3 特定秘密文書等保管管理簿の様式は、別記様式第4号のとおりとする。

(特定秘密文書等の取扱いの記録)

第30条 事務局長は、特定秘密文書等の取扱いの経過を明確にするため、特定秘密文書等を取り扱った事務局長又は事務局の職員の氏名、年月日その他必要な事項を特定秘密文書等取扱簿に記載し、又は記録することにより保存するものとする。

2 特定秘密文書等取扱簿の様式は、別記様式第5号のとおりとする。

(廃棄)

第31条 特定秘密文書等の廃棄は、特定秘密知得職員の立会いの下に、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊その他の当該特定秘密文書等を復元できないようにするための方法により確実に行うものとする。

2 行政機関の長が提出した特定秘密文書等を廃棄する場合には、会長の承認を得なければ

ばならない。

(緊急事態に際しての廃棄)

第32条 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による当該特定秘密文書等の廃棄については、前条の規定は適用しない。

2 前項に規定する特定秘密文書等の廃棄をする場合には、あらかじめ事務局長の承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、この限りでない。

3 前項ただし書の場合においては、特定秘密文書等の廃棄後、速やかにその旨を事務局長に報告するものとする。

4 第1項に規定する廃棄をした場合には、事務局長は、廃棄した特定秘密文書等の概要、特定秘密の漏えいを防止するために他に適当な手段がないと認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載した書面を作成し、会長に報告するものとする。

5 前項の報告を受けた会長は、同項に規定する事項を議長に報告するものとする。

第5節 検査

第33条 事務局長は、特定秘密の保護の状況について、検査を毎年度2回以上定期的に実施し、その結果を会長に報告するものとする。

2 事務局長は、前項の検査のほか、必要があると認めるときは、特定秘密の保護の状況を臨時に検査し、その結果を会長に報告するものとする。

3 前2項の検査においては、特定秘密文書等管理簿及び特定秘密文書等保管管理簿の記載及び記録と特定秘密文書等の保管の状況の照合のほか、この要綱に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を中心に行うものとする。

第6節 紛失時等の措置

第34条 事務局長及び事務局の職員は、特定秘密文書等の紛失、特定秘密の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあると認めるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

(1) 特定秘密知得職員 当該事故の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、講じた措置の内容を事務局長に報告すること。

(2) 特定秘密知得職員以外の職員 当該事故の内容を特定秘密知得職員に報告すること。

(3) 第1号の報告を受けた事務局長 当該報告の内容を会長に報告し、議長を経由して当該事故に係る特定秘密の提出をした行政機関の長に対する報告をするよう要請するとともに、当該事故に係る特定秘密が情報の保護に関する国際約束に基づき外国の政府等から提供された情報であるときは、当該国際約束に定める手続をとること。

2 会長は、事務局長に命じて、前項の事実の調査を行わせ、かつ、当該特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講じさせた上で、速やかに、当該調査の結果及び当該措置の内容を議長に報告するものとする。

第4章 議院等に提出され審査会において保管する特定秘密の保護措置

第35条 行政機関の長から議院若しくは委員会若しくは調査会又は両議院の合同審査会(会長が参議院議員であるものに限る。)に提出され、参議院情報監視審査会規程第27条の規定により審査会において保管する特定秘密の保護については、この要綱の例に準ずるものとする。

第5章 補則

第36条 この要綱の実施に関し必要な事項の細目は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月17日から施行する。
別記様式第1号～第5号 略

○参議院情報監視審査会の会議録の作成等に関する件（平成27年6月17日参議院情報監視審査会決定、平成28年3月11日改正）

（趣旨）

第1条 本件は、参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）における会議録の作成、保存、閲覧等について必要な事項を定めるものとする。

2 審査会の会議録の作成、保存、閲覧等については、国会法（昭和22年法律第79号）及び参議院情報監視審査会規程（平成26年6月20日議決。以下「審査会規程」という。）に定めるもののほか、本件の定めるところによる。

（速記、校閲及び編集）

第2条 審査会の会議録（議員その他の者の傍聴を許すものとされた審査会の会議録を除く。以下第11条までにおいて同じ。）を作成するために行う速記、会議録原稿の校閲及び会議録の編集は、審査会の事務局（以下「事務局」という。）の職員が、情報監視審査室（以下「審査室」という。）において行わなければならない。

（会議の音声の録音）

第3条 事務局の職員は、審査会の会議録の作成に用いるため、審査会の会議の音声を録音することができる。

（発言の取消し）

第4条 審査会の会長（以下「会長」という。）は、審査会における発言中に不穏当な言辞があると思われるため、調査の上処置する旨を告げたときは、会議録原稿の調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 会長は、発言の取消しについて協議するため特に必要があると認めたときは、審査会の委員、審査会において発言した者（以下「発言者」という。）及び事務局の職員に会議録原稿を閲覧させることができる。

3 前項の閲覧は、事務局の職員（当該会議録原稿の閲覧をする者以外の事務局の職員に限る。）が立ち会った上で、審査室でさせなければならない。この場合において、会長は、発言の取消しの手続をとるため特に必要があると認めた場合を除き、会議録原稿の内容を転記させてはならない。

4 審査会規程第23条の規定により会長が取消しを命じた発言は、会長が取消しを命じた旨が明らかになるようにした上で、審査会の会議録の原本に掲載する。

5 前項の規定により審査会の会議録の原本に掲載された発言は、審査会の運営上特に必要があると会長が認めた場合を除き、閲覧することができない。

（発言の訂正）

第5条 発言者は、審査会規程第29条第2項の規定による署名を経て審査会の会議録の閲覧が可能となった日の翌日の午後5時までに、会長に、発言の訂正を求めることができる。ただし、訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することができない。

2 発言者は、審査会規程第29条第2項の規定による署名を経て審査会の会議録の閲覧が可能となるまでの間に発言の訂正の手続をとるため、会議録原稿のうち自らの発言に係る部分の閲覧をするときは、文書をもって会長の許可を得なければならない。この場合において、会長は、必要があると認める場合に限り、会議録原稿の閲覧を許可するものとする。

3 前項の許可を得て行う会議録原稿の閲覧は、事務局の職員（当該会議録原稿の閲覧をする者以外の事務局の職員に限る。）が立ち会った上で、審査室においてしなければならない。この場合において、閲覧を許可された発言者は、発言の訂正の手続をとるた

め必要があると会長が認めた場合を除き、会議録原稿の内容を転記してはならない。

(会議録の原本の作成)

第6条 審査会の会議録の原本の作成は、審査室において行う。

(会議録への署名)

第7条 審査会規程第29条第2項の規定による審査会の会議録への署名は、審査室において行わなければならない。

(会議録の保存等)

第8条 審査会の会議録及び会議録データ(会議録の内容を記録したデータ(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作成した記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。)は、審査会の事務局長(以下「事務局長」という。)が審査室内に保存場所を定め、良好な状態で保存しなければならない。

2 前項の規定により保存する審査会の会議録及び会議録データは、審査室の外に持ち出してはならない。

(会議録関係文書等の保管、廃棄等)

第9条 審査会の会議録の作成に係る文書及びデータ並びに第3条の規定により作成された録音データは、会長が審査会の会議録の作成に必要と認める期間に限って、事務局長が審査室内に保管場所を定めて保管するものとし、当該期間を満了したものは、事務局長の指名する事務局の職員が、他の事務局の職員の立会いを得て、速やかに廃棄する。

2 前項の規定により保管する審査会の会議録の作成に係る文書及びデータ並びに録音データは、審査室の外に持ち出してはならない。

(閲覧)

第10条 審査会規程第30条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により審査会の会議録の閲覧をしようとする者は、文書をもって会長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を得て行う審査会の会議録の閲覧は、事務局の職員(当該会議録の閲覧をする者以外の事務局の職員に限る。)が立ち会った上で、審査室においてしなければならない。

3 第1項の許可を得た者は、審査会の運営上特に必要があると会長が認めた場合を除き、審査会の会議録の内容を転記してはならない。

(会議録の副本)

第10条の2 審査会の調査又は審査に資するため特に必要があると会長が認めるときは、審査会の会議録の原本のほか、会長が定める部数の副本を作成することができる。

2 副本には、副本である旨を表示する。

3 審査会の会議録の原本に特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。第11条において同じ。)である情報が記録されている部分がある場合には、副本については、当該部分を除く措置を講じなければならない。

4 副本には、審査会規程第23条の規定により会長が取消しを命じた発言は、掲載しない。

5 副本(副本の会議録データを含む。)は、必要ないものと会長が認めたときは、事務局長の指名する事務局の職員が、他の事務局の職員の立会いを得て、速やかに廃棄する。

(未定稿会議録)

第10条の3 審査会規程第29条第2項の規定による署名を経て審査会の会議録の閲覧

が可能となるまでの間において、審査会の調査又は審査に資するため、未定稿会議録（審査会の会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所の決定その他審査会の会議録の作成に必要な手続を終える前において、事務局長の確認を受けた会議録原稿をいう。以下同じ。）1部を作成する。

- 2 未定稿会議録には、未定稿である旨を表示する。
- 3 未定稿会議録の閲覧については、第4条第2項及び第5条第2項に定めるもののほか、審査会の会議録の閲覧の例による。
- 4 未定稿会議録（未定稿会議録のデータを含む。次項において同じ。）は、事務局長が審査室内に保管場所を定めて保管するものとし、審査会規程第29条第2項の規定による署名を経て当該未定稿会議録に係る審査会の会議録の閲覧が可能となったときは、事務局長の指名する事務局の職員が、他の事務局の職員の立会いを得て、速やかに廃棄する。
- 5 未定稿会議録は、審査室の外に持ち出してはならない。

（特定秘密を含む会議録等の取扱い）

第11条 審査会の会議録及び会議録データ、審査会の会議録の作成に係る文書及びデータ並びに第3条の規定により作成された録音データ（以下この条において「審査会の会議録等」という。）が行政機関の長から審査会に提出され、又は提示された特定秘密を含む特定秘密文書等（特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）第5条に規定する特定秘密文書等をいう。）である場合においては、審査会の会議録等の取扱いについては、本件に定めるもののほか、参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件（平成27年6月17日参議院情報監視審査会決定）に定めるところによる。

（傍聴を許すものとされた審査会の会議録の作成、保存、閲覧等）

第12条 議員その他の者の傍聴を許すものとされた審査会の会議録の作成、保存、閲覧等については、第1条第2項に定めるものを除き、委員会等の会議録の例により行うものとする。

（会長への委任）

第13条 本件の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 本件は、平成27年6月17日から施行する。
（本件施行前に作成された審査会の会議録の保存、閲覧等）
- 2 第8条から第13条までの規定は、本件の施行前に作成された審査会の会議録の保存、閲覧等にも適用する。

附 則（平成28年3月11日）

（施行期日）

- 1 本件は、平成28年3月11日から施行する。
（本件施行前に作成された審査会の会議録の副本の作成等）
- 2 本件による改正後の参議院情報監視審査会の会議録の作成等に関する件第10条の2及び第10条の3の規定は、本件の施行前に作成された審査会の会議録の副本の作成等及び本件の施行の日において会議録の閲覧が可能となっていない審査会の未定稿会議録の作成等にも適用する。

**○参議院情報監視審査会の会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所の特定要領
(平成27年8月31日参議院情報監視審査会会長決定、平成28年3月11日改正)**

- 1 参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）の会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所については、当該審査会に出席した政府側の申出（情報公開法上の不開示事由など特に秘密を要する理由を明らかにしたものに限り。）を参考にするなどし、審査会の事務局（以下「事務局」という。）が案を作成するものとする。
- 2 1により事務局が作成した案について、政府側に該当部分を確認させるときは、次によって行わなければならない。
 - (1) 確認を行う政府職員は、当該審査会に出席した者その他該当部分について責任を持って判断できる者とし、確認に当たっては、書面で審査会の会長に申し出ること。
 - (2) 会議録原稿中の該当部分の確認は、事務局の職員が立ち会った上で、情報監視審査室で行うこと。
 - (3) 確認を行う政府職員は、確認のために必要な範囲に限って会議録原稿を確認するものとし、確認に用いた会議録原稿の内容を転記等してはならないこと。
 - (4) 事務局は、確認を行った政府職員から署名押印を得るなど、該当部分について政府側の確認があった旨の記録を作成すること。
- 3 会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所を会長において決定する旨を審査会で決議したときは、1により事務局が作成した案について、運営協議会での協議を経て、会長において決定するものとする。
- 4 この要領を実施するために必要な事項は、審査会の事務局長が定める。

附 則

この要領は、平成27年8月31日から実施する。

附 則（平成28年3月11日）

この要領は、平成28年3月11日から実施する。

○申合せ（平成27年6月25日参議院情報監視審査会運営協議会合意）

- 1 会議の内容の非公表
 - (1) 参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）の会長（以下「会長」という。）及び審査会の委員（以下「委員」という。）は、傍聴を許さない審査会の内容について、他に漏らしてはならない。ただし、当該審査会の会議録に特に秘密を要する部分がない場合及び当該審査会の会議録のうち特に秘密を要する部分を決議したときのその他の部分についてはこの限りでない。
 - (2) 会長及び委員は、運営協議会の協議の内容のうち秘密保全を必要とする情報について、他に漏らしてはならない。
 - (3) 会長が会議の概要を公表するときは、(1)及び(2)に従って行わなければならない。
- 2 要保秘文書の取扱い
 - (1) 要保秘文書とは、会長及び委員の取り扱う次に掲げるものをいう。
 - ア 審査会、運営協議会等において会長及び委員が使用した資料のうち会長が秘密保全を要するものとして指定した文書（特定秘密又は情報公開法上の不開示情

報を含むものを除く。)

イ 傍聴を許さない審査会において会長及び委員がとったメモ

(2) 保管等

ア 要保秘文書は、その旨を表示した上で、審査会の管理区域（以下「管理区域」という。）内の施錠可能な書棚等に保管し、管理区域から持ち出すことができない。ただし、(1) イのメモは、その旨を表示した上で、情報監視審査室内に保管し、情報監視審査室から持ち出すことができない。

イ アの保管場所の鍵は、審査会の事務局（以下「事務局」という。）において管理し、施錠及び解錠は、事務局の職員が行う。

(3) 閲覧

要保秘文書の閲覧は、事務局の職員が立ち会った上で、管理区域内（(1) イのメモにあっては、情報監視審査室内に限る。）で行わなければならない。

(4) 複製・転記の禁止

要保秘文書は、会長が審査会の運営上特に必要と認めた場合を除き、複製・転記することができない。

(5) 廃棄

要保秘文書の廃棄は、当該要保秘文書を使用する会長又は委員の了承を得て、審査会の事務局長が指名する事務局の職員が、当該廃棄をする者以外の事務局の職員の立会いを得て、復元又は判読が不可能な方法により、行わなければならない。

(6) 指定の解除

ア 会長は、(1) アの要保秘文書に含まれる情報が公知のものとなったことその他秘密保全の必要がなくなったと認めるときは、当該要保秘文書の指定を解除するものとする。

イ 委員は、理由を示して、会長がアによって(1) アの要保秘文書の指定を解除するよう求めることができる。

3 参議院情報セキュリティポリシーの尊重

会長及び委員は、参議院情報セキュリティポリシーの趣旨を尊重して、審査会に係る情報を取り扱うものとする。

4 事案発生時の対処

(1) 要保秘文書の盗難又は紛失、保管場所の事故その他2(1)ア及びイに掲げる情報の漏えいの可能性が生じたことを認めた者は、速やかにその旨を会長に報告し、会長の指示により、必要な措置を講ずる。

(2) (1)に関わらず、事態を放置すれば損害が拡大するおそれがある場合には、会長の指示を待たず、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、事務局の職員以外の者が必要な措置を講ずることを妨げない。

※ 1 会長は、議長及び副議長が審査会に出席する場合には、この申合せの趣旨に沿った対応について要請するものとする。

2 会長は、参議院情報監視審査会規程第4条第2項により宣誓を行った者が審査会に出席する場合には、委員と同様にこの申合せに従うよう、求めるものとする。

○申合せ（平成27年6月3日参議院情報監視審査会運営協議会合意）

- 1 参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）の会長及び委員は、審査会が国会法の規定に基づいて行う調査又は審査のため、行政機関が保有する特定秘密以外の情報であって行政機関の長により公表しないこととされているもの（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条各号に該当する情報に限る。以下「当該情報」という。）が審査会に提出され、又は提示されたときは、当該情報を他に漏らしてはならない。
- 2 審査会の会議録において当該情報を取り扱っている部分は、審査会において、審査会の会議録の中で特に秘密を要するものと決議することを妨げない。
- 3 当該情報が内容に含まれる文書等（電磁的記録を含む。）の審査会における保管は、審査会の事務局において特定秘密文書等の保管に準じて行うものとする。

○特定秘密の保護に関する法律（平25法108）（抄）

第1章 総則

（定義）

第2条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第4号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの
- 六 会計検査院

第2章 特定秘密の指定等

（特定秘密の指定）

第3条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては当該行政機関をいい、前条第4号及び第5号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあつてはその機関ごとに政令で定める者をいう。第11条第1号を除き、以下同じ。）は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であつて、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特定秘密として指定するものとする。ただし、内閣総理大臣が第18条第2項に規定する者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長については、この限りでない。

- 2 行政機関の長は、前項の規定による指定（附則第5条を除き、以下単に「指定」という。）をしたときは、政令で定めるところにより指定に関する記録を作成するとともに、当該指定に係る特定秘密の範囲を明らかにするため、特定秘密である情報について、次の各号のいずれかに掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 政令で定めるところにより、特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この号において同じ。）若しくは物件又は当該情報を化体する物件に特定秘密の表示（電磁的記録にあつては、当該表示の記録を含む。）をすること。
- 二 特定秘密である情報の性質上前号に掲げる措置によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該情報が前項の規定の適用を受ける旨を当該情報を取り扱う者に通知すること。

3 （略）

（指定の有効期間及び解除）

第4条 行政機関の長は、指定をするときは、当該指定の日から起算して5年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

- 2 行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定をした情報が前条第1項に規定する要件を満たすときは、政令で定めるところにより、5年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。

- 3 指定の有効期間は、通じて30年を超えることができない。

- 4 前項の規定にかかわらず、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点に立っても、なお指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の承認を得た場合（行政機関が会計検査院であるときを除く。）は、行政機関の長は、当該指定の有効期間を、通じて30年を超えて延長することができる。ただし、次の各号に掲げる事項に関する情報を除き、指定の有効期間は、通じて60年を超えることができない。

- 一 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。別表第1号において同じ。）

- 二 現に行われている外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の政府又は国際機関との交渉に不利益を及ぼすおそれのある情報

- 三 情報収集活動の手法又は能力

- 四 人的情報源に関する情報

- 五 暗号

- 六 外国の政府又は国際機関から60年を超えて指定を行うことを条件に提供された情報

- 七 前各号に掲げる事項に関する情報に準ずるもので政令で定める重要な情報

- 5 行政機関の長は、前項の内閣の承認を得ようとする場合においては、当該指定に係る特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講じた上で、内閣に当該特定秘密を提示することができる。

- 6 行政機関の長は、第4項の内閣の承認が得られなかったときは、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第8条第1項の規定にかかわらず、当該指定に係る情報が記録された行政文書ファイル等（同法第5条第5項に規定する行政文書ファイル等をいう。）の保存期間の満了とともに、これを国立公文書館等（同法第2条第3項に規定する国立公文書館等をいう。）に移管しなければならない。

- 7 行政機関の長は、指定をした情報が前条第1項に規定する要件を欠くに至ったときは、有効期間内であっても、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

（特定秘密の保護措置）

第5条 行政機関の長は、指定をしたときは、第3条第2項に規定する措置のほか、第

11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、当該行政機関において当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めることその他の当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講ずるものとする。

2 警察庁長官は、指定をした場合において、当該指定に係る特定秘密（第7条第1項の規定により提供するものを除く。）で都道府県警察が保有するものがあるときは、当該都道府県警察に対し当該指定をした旨を通知するものとする。

3 （略）

4 行政機関の長は、指定をした場合において、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために特段の必要があると認めるときは、物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの（以下「適合事業者」という。）との契約に基づき、当該適合事業者に対し、当該指定をした旨を通知した上で、当該指定に係る特定秘密（第8条第1項の規定により提供するものを除く。）を保有させることができる。

5・6 （略）

第3章 特定秘密の提供

（我が国の安全保障上の必要による特定秘密の提供）

第6条 特定秘密を保有する行政機関の長は、他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために当該特定秘密を利用する必要があると認めるときは、当該他の行政機関に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、この項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

2・3 （略）

第7条 警察庁長官は、警察庁が保有する特定秘密について、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために都道府県警察にこれを利用させる必要があると認めるときは、当該都道府県警察に当該特定秘密を提供することができる。

2・3 （略）

第8条 特定秘密を保有する行政機関の長は、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために、適合事業者当該特定秘密を利用させる特段の必要があると認めるときは、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、第6条第1項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

2・3 （略）

第9条 特定秘密を保有する行政機関の長は、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために必要があると認めるときは、外国の政府又は国際機関であつて、この法律の規定により行政機関が当該特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じているものに当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、第6条第1項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

（その他公益上の必要による特定秘密の提供）

第10条 第4条第5項、第6条から前条まで及び第18条第4項後段に規定するもののほ

か、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。

一 特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合（次号から第4号までに掲げる場合を除く。）であつて、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあつては附則第10条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあつては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるとき。

イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和22年法律第79号）第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条の規定により行う審査又は調査であつて、国会法第52条第2項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの

ロ （略）

二～四 （略）

2・3 （略）

第4章 特定秘密の取扱者の制限

第11条 特定秘密の取扱いの業務は、当該業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行わせる適合事業者が当該特定秘密を保有させ、若しくは提供する行政機関の長又は当該業務を行わせる警察本部長が直近に実施した次条第1項又は第15条第1項の適性評価（第13条第1項（第15条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知があつた日から5年を経過していないものに限る。）において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（次条第1項第3号又は第15条第1項第3号に掲げる者として次条第3項又は第15条第2項において読み替えて準用する次条第3項の規定による告知があつた者を除く。）でなければ、行つてはならない。ただし、次に掲げる者については、次条第1項又は第15条第1項の適性評価を受けることを要しない。

一 行政機関の長

二 国務大臣（前号に掲げる者を除く。）

三 内閣官房副長官

四 内閣総理大臣補佐官

五 副大臣

六 大臣政務官

七 前各号に掲げるもののほか、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第1項又は第15条第1項の適性評価を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うことができるものとして政令で定める者

第5章 適性評価

（行政機関の長による適性評価の実施）

第12条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一 当該行政機関の職員（当該行政機関が警察庁である場合にあつては、警察本部長を含む。次号において同じ。）又は当該行政機関との第5条第4項若しくは第8条第1項の契約（次号において単に「契約」という。）に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として特定秘密の取扱いの業務を

新たに行うことが見込まれることとなった者（当該行政機関の長がその者について直近に実施して次条第1項の規定による通知をした日から5年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。）

- 二 当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該行政機関の長がその者について直近に実施した適性評価に係る次条第1項の規定による通知があった日から5年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者
 - 三 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの
- 2 適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査を行い、その結果に基づき実施するものとする。
- 一 特定有害活動（公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であって、外国の利益を凶る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別表第3号において同じ。）及びテロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第4号において同じ。）との関係に関する事項（評価対象者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所を含む。）
 - 二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
 - 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
 - 四 薬物の濫用及び影響に関する事項
 - 五 精神疾患に関する事項
 - 六 飲酒についての節度に関する事項
 - 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- 3 適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとする。
- 一 前項各号に掲げる事項について調査を行う旨
 - 二 前項の調査を行うため必要な範囲内において、次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨
 - 三 評価対象者が第1項第3号に掲げる者であるときは、その旨
- 4 行政機関の長は、第2項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- （適性評価の結果等の通知）

第13条 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者に対し通

知するものとする。

2～4 (略)

(行政機関の長に対する苦情の申出等)

第14条 評価対象者は、前条第1項の規定により通知された適性評価の結果その他当該評価対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすることができる。

2 行政機関の長は、前項の苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知するものとする。

3 評価対象者は、第1項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

(警察本部長による適性評価の実施等)

第15条 警察本部長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、適性評価を実施するものとする。

一 当該都道府県警察の職員（警察本部長を除く。次号において同じ。）として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者（当該警察本部長がその者について直近に実施して次項において準用する第13条第1項の規定による通知をした日から5年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。）

二 当該都道府県警察の職員として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該警察本部長がその者について直近に実施した適性評価に係る次項において準用する第13条第1項の規定による通知があった日から5年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者

三 当該警察本部長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

2 前3条（第12条第1項並びに第13条第2項及び第3項を除く。）の規定は、前項の規定により警察本部長が実施する適性評価について準用する。この場合において、第12条第3項第3号中「第1項第3号」とあるのは、「第15条第1項第3号」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(特定秘密の指定等の運用基準等)

第18条 政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、毎年、第1項の基準に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を前項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関し、その適正を確保するため、第1項の基準に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施が当該基準に従って行われていることを確保するため、必要があると認めるときは、行政機関の長（会計検査院を除く。）に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに特定秘密の指定及びその解除並びに

適性評価の実施について改善すべき旨の指示をすることができる。

(国会への報告等)

第19条 政府は、毎年、前条第3項の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

第7章 罰則

第23条 (略)

2 第4条第5項、第9条、第10条又は第18条第4項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者がこれを漏らしたときは、5年以下の懲役に処し、又は情状により5年以下の懲役及び500万円以下の罰金に処する。第10条第1項第1号口に規定する場合において提示された特定秘密について、当該特定秘密の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。

3～5 (略)

附 則

(施行後5年を経過した日の翌日以後の行政機関)

第3条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して5年を経過した日の翌日以後における第2条の規定の適用については、同条中「掲げる機関」とあるのは、「掲げる機関(この法律の施行の日以後同日から起算して5年を経過する日までの間、次条第1項の規定により指定された特定秘密(附則第5条の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる場合における防衛秘密を含む。以下この条において単に「特定秘密」という。)を保有したことがない機関として政令で定めるもの(その請求に基づき、内閣総理大臣が第18条第2項に規定する者の意見を聴いて、同日後特定秘密を保有する必要が新たに生じた機関として政令で定めるものを除く。))を除く。」とする。

(自衛隊法の一部改正に伴う経過措置)

第5条 次条後段に規定する場合を除き、施行日の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法(以下この条及び次条において「旧自衛隊法」という。)第96条の2第1項の規定により防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日において第3条第1項の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報と、施行日前に防衛大臣が当該防衛秘密として指定していた事項について旧自衛隊法第96条の2第2項第1号の規定により付した標記又は同項第2号の規定によりした通知は、施行日において防衛大臣が当該特定秘密について第3条第2項第1号の規定によりした表示又は同項第2号の規定によりした通知とみなす。この場合において、第4条第1項中「指定をするときは、当該指定の日」とあるのは、「この法律の施行の日以後遅滞なく、同日」とする。

(指定及び解除の適正の確保)

第9条 政府は、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除に関する基準等が真に安全保障に資するものであるかどうかを独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置その他の特定秘密の指定及びその解除の適正を確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方)

第10条 国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

る。
別表（第3条、第5条—第9条関係）
（略）¹

○特定秘密の保護に関する法律施行令（平26政336）（抄）

第2章 特定秘密の指定等

第1節 特定秘密の指定

（法第3条第1項ただし書の政令で定める行政機関の長）

第3条 法第3条第1項ただし書の政令で定める行政機関の長は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第2条第1号に掲げる機関（内閣官房及び合議制の機関を除く。）、宮内庁、消費者庁、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、農林水産省、林野庁、水産庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、観光庁、気象庁及び環境省の長
- 二 法第2条第1号に掲げる機関（合議制の機関（国家安全保障会議を除く。）に限る。）、公正取引委員会、個人情報保護委員会、公害等調整委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会及び会計検査院
- 三 （略）

（指定に関する記録の作成）

第4条 法第3条第2項の規定による同項の指定に関する記録の作成は、法第18条第1項の基準（以下「運用基準」という。）で定めるところにより、法第3条第1項の規定による指定（以下単に「指定」という。）及びその解除を適切に管理するための帳簿（磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製するものを含む。以下「特定秘密指定管理簿」という。）に次に掲げる事項を記載し、又は記録することにより行うものとする。

- 一 指定をした年月日
- 二 指定の有効期間及びその満了する年月日
- 三 指定に係る特定秘密の概要
- 四 指定に係る特定秘密である情報が法別表第1号イからヌまで、第2号イからホまで、第3号イからニまで又は第4号イからニまでのいずれの事項に関するものであるかの別
- 五 法第3条第2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別
- 六 前各号に掲げるもののほか、指定を適切に管理するために必要なものとして運用基準で定める事項

（特定秘密の表示の方法）

第5条 法第3条第2項第1号の規定による特定秘密の表示（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）にあっては、当該表示の記録を含む。以下「特定秘密表示」という。）は、次の各号に掲げる特定秘密文書等（特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

- 一 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 別記第1様式に従い、その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。
- 二 特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記

¹ 別表の概要は、資料22参照。

録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第1様式の「特定秘密」の文字及び枠を共に認識することができるようにすること。

- 三 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件 別記第1様式に従い、その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

第2節 指定の有効期間及び解除

（指定の有効期間の満了に伴う措置）

第8条 行政機関の長は、指定をした場合において、その有効期間（延長された場合にあつては、延長後の有効期間。以下同じ。）が満了したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 当該指定に係る旧特定秘密文書等（特定秘密であつた情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）について、特定秘密表示の抹消（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第1様式の「特定秘密」の文字及び枠を認識することができないようにすることを含む。以下同じ。）をした上で、指定有効期間満了表示をすること。
- 二 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。
 - イ 当該指定について法第3条第2項第2号又は第5条第2項若しくは第4項の規定による通知を受けた者
 - ロ 法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条、第10条第1項又は第18条第4項後段の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供を受けた者
- 三 特定秘密指定管理簿に当該指定の有効期間が満了した旨を記載し、又は記録すること。

2 （略）

（指定の有効期間の延長に伴う措置）

第9条 行政機関の長は、法第4条第2項の規定により指定の有効期間を延長したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間を延長した旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知すること。
 - イ 当該指定について法第3条第2項第2号又は第5条第2項若しくは第4項の規定による通知を受けた者
 - ロ 法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条、第10条第1項又は第18条第4項後段の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供を受けた者
- 二 特定秘密指定管理簿に当該指定の有効期間を延長した旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日並びに法第4条第4項の内閣の承認を得たときはその旨及び当該承認の年月日を記載し、又は記録すること。

（指定の解除に伴う措置）

第11条 行政機関の長は、法第4条第7項の規定により指定を解除したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指

- 定解除表示をすること。
- 二 次に掲げる者に対し、当該指定を解除した旨及びその年月日を書面により通知すること。
- イ 当該指定について法第3条第2項第2号又は第5条第2項若しくは第4項の規定による通知を受けた者
- ロ 法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条、第10条第1項又は第18条第4項後段の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供を受けた者
- 三 特定秘密指定管理簿に当該指定を解除した旨及びその年月日を記載し、又は記録すること。

2 (略)

第3章 特定秘密の提供

(提供の際の通知)

第16条 法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条、第10条又は第18条第4項後段の規定により特定秘密の提供をする者は、当該提供を受ける者に対し、当該特定秘密の指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知するものとする。

○特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）（抄）

II 特定秘密の指定等

1 指定の要件

特定秘密保護法第3条第1項は、行政機関の長が指定する特定秘密について、以下の3つの要件を規定している。

- ・ 当該行政機関の所掌事務に係る特定秘密保護法別表に掲げる事項に関する情報であること（以下「別表該当性」という。）。
- ・ 公になっていない情報であること（以下「非公知性」という。）。
- ・ その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である情報であること（以下「特段の秘匿の必要性」という。）。

行政機関の長が指定しようとする情報が、この3つの要件を満たすか否かを判断するに当たっての基準は以下のとおりとする。

(1) 別表該当性

別表該当性の判断は、以下のとおり特定秘密保護法別表に掲げる事項の範囲内でそれぞれの事項の内容を具体的に示した事項の細目に該当するか否かにより行うものとする。なお、事項の細目に該当する情報の全てを特定秘密として指定するものではなく、当該情報のうち、後述の非公知性及び特段の秘匿の必要性の要件を満たすもののみを特定秘密として指定する。

【別表第1号（防衛に関する事項）】²

(略)

【別表第2号（外交に関する事項）】

(略)

【別表第3号（特定有害活動の防止に関する事項）】

(略)

【別表第4号（テロリズムの防止に関する事項）】

(略)

(2) 非公知性

² 別表第1号から第4号の概要は、資料22参照。

非公知性の判断は、現に不特定多数の人に知られていないか否かにより行うものとする。当該情報と同一性を有する情報が報道機関、外国の政府その他の者により公表されていると認定する場合には、たとえ我が国の政府により公表されていなくても、本要件を満たさない。なお、実際の判断に当たっては、当該情報の内容に応じ、これを知る必要がある者、実際にこれを知っている者、当該時点までの当該情報の管理の状態等の要素を勘案して個別具体的に行うものとする。

(3) 特段の秘匿の必要性

特段の秘匿の必要性の判断は、当該情報の漏えいにより、

- ・ 安全保障のために我が国が実施する施策、取組等に関し、これらの計画、方針、措置その他の手の内やこれらのための我が国の能力が露見し、対抗措置が講じられ、我が国に対する攻撃が容易となったり、外国の政府等との交渉が困難となったりすることとなる
- ・ 外国の政府その他の者との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が著しく損なわれ、今後の情報収集活動、当該外国の政府等との安全保障協力等が滞る

など我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるか否かにより行うものとする。

(4) 特に遵守すべき事項

特定秘密を指定するに当たって、行政機関の長は、以下の点を遵守しなければならない。

ア 3つの要件の該当性の判断は、厳格に行い、特定秘密として保護すべき情報を漏れなく指定するとともに、当該情報以外の情報を指定する情報に含めないようにすること。

イ 公益通報の通報対象事実その他の行政機関による法令違反の事実を指定し、又はその隠蔽を目的として、指定してはならないこと。

ウ 国民に対する説明責任を怠ることのないよう、指定する情報の範囲が明確になるよう努めること。

3 指定手続

(1) (略)

(2) 行政機関の長は、指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるように記述するとともに、当該情報の指定の理由（以下「指定の理由」という。）を記すものとする。この場合において、当該指定に係る情報の記述（以下「対象情報の記述」という。）は、これを特定秘密として取り扱うことを要しないように記さなければならない。また、指定の理由の中には、当該情報が指定の要件を満たしていると判断する理由を明記することとする。

(3) 対象情報の記述は、必要に応じ、「(〇〇を含む。）」、「(〇〇を除く。）」と記すこと等により、当該指定に係る情報の範囲が明確になるようにするものとする。また、毎年度作成する計画や継続的に収集する情報など、行政機関が当該指定に係る情報を異なる時期に複数回保有することが想定される場合には、指定の有効期間を定める趣旨に鑑み、対象情報の記述及び施行令第4条第3号の特定秘密の概要は、例えば「平成〇〇年度〇〇計画」、「情報収集衛星により平成〇〇年中に入手した衛星画像情報」、「平成〇〇年中の〇〇国との間の〇〇に関する交渉の内容」と期間を区切るなどして、適切に管理できるよう記すものとする。

(4) 特定秘密に指定しようとする情報が、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性、外国の政府等との交渉の終了その他の一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合には、当該条件を指定の理由の中で明らかにするものとする。

- (5) 特定秘密指定管理簿には、個々の特定秘密について、施行令第4条第1号から第5号までに掲げる事項、指定の整理番号及び当該指定に係る特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職を一覧できるように記載し、又は記録するものとする。同条第3号の特定秘密の概要については、特定秘密として取り扱うことを要しないよう要約したものを記述するものとする。なお、記載事項に変更があったときは、遅滞なく必要な変更を加えなければならない。

(6) (略)

4 指定の有効期間の設定

- (1) 行政機関の長は、特定秘密保護法第4条第1項に基づく指定の有効期間として、特定秘密に指定しようとする情報に係る諸情勢が変化すると考えられる期間を勘案し、指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間を定めるものとする。例えば、

- ・ 定期的に策定される計画の策定に必要な資料にあっては、当該計画の次の計画が策定されるまでの間（毎年策定する計画の場合には2年等）
- ・ 情報通信技術の動向に密接に関係する情報にあっては、一般に当該技術の進展に応じた年数（3年等）
- ・ 外国の政府等の政策に密接に関係する要人の動向に関する情報にあっては、当該国の指導者の任期（4年等）

と定めることが考えられるが、行政機関の長は、指定の有効期間の基準を定めることが可能な情報についてはこれを定めるなどにより、統一的な運用を図るものとする。

- (2) 行政機関の長は、現に行われている外国の政府等との交渉の方針など、指定の有効期間を年数により設定することが困難である場合は、当該指定の有効期間を5年とした上で、指定を解除する条件を指定の理由の中で明らかにするよう努めるものとする。

5 指定に関する関係行政機関の協力

複数の行政機関が保有する文書、図画、電磁的記録又は物件に記録又は化体された情報を、そのうちの一つ又は複数の行政機関の長が特定秘密として指定する場合には、関係行政機関が協議の上、それぞれの行政機関の長が特定秘密に指定するなどにより、当該特定秘密の保護を図るものとする。

III 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長、解除等

1 指定の有効期間の満了及び延長

- (1) 指定時又は延長時に定めた有効期間が満了する場合

行政機関の長は、指定の有効期間を延長するときには、指定の理由を点検する。時の経過に伴い指定の理由に係る特段の秘匿の必要性を巡る状況が変化している中、更に当該指定の有効期間を延長するときは、書面又は電磁的記録により、その判断の理由を明らかにしておくものとする。特に、以下のアからオまでに掲げる事項に関する特定秘密（外国の政府等から提供されたものを除く。）について、当該アからオまでに掲げるときを経過した後、当該指定の有効期間を延長するときには、慎重に判断するものとする。

ア 見積り又は計画のうち、対象期間が定められているもの 当該対象期間が満了したとき

イ 情報収集活動の方法又は能力 これらのものを活用しなくなったとき

ウ 暗号 当該暗号を使用しなくなったとき

エ 防衛の用に供する物、通信網若しくは通信の方法又は施設 これらのものを使用しなくなったとき

オ 外国の政府等との交渉が困難となるおそれのある情報 当該交渉が終了したとき

- (2)・(3) (略)
- (4) 通じて30年を超えて延長する場合
特定秘密保護法第4条第4項の規定により通じて30年を超えて指定の有効期間を延長することについて、内閣が承認するか否かの判断は、当該特定秘密が同項各号に掲げる事項に関する情報であることを基本とし、特に慎重に行うものとする。

2 指定の解除

- (1) 指定の理由の点検等
行政機関の長は、その指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に、当該指定の理由を点検させ、その実施年月日を書面又は電磁的記録に記載又は記録させるとともに、指定の要件を満たしていないと認めるときには、速やかに指定を解除するものとする。

- (2)～(4) (略)

3 指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した当該指定に係る情報を記録する行政文書で保存期間が満了したものの取扱い

- (1) 指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密
行政機関の長は、指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密に係る情報であって、その指定を解除し、又は指定の有効期間が満了したものを記録する行政文書のうち、保存期間が満了したものは、公文書管理法第8条第1項の規定にかかわらず、歴史公文書等として国立公文書館等に移管するものとする。

- (2) 指定の有効期間が通じて30年以下の特定秘密
ア 行政機関の長は、通じて30年を超えて指定の有効期間を延長することについて内閣の承認が得られなかったときは、特定秘密保護法第4条第6項の規定により、当該指定に係る情報を記録する行政文書の保存期間の満了とともに、これを国立公文書館等に移管する。

イ 行政機関の長は、指定の有効期間が通じて30年以下の特定秘密に係る情報であって、その指定を解除し、又は指定の有効期間が満了したものを記録する行政文書のうち、保存期間が満了したものは、公文書管理法第8条に基づき、歴史公文書等については国立公文書館等に移管し、又は、歴史公文書等に該当しないもの（例えば、正本・原本以外の写しの文書、断片情報を記録した文書）については内閣総理大臣の同意を得て廃棄する。

ウ 行政機関の長は、イの行政文書のうち、指定の有効期間が通じて25年を超える特定秘密を記録するものについては、当該行政文書に長期間にわたり特定秘密に指定された情報が記録されていることを踏まえ、万が一にも歴史公文書等を廃棄することのないよう、当該行政文書が歴史資料として重要なものでないか否か特に慎重に判断するものとする。

V 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等

1 内閣官房及び内閣府の任務並びにその他の行政機関の協力

- (1) 内閣官房は、特定秘密保護法の適正な運用の確保についての自らの責任を十分に認識し、特定秘密の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除（以下単に「特定秘密の指定及びその解除」という。）並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務を行う。
- (2) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務の公正かつ能率的な遂行を図るため、内閣に内閣保全監視委員会を設置する。内閣保全監視委員会の庶務は、内閣官房内閣情報調査室において処理し、内閣保全監視委員会の構成その他必要な事項は、別に内閣官房長官が定めるものとする。
- (3) 内閣府は、内閣官房とは別の立場から、いずれの行政機関にも偏ることなく判断

することの重要性を十分に認識し、特定秘密の指定及びその解除並びに行政文書ファイル管理簿（公文書管理法第7条第1項に規定する行政文書ファイル管理簿をいう。）に記載された行政文書ファイル等（公文書管理法第5条第5項に規定する行政文書ファイル等をいう。5(1)ア(エ)及び(オ)において同じ。）のうち特定秘密である情報を記録するもの（以下「特定行政文書ファイル等」という。）の管理の適正の確保に関する事務を行う。

(4) (略)

3 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正

(1) 内閣府独立公文書管理監による検証・監察・是正

ア 内閣府独立公文書管理監（内閣府独立公文書管理監が指名する内閣府の職員を含む。以下同じ。）は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法及び施行令の規定並びに本運用基準ⅠからⅢまで（以下「特定秘密保護法等」という。）に従って行われているかどうか検証し、監察するものとする。

イ 内閣府独立公文書管理監は、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をすることができる。

ウ 内閣府独立公文書管理監は、検証又は監察の結果、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは、当該特定秘密の指定及びその解除をし、又は当該特定行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求めるものとする。内閣府独立公文書管理監は、是正を求めたときは、その内容を内閣保全監視委員会へ通知するものとする。

(2) (略)

4 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報

(1) 通報の処理の枠組み

内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務を行う者若しくは行っていた者又は特定秘密保護法第4条第5項、第9条、第10条若しくは第18条第4項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者（以下「取扱業務者等」という。）が、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料する場合に行う通報を受け付け、処理するため、窓口（以下「通報窓口」という。）を設置し、公表するものとする。

(2) 通報の処理

ア 行政機関に対する通報

(ア) 取扱業務者等は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、当該特定秘密の指定及びその解除又は当該特定行政文書ファイル等の管理に係る行政機関の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者等は、特定秘密指定管理簿に記述された特定秘密の概要や特定秘密が記録された文書の番号を用いるなどし、特定秘密を漏らしてはならない。

(イ)・(ウ) (略)

(エ) 行政機関の長は、調査の結果、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないことが明らかに

なったときは、速やかに当該指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の適切な措置を講ずるものとする。

(オ) (略)

(カ) 行政機関の長は、通報を処理したときは、その内容を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

イ 内閣府独立公文書管理監に対する通報

(ア) 取扱業務者等は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、内閣府独立公文書管理監の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者等は、特定秘密指定管理簿に記述された特定秘密の概要や特定秘密が記録された文書の番号を用いるなどし、特定秘密を漏らしてはならない。

(イ) (ア)に定める通報は、ア(イ)において調査を行わない旨の通知又は同(オ)の通知を受けた後でなければ、行うことができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

a ア(ア)に定める通報をすれば不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合

b ア(ア)に定める通報をすれば当該通報に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合

c 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

(ウ) (略)

(エ) 通報を受理した内閣府独立公文書管理監は、必要があると認めるときは、(イ)の通知に係る行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をすることができる。

(オ) 行政機関の長は、(エ)による求めがあったときは、特定秘密保護法第10条第1項の規定により、内閣府独立公文書管理監に特定秘密を提供するものとする。

(カ) 行政機関の長は、当該特定秘密の提供が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められないとして(エ)による求めに応じないときは、その理由を内閣府独立公文書管理監に疎明しなければならない。

(キ) 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは、当該特定秘密の指定及びその解除をし、又は特定行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求めるものとする。

(ク) 行政機関の長は、(キ)の求めがあったときは、適切な措置を講じた上で、当該措置について内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

(ケ) (略)

(3) 通報者の保護等

ア 通報の処理に参与した職員は、通報者を特定させることとなる情報その他の通報に関する秘密を漏らしてはならず、又は知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に利用してはならない。

イ 行政機関の長は、当該行政機関の職員が、通報者（通報者が適合事業者の従業員である場合にあつては、当該適合事業者を含む。ウ前段において同じ。）に対し、通報をしたことを理由として不利益な取扱いをすることのないよう適切な措置を講じなければならない。

ウ 行政機関の長は、通報者に対し、通報をしたことを理由として懲戒処分その他不

利益な取扱いを行った職員があるときは、当該不利益な取扱いを取り消し、又は是正するとともに、当該職員に対し、懲戒処分その他適切な措置を講ずるものとする。正当な理由なく、通報に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員についても同様とする。

エ (略)

5 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者及び国会への報告

(1) 内閣総理大臣への報告等

ア 行政機関の長は、毎年1回、(ア)から(シ)までに掲げる事項を内閣保全監視委員会に、(ア)から(キ)まで及び(シ)に掲げる事項を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

(ア) 当該行政機関の長が指定をした特定秘密の件数及び過去1年に新たに指定をした特定秘密の件数(Ⅱ1(1)に規定する事項の細目ごと。(イ)及び(ウ)において同じ。)

(イ) 過去1年に指定の有効期間の延長をした件数

(ウ) 過去1年に指定を解除した件数

(エ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去1年に国立公文書館等に移管した件数

(オ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去1年に廃棄した件数

(カ) 過去1年に廃棄した特定行政文書ファイル等の件数

(キ) 過去1年に処理した4(2)ア(ア)の通報の件数

(ク) 過去1年に適性評価を実施した件数(警察庁長官にあっては、警察本部長が実施した適性評価の件数を含む。(ケ)及び(コ)において同じ。)

(ケ) 過去1年に適性評価の評価対象者が特定秘密保護法第12条第3項の同意をしなかった件数

(コ) 過去1年に申出のあった特定秘密保護法第14条の苦情の件数

(サ) 過去1年に行った適性評価に関する改善事例

(シ) その他参考となる事項

イ 内閣保全監視委員会は、アの報告に加え、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求めることができる。

ウ 内閣府独立公文書管理監は、内閣保全監視委員会に対し、ア(ア)から(キ)まで及び(シ)に掲げる事項に関し、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理についての意見を述べることができる。

エ 内閣保全監視委員会は、アからウまでに定める報告、説明及び意見を取りまとめ、国民に分かりやすい形で取りまとめた概要を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

オ 内閣府独立公文書管理監は、毎年1回、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。

(2) 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者への報告

内閣総理大臣は、毎年1回、(1)エの状況を特定秘密保護法第18条第2項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

(3) 国会への報告及び公表

ア 内閣総理大臣は、毎年1回、(2)の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除

並びに適性評価の実施の状況を国会に報告するとともに、公表するものとする。
イ なお、両院に設置される情報監視審査会に報告する際には、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものをアに添付するものとする。

VI 本運用基準の見直し

政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、常にその運用の改善に努めつつ、定期的に、又は必要に応じて本運用基準について見直しを行うものとする。なお、特定秘密保護法の施行後5年を経過した場合には、その運用状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。また、見直しの結果については、これを公表するものとする。

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平11法42）（抄）

第2章 行政文書の開示

（行政文書の開示義務）

第5条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

一の二 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関非識別加工情報」という。）若しくは行政機関非識別加工情報の作成に用いた同条第5項に規定する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。）から削除した同条第2項第1号に規定する記述等若しくは同条第3項に規定する個人識別符号

又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第9項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（同条第10項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「独立行政法人等非識別加工情報」という。）若しくは独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた同条第5項に規定する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。）から削除した同条第2項第1号に規定する記述等若しくは同条第3項に規定する個人識別符号

- 二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- 三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- 四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- 五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

○公文書等の管理に関する法律（平21法66）（抄）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等

が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(定義)

第2条 (略)

2 (略)

3 この法律において「国立公文書館等」とは、次に掲げる施設をいう。

- 一 独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）の設置する公文書館
- 二 行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であって、前号に掲げる施設に類する機能を有するものとして政令で定めるもの

4 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第19条を除き、以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二 特定歴史公文書等
- 三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

5 (略)

6 この法律において「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう。

7・8 (略)

第2章 行政文書の管理

第2節 行政文書の整理等

(整理)

第5条 行政機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 行政機関の長は、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める行政文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「行政文書ファイル」という。）にまとめなければならない。

3 前項の場合において、行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4 行政機関の長は、第1項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、政令で定めるところにより、延長することができる。

5 行政機関の長は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより国立

公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

(行政文書ファイル管理簿)

第7条 行政機関の長は、行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、政令で定めるところにより、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）第5条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「行政文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、政令で定める期間未満の保存期間が設定された行政文書ファイル等については、この限りでない。

2 (略)

(移管又は廃棄)

第8条 行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第5条第5項の規定による定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 行政機関（会計検査院を除く。以下この項、第4項、次条第3項、第10条第3項、第30条及び第31条において同じ。）の長は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣総理大臣の同意が得られないときは、当該行政機関の長は、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

3 (略)

4 内閣総理大臣は、行政文書ファイル等について特に保存の必要があると認める場合には、当該行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該行政文書ファイル等について、廃棄の措置をとらないように求めることができる。